

591-275  
\*1200500690266\*

**Kodak** Gray Scale

**C** **Y** **M**

© Kodak, 2007 TM: Kodak

<b>A</b>	1	2	3	4	5	6	<b>M</b>	8	9	10	11	12	13	14	15	<b>B</b>	17	18	19
----------	---	---	---	---	---	---	----------	---	---	----	----	----	----	----	----	----------	----	----	----


Inches  
cm

**Kodak** Color Control Patches

Blue	Cyan	Green	Yellow	Red	Magenta	White	3/Color	Black										
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19

© Kodak, 2007 TM: Kodak







醫學博士 藤浪剛一 著

東西沐浴史話

全

人文書院發行



591

275



浴 施  
 このはれ中越婦貞郡黒瀬村松本山法寺の所蔵に保るよ  
 中法華住持繪傳(國寶曆貳年)第二十二幅による



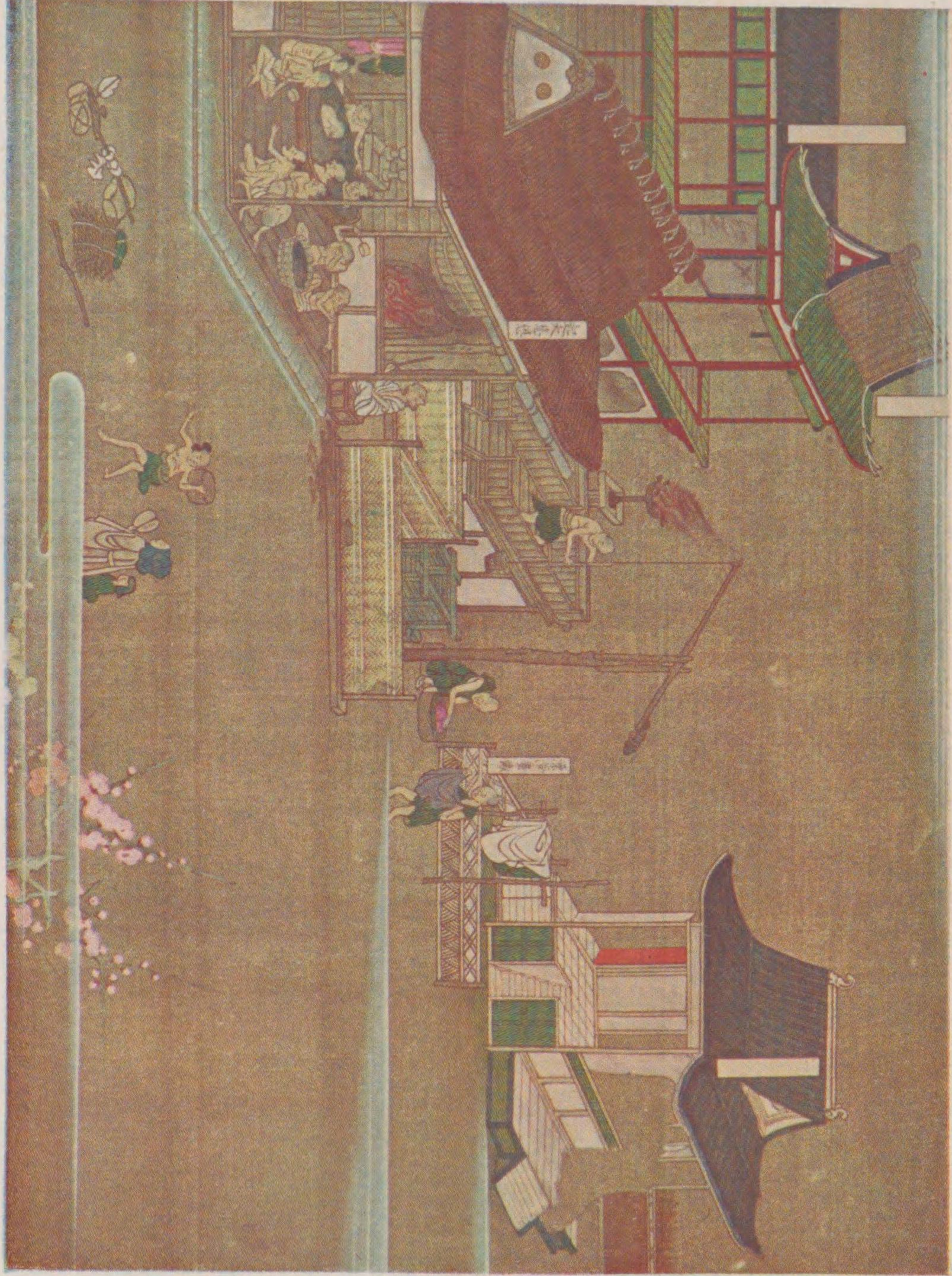
I 種  
 W



\*1200500690266\*



591  
275



浴 施  
これに越中婦負郡黒瀬村松山本法寺の蔵に在る  
海出現法華住持(寶嘉曆年)第二十二幅による

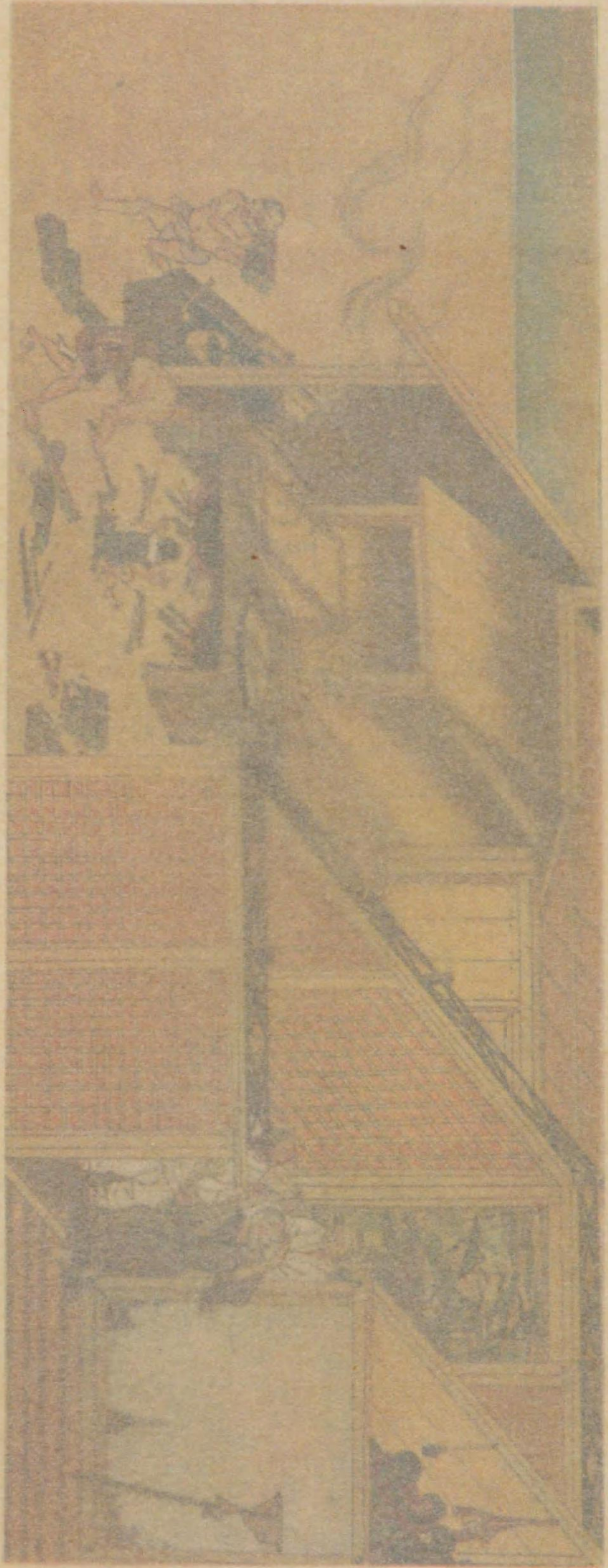


I 種  
W



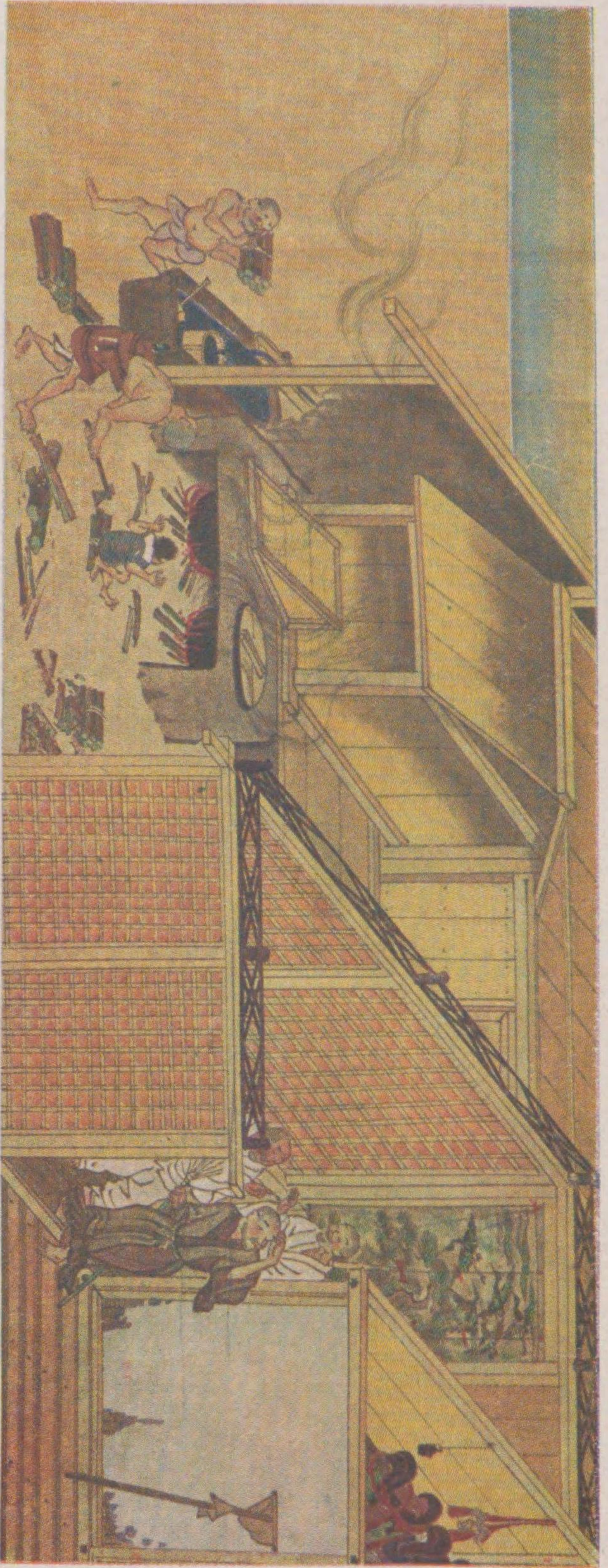
\*1200500690266\*





置配の室浴  
るよに繪師慕はれこ





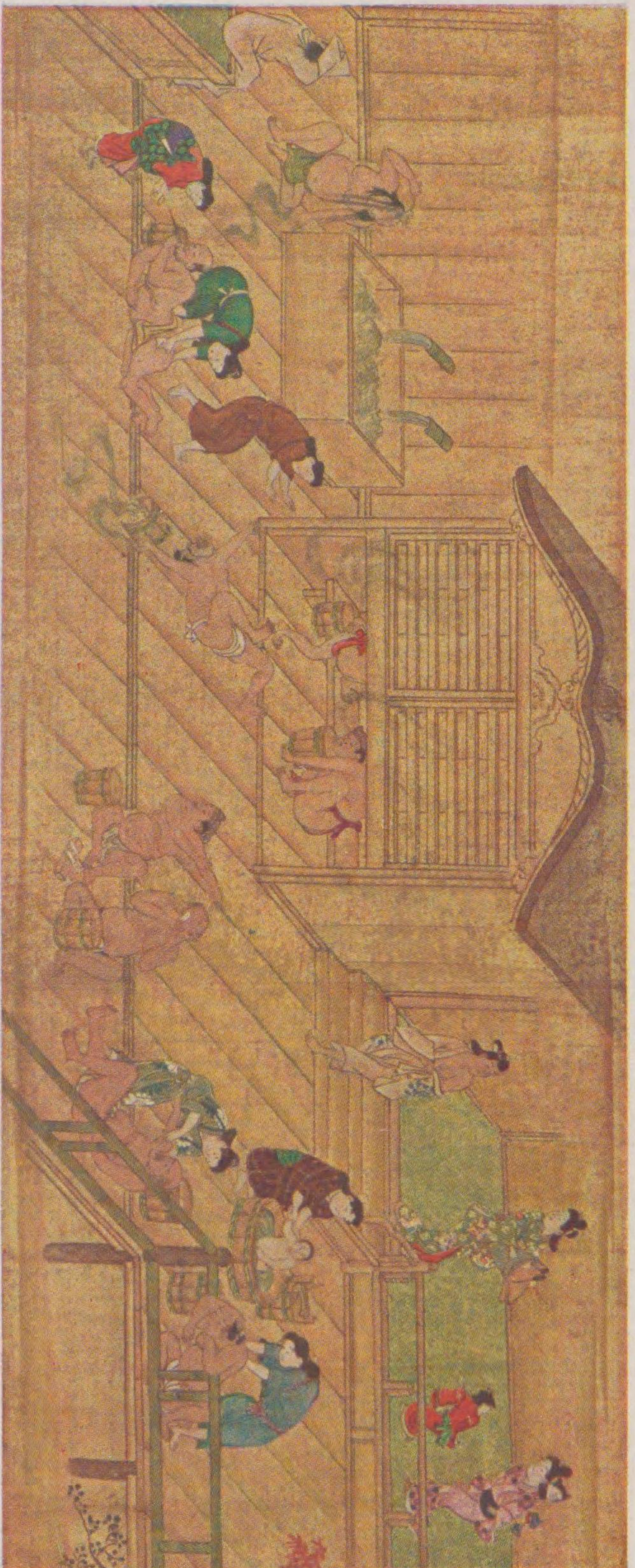
置配の室溶  
るよに繪歸葉はれこ





昌風茶の代時本寛  
るよにのものを蔵所の館物博園帝京東てに筆の師川菱師傳はれこ

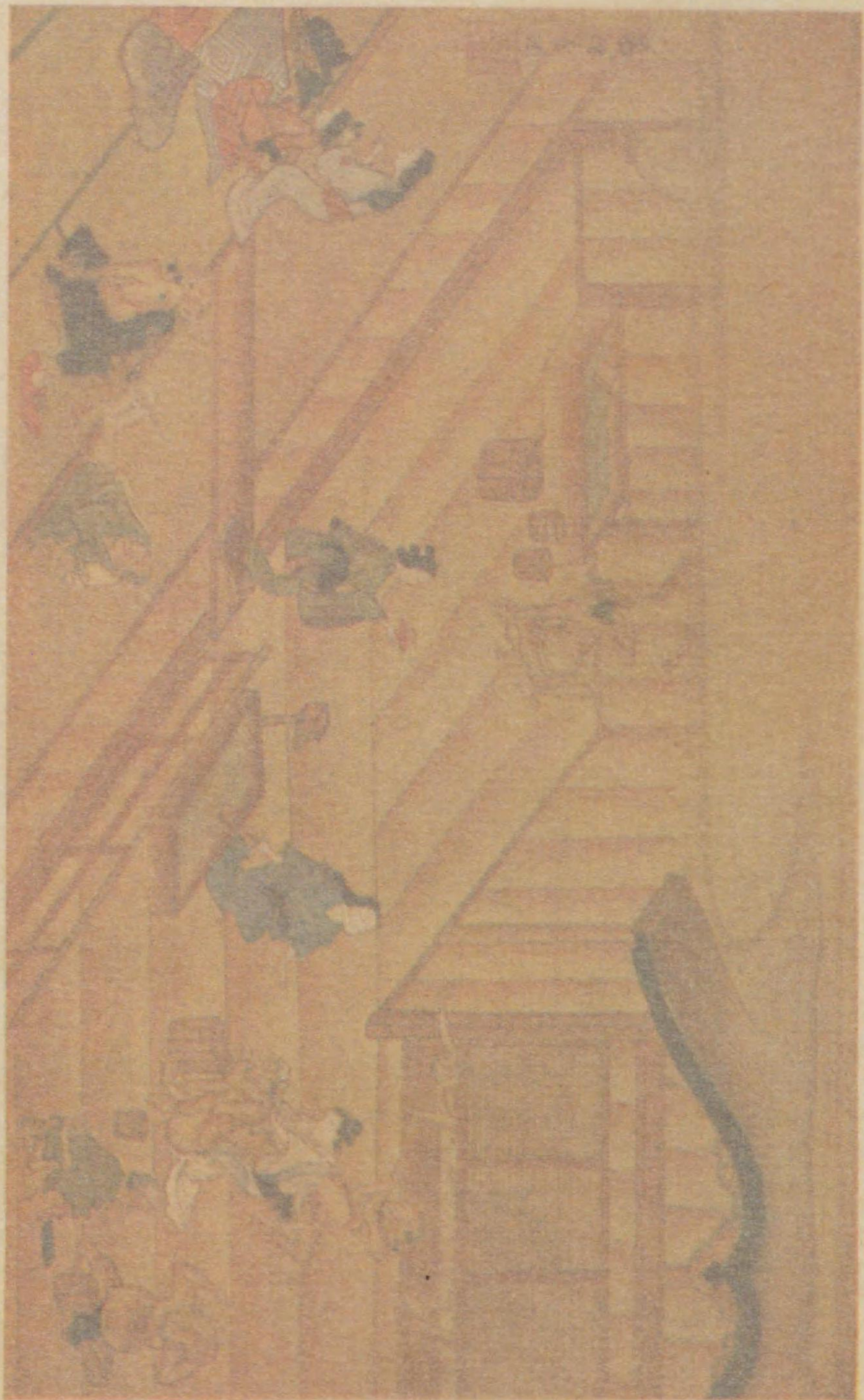




呂風蒸の代時永寛

るよにのもの藏所の館物博園帝京東てに筆の師川菱師傳はれと

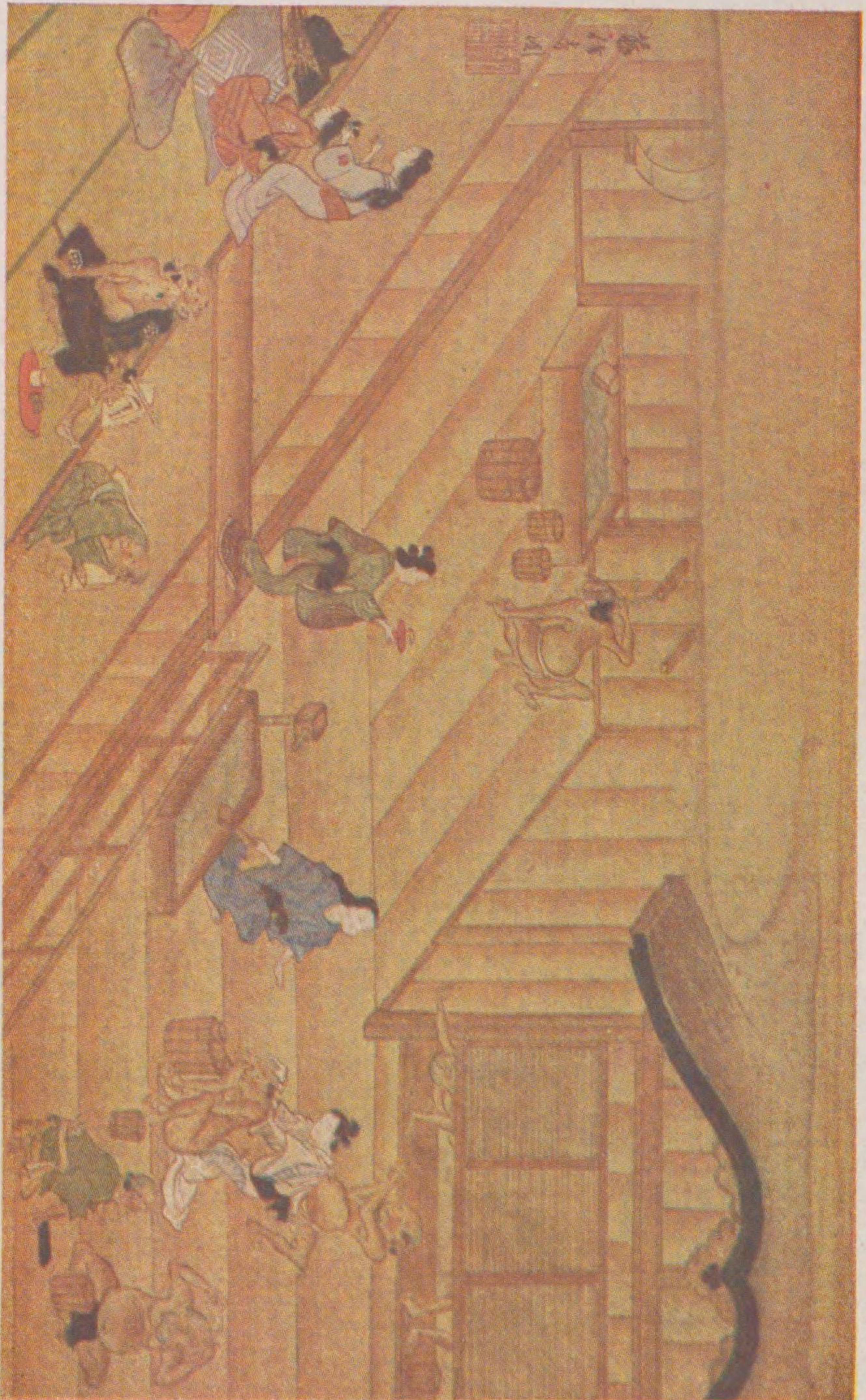




呂風茶の期頭中川徳

こよにのもふ傳と筆の蝶一英はれこ





呂風蒸の期頃中川徳

とよにのもふ傳と筆の蝶一英はれこ



序

何時か我が書齋に蒐めた資料から書き了へたが、その限られた乏しき、取捨の無理、魯魚の誤り、それに秃筆の到らざるを、自分ながら不満足に思ふのであるが、今更捨てるも惜しく、他日の拾遺を豫期して、發刊することにした。

石田元季大人の少からぬ御力添は、感謝すべき我が大なる義務であることを言添へて置く。

昭和六歲 辛未 春四月



東西

序……………  
 はしがき……………  
 沐浴の生……………  
 沐浴と思……………  
 印度人の……………  
 回々教徒……………  
 耶蘇教の洗禮……………  
 湯誓……………  
 大嘗會……………  
 皇子降誕——産湯……………  
 沐浴の忌日……………

目次

一 二 四 五 九 〇 一 一 三 一 六 一 八

版 色 彩 頭 卷			
(目枚三第) の代時永寛 呂 風 蒸	(目枚二第) 置配の室浴	(目枚一第) 圖の浴施	位 置
師の筆 傳師菱川	暮歸繪 浴室	法華住 右第二行目 ヨリ七字目	誤 ○
の筆 傳菱川師宣	暮歸繪 浴室	法華經	正 □

正 誤 表



# 東西沐浴史話

## 目次

序	一
はしがき	二
沐浴の生理的作用	四
沐浴と思想表現	五
印度人の入浴	九
回々教徒の水洗	一〇
耶蘇教の洗禮	一三
湯誓	一六
大骨會	一八
皇子降誕——産湯	二〇
沐浴の忌日	二一

目次

参 照 書 籍			
書 名	(第一対目) 漢書の圖	(第二対目) 新羅の國	(第三対目) 高麗の國
五 篇 〇	漢書の圖 漢書の圖	新羅の國 新羅の國	高麗の國 高麗の國
五 〇	漢書の圖 漢書の圖	新羅の國 新羅の國	高麗の國 高麗の國



獨逸皇帝の奇智……………二七  
 佛典に載せられた沐浴……………二九  
 温室……………三〇  
 希臘の浴ぶり……………三〇  
 羅馬の沐浴……………三〇  
 羅馬のカラカラ浴室……………三一  
 奈良朝の寺院浴室……………三二  
 光明皇后の遺事……………三三  
 楊貴妃……………三三  
 華清宮の温泉……………三四  
 藤原期及び鎌倉期の浴室……………三五  
 繪巻物に載せられた浴室……………三六  
 施浴……………三六  
 清盛入道の水責め……………三六  
 日耳曼人の水泳……………三六

寺院と沐浴……………一〇  
 沐浴と婚儀……………一四  
 十字軍と癩病……………一四  
 蒸風呂……………一五  
 沐浴の弊習……………一五  
 温泉浴の勃興……………一五  
 床屋……………一六  
 沐浴の招饗……………一六  
 浴室の發達……………一六  
 朝鮮貢使の沐浴觀……………一七  
 風呂屋と湯屋……………一七  
 湯女(垢搔女)……………一八  
 湯槽の種類……………一八  
 養生書に載せられた沐浴觀……………一九  
 洗湯は慰安所……………一九



土耳其風呂と魯西亞風呂……………一七  
 公衆浴場……………一八四  
 索引……………一九  
 以上

# 東西沐浴史話

友 浩 到 一

## はしがき

日本ほど温泉に恵まれた國はあるまい。芭蕉翁のいはゆる菊は手折らぬ湯の匂ひ、湯煙上る山の宿の溢るゝばかりの湯槽に浸つて、近替遙峯を眺める味は、またたとへ難く懐しいものである。

温泉の研究は自分の専攻學の畑からは傍系であるが、一通りは辿つてみねばならぬ關係上、その第一歩として私は先づ沐浴の研究に手を下した。生理學上からいへば、沐浴が身體に及ぼす働きは東西の人種に執つて別に變りもないが、久しい慣習は色々の民族間に種々の差別點を造つた。邦人は沐浴に寧



ろ熱き湯を喜び、西洋人は温るきを好むことの、それぞれ身體に及した影響は、蓋し多大のものであらう。かくて我が國民の沐浴風習から調べて、更に外國に移り、東西の比較をして見たいと自分が思ひついたのは可なり久しい以前であつた。諸種の文献を漁り繪畫を蒐集して、閑を偷んでは纏めて見たものゝ、さて歴史や風俗上の考證に就いて識者から見られたならば、材料の選擇を謬つた點もあらう。又意至つて詞足らざる所もあらう。これ等は宜しく江湖諸彦の教示を仰ぐところである。

沐浴には、風呂行水瀑布浴冷水浴海水浴温泉水泳の如き様々の方法があるが、疾病者のものする瀧や温泉のそれは姑く除き、健康者の沐浴は日常のことで、身體の汗や垢を悉く洗ひ去つて、心身共に爽快となり、一日の勞苦を醫するに十分である而して、浴後一簾の清風王者の快あるもの、それが思想に風俗に及す所の關係の種々極めて廣く深きものなるは、實に驚くべきものであるといはねばならぬ。

### 沐浴の生理的作用

沐浴の生理作用には、皮膚が重大なる意味を持つてゐる。皮膚は我々の身體を裏む外殻で、大切な機關である。若し火傷で皮膚の三分の一を糜爛せしめたならば、生命を取止めることは困難である。皮膚は、それ程に生命と密接な關係がありながら、胃肺の如くに重く視られてゐない。大抵は紙の如き薄い層で、汗や脂の出るところ位に思つてゐるのが通常である。

皮膚には多數の血管が網を作り、神經が分布してゐる。而して恰も肺の如くに物質代謝から不必要になつたものを排出し、又汗皮脂の分泌を司り、生命と健康とに有害なものを取り除くのである。皮膚の呼吸は、皮膚内の血液と大氣とが接觸して、瓦斯を交換し、炭酸瓦斯と水蒸氣とを出し、酸素を攝取する。人體にては皮膚から炭酸量の出づることは多いが、酸素を採るのは微量である。これに反し、水分の蒸散は可なり大量で、約腎臟の機能と同等であるから、一日に一リートの水が流れてゐる。この水分が濃くなると汗となる。又大氣の湿度が増しても同様である。皮膚の呼吸も温湯を泳びると、一層旺んになるのである。

皮膚を顯微鏡で檢すると、色々な細密の構造を成してゐることが分るのである而して、そこには知覺の官器が潜められ、眼と筋肉の働きとに相待ちて、周圍の物體



を意識することが出来る。又気温に伴ふ反應が鋭敏で、脳髓にその感覺を傳へ、更に吾々を襲ふ危険に對して之を防禦するのである。

皮膚は、また温度の調節を司る作用を有し、寒熱に適應して、体温の高低を整へるその寒熱に適應した体温は、吾人の無意識裡に調節せられるのであるが、衣服を襲ね、食物を攝り、又運動によりて補償することも勿論大切である。

殊に水を被り、又は湯に入ると、その温度の變換から招致せられる刺戟は、單に外表の皮膚のみでなく、神経は更に枝路を傳つて、體内の臓器にまでも影響を及すのである。即ち血液循環、呼吸物質代謝分泌及び筋肉に様々の働きが現れて、エネルギーの活躍となり、或はその平穩を招き、その結果、爽快の感、安眠の快を與へ、或は又疲勞となつて、心身に多大の影響を齎すことゝなるのである。

### 沐浴と思想表現

水浴入湯が皮膚に與へる効果は多大である。古語にも「新しく沐するものは冠を彈す」とあるが、眼前に皮膚から脂が去り、垢が流れて清潔になると、自然心持も新



浴水の人士度印 圖一第

ナ拜を神・し浴に水河の人士・リ寄立に島蘭錫度印・次途の問訪本日が曾提國米リルべ  
るあで年六五八一紀西のためしせ生寫てしをナイハ人逸獨者行隨・てしと奇をる



たになり、汚穢の間から飛び離れた感は心身の清淨潔白となつた想ひに到著するのである。身體の外表につき纏ふ穢れを洗ひ去ることは、保健上誠に結構であるが、同時に精神的にも清淨の感、即ち清々しさを得たことになるのである。

此思想は世界各民族の持つ所であつて、これに宗教的儀式が加はり、莊嚴な意味を帯びることになつた。

### 印度人の入浴

身體を洗へば、それと共に精神も清まるとは、原始印度人の根本思想であつた。印度人は汚ない濁つたガンヂス河を神聖視してその水に浴し、流れに浸つて身體を洗ふ、それは他國人の到底想像にも及ばぬ程の執心さである。今でも印度人はガンヂス河の汚水に平然と浴し、よりて以て心の穢れが清められると信じてゐる。佛典にはゆる西方十萬億土に極樂ありとは、印度人の或る理想を物語つたもので、死後骨灰を神聖なガンヂス河に投げて貰ふと、ゆくらく流れの遅い大河の水も、何時かは、それを印度洋に送る。そこが淨土極樂であると信するのである。



熊谷國造氏は十五年間を印度、緬甸に送り、大正十四年に歸朝せられたが、佛蹟研究に深い造詣を有せられることは、洽く人の知る所である。余は嘗て同氏を訪ね、印度の沐浴のことに就いて種々の事を聞いた。

印度地方では、他の熱帯地と同様、半裸體で暮すとはいへ、我が邦人の如く丸裸體となつたり、時に局部すら露出して平然たるとは異なり、絶對腰部以下を隠蔽し、全裸體となるを最耻辱となし、人に視られるを恐れることが甚だしい。殊に一部の婦人は顔を掩ふものすらある。男女何れもサロンと稱する幅廣い綿布で、恰も我が婦人の腰卷の如くに腰部以下を包絡し、その一半を肩に懸ける。男は更にその裾を後より前に脚間より捲き上げて、越中褌の如くに局部を包む。婦人は乳房の露れることを耻ぢ、サロンの上に更にドンギとて腹卷に似た布片を胸より捲いて深く乳房を隠くすのである。

此の如く、印度人等が眞裸を忌み、心して之を戒めることの堅いのは、全く我々の想像外である。嘗て熊谷氏が緬甸の一青年を携へて歸朝し、これを氏の宅に置いて、一日湯屋に彼を送つたが、芋を洗ふにも似た眞裸の混雜を見て、遁け歸り、如何に説き聞かせても到底入浴の勧めに應じなかつた。

印度(又他の南方諸國)には浴場が絶對に無い。而して貴賤老幼の別なく、河川は勿論、水溜りさへあれば、即ち茲に浴するのである。恒河は世界有數の大河で、その水温は華氏七十度前後である。そこに四季を通じて水浴するのであるが、決して男女の混浴といふことはなく、男子の浴する所には婦人來らず、婦人の聚る所は男子が固く之を避ける。男女の區別はかく儼然と保たれてゐる。そして、水浴者は著衣のまま、腰の深さまで入る、平素は石鹼を使用するが、祭祀に當つては油香料を塗る。水を浴びた後は濡れたサロンのまゝで歩くが、殊に乾燥期には歩く間に日光と乾燥空氣の爲に乾くことが早いから、敢て身體を拭ふ必要もない。生活の餘裕あるものはサロンの著換を濡れた身に纏ひ、古いものを水中で洗ふ。著換のないものは半身を脱いで洗濯し、手に持つて乾すが、それに三分の時をも要しない。而して乾いた部を腰に捲き、更に半部を洗ひ乾すのである。

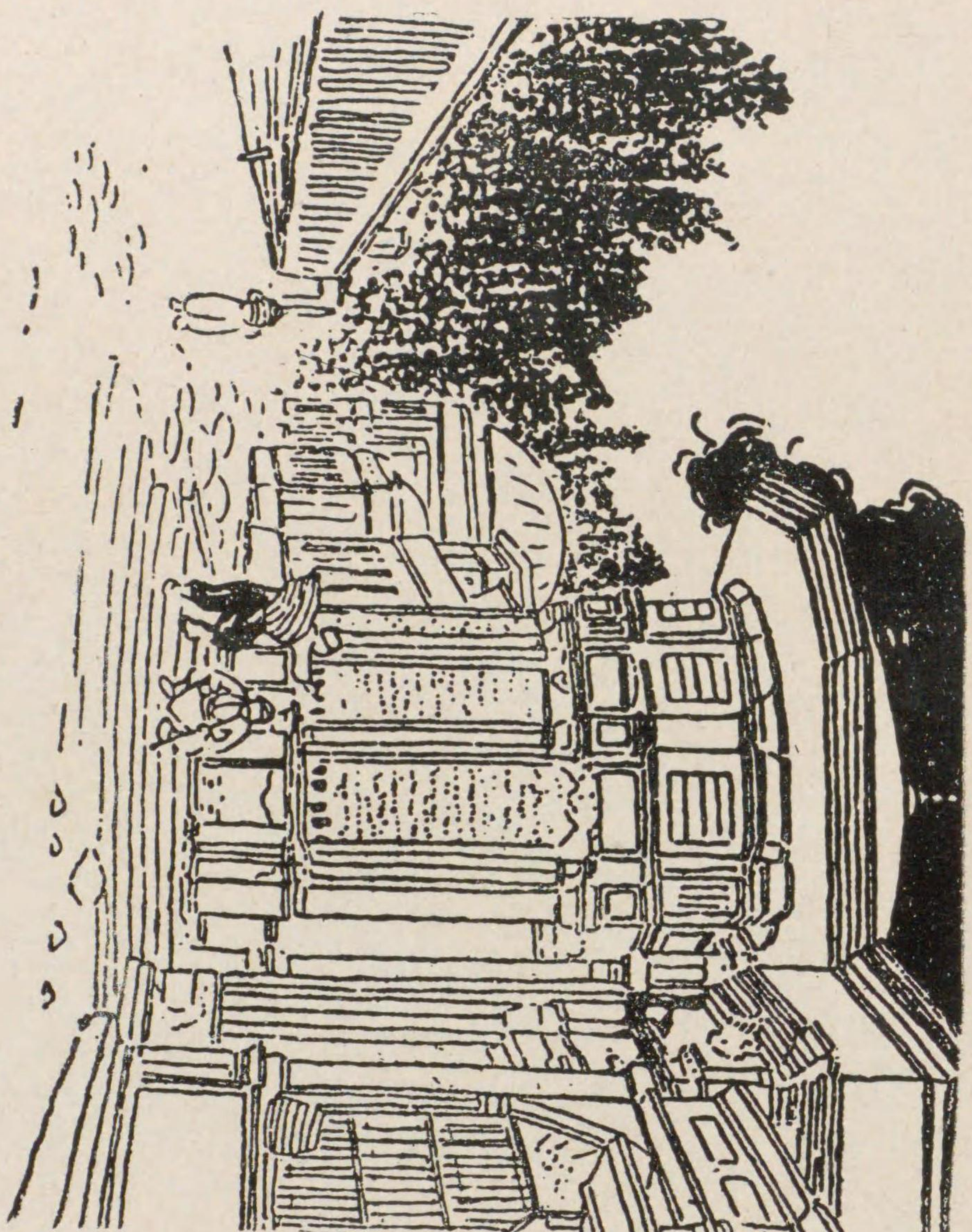
河川に限らず、少しの水溜りでも在る所には、牛馬と共に水浴して毫も意に介しない。彼等が濁水で口を嗽ぎ、子子の生じた水を飲むなどは、吾人の想像にも及ばぬ。彼等は白湯を知らないのである。

印度人の水浴は一日一回である。水浴すれば心身共に清め得たものとせられ



こゝに始めて彼等は佛を拜し、神を祭り、祈禱を捧げる。印度の旅行で何人も困るのは旅舎のないことである。土人には他人の用ひたものを再び使用しない風習がある。殊に異教者間には食事の共通が禁ぜられ、夜具食具を別々にするから、日用品一切を携帯して巡禮するのが一般の習慣である。この習慣は従つて旅舎の發展を阻止するのであるが、又一方には彼等の生活程度からは、宿舎の設備を必要としないのである。されば、外國人は英國官憲が停車場に設けたダックバンガローに便宜を仰がねばならぬ。此バンガローは英國官吏の巡視の際、宿泊に用立てるものであるが、一般外國の旅行者も茲に宿を求めることが出来る。更に面白いのは土人の家に廁のないことで、何れも天空を仰ぎつゝ、草叢の間で用便するので、婦女子が相並びても別段互に意に留めない。熊谷氏の話にも一日早朝汽車の窓から山蔭に白衣を擔ぐ婦女の踞ける一列の縦隊を望み、不思議に思つたことであつたが、これは用便行列であつたといふ。彼地では、しかし、これが普通であるから、見馴れるに従ひ、遂には意にも留めずに打ち過ぐことになること。

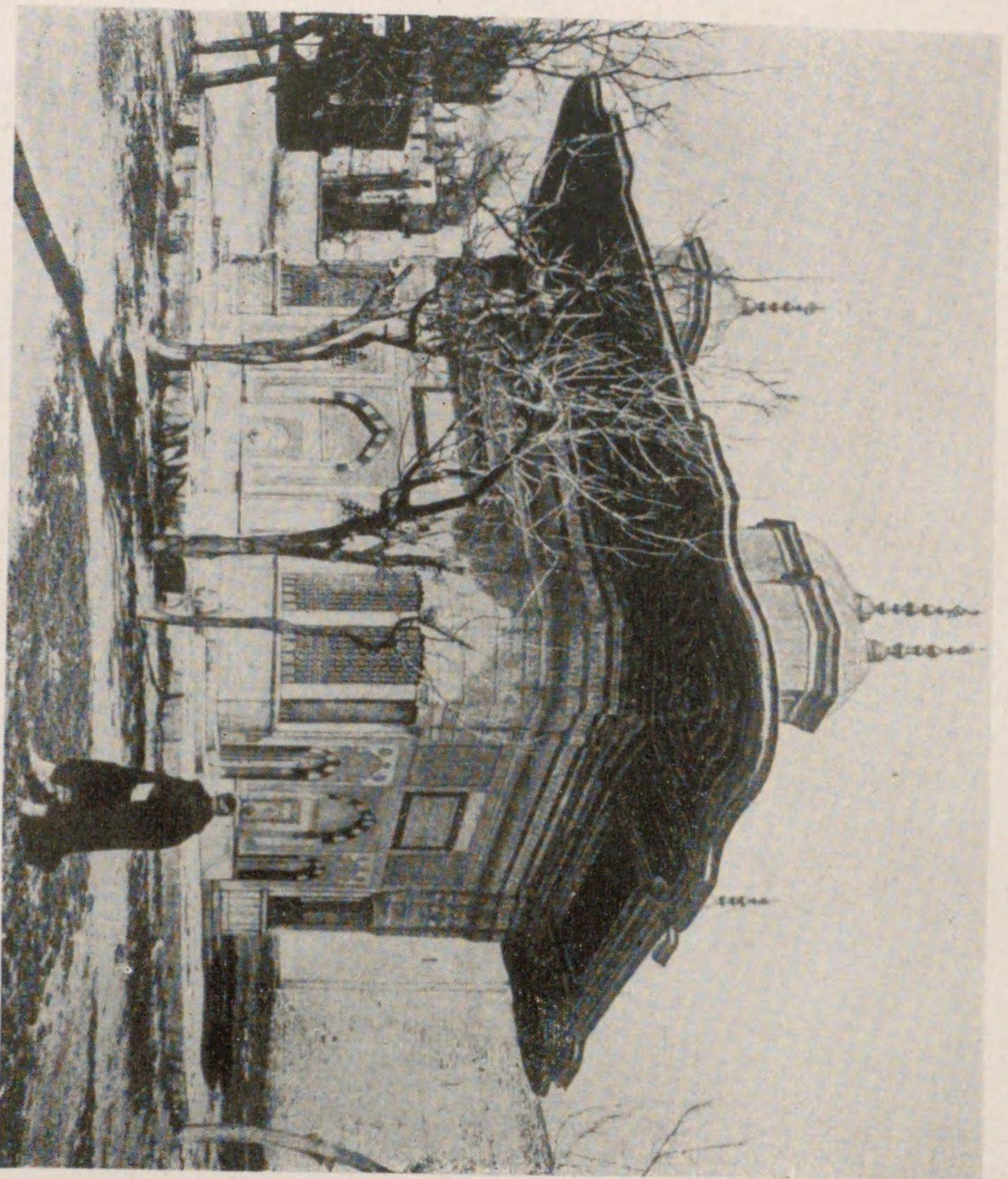
印度には温泉が尠い。それは交通の不便なためと、温泉を賞美せざるためから



臺水洗の府君 圖二第

つあが習むし親に水・らか旨宗の教々回・はて於に府君都首舊古耳土  
らけ設が臺水施はに部外の院寺がるおも築建立獨き如の塔水洗・て  
るれらせ供に用の身淨る上に壇祭は或・し爲を水行はれそ・るゐてれ





塔水洗の府君 圖三第

はのもたし遣の世三第ボマーア・ソタルズもに中のそい多が塔水洗はに府君  
るあで物建の石理大 たつ保に分多を風亞比刺亞・魔華てしに重莊に殊式様築建



未だ汎く知られないのである。印度人の温泉の入浴には我々ほどの執心が乏しい彼等には河水に浴すると温泉に浴すると何等の差別も無い。だが温泉浴として知れて居るのは王舎城の附近である。王舎城の竹林精舎舎衛城の祇園精舎は釋迦如來に因縁深い土地である。釋尊が尼蓮禪河の苦行六年菩提樹下に正覺を成就して王舎城に來り五十年間の長い年月を此地に送られたから佛徒には親しみ深き土地である。

第一圖は、安政六年黒船が日本沿岸を騒がした當時の提督ペルリーが、下田寄港後、印度に廻航して、セイロン島に著き、印度の水在る處必ず浴する情境を寫したものであるが、飢ゑたるものゝ食を貪るが如き水浴の執著が能くあらはれてゐる。佛典にいろく、沐浴のことが出て居るが、それを讀むと、浴池浴室を述べ、浴の功德を賞してある。凡そ印度人の水浴の風習が佛教思想に影響したことは夥しい。

### 回々教徒の水洗

我國に於ては、神祠に詣づるに、まづ手を拭ひ口を嗽いて淨める風習は、印度の影



響であるとは廣く認めらるゝ所である。水で一切の穢を去り、純白清淨の心身になりて始めて神前に出づるを得るのである。これが禊の儀式の根本思想である。その事實は、印度人の水浴と同じ意味である。

回々教徒も我々と同様、堂祠に詣づるに先だち靴を脱し、階下の瀧口より流れ落ちる水で足を洗ひ、兩腕を清めて後ちに祠壇を拜するのである。第二圖はその洗ひ場である。回々教徒は教祖の訓を守り、今日でも日に七たび身體を洗ふ風習がある。身體を洗ふ水槽は一種の洗塔で、その構造の裝飾には精を極め、美を盡したもので、土耳其の舊首都コンスタンチノーブルのセントソフヒヤ寺の側にある巨塔の如きは、眞に人目を驚かすに足る。第三圖は即ち此巨大なる洗塔で、山田寅次郎氏の土耳其大觀に掲載せられてゐる。この洗塔には希臘文字で左からでも右からでも、管に顔を洗ふな、心まで洗へ」と讀まるゝ文字が刻まれて居るので有名になつて居る。

### 耶蘇教の洗禮

耶蘇教にも洗禮の儀式がある。聖書に「我は水をもて爾曹にバプテスマを施ししが、彼は聖靈を以て爾曹にバプテスマを施すべし。當時、イエス、ガリラヤのナザレより來り、ヨルダンにてヨハネよりバプテスマをうけ、頓て水より上れば、天わかれ、靈鴿の如く其上に降るを見たり」とある。此の如く、明かに水にて清める信仰があつた。

東西を通じ、水の宗教的儀式から、客觀的の認識の上には、各國民それぞれに深く根ざした相異はあるも、主觀的の信仰に於ては、共に轍を一にしてゐる。而して、種々の民俗から、水浴に對する愛好に多少の輕重はあるが、然し日本人の如くに、水を以て淨め得るとの信仰の強い國民は、又と世界にあるまいと思ふ。

### 湯 誓

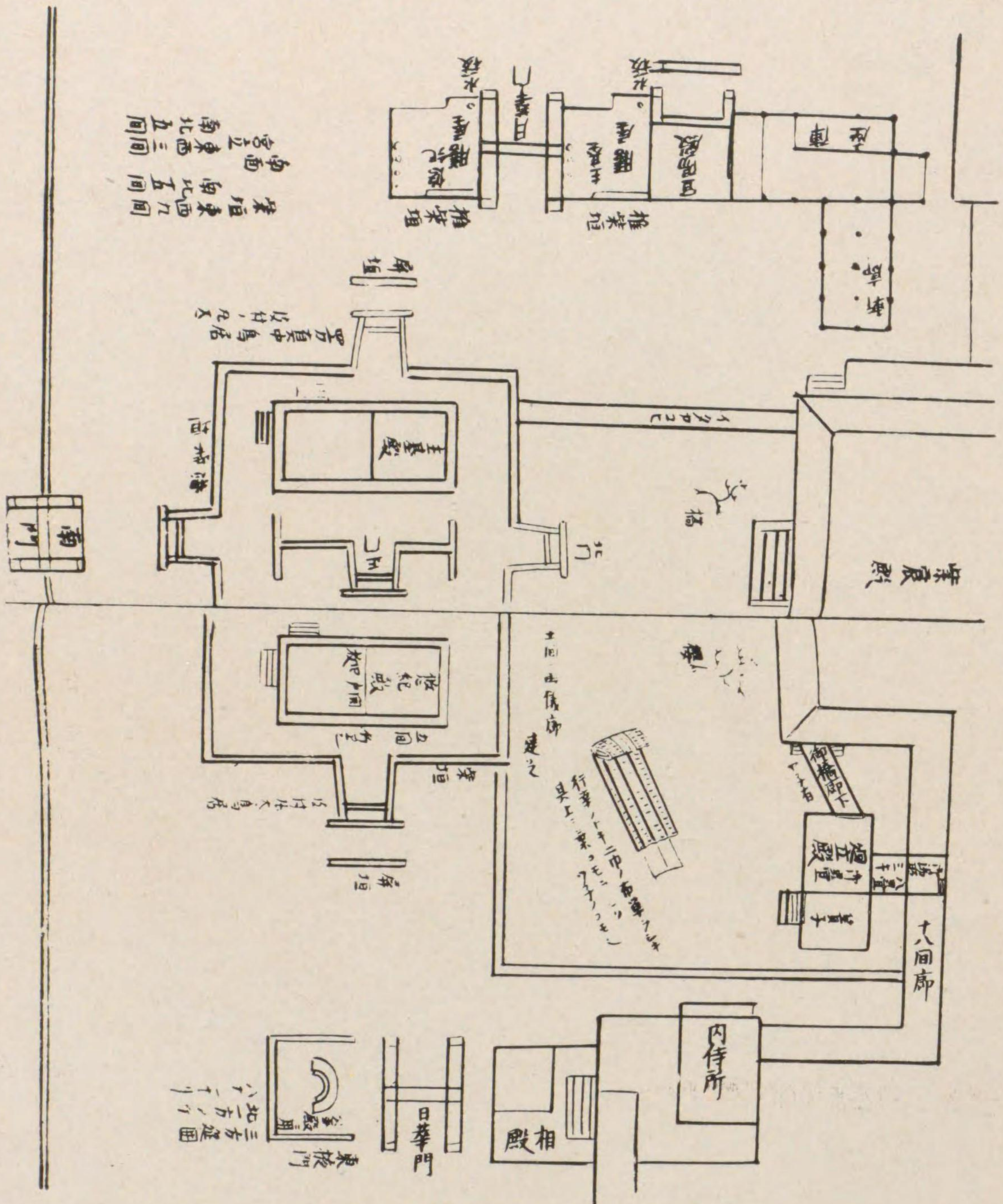
水の清めの清々しさを喜ぶ國民は、隱さはぬ明き情意が絶對の力として、眞心の底から湧くのである。かくて、それが自分の清淨潔白を示す唯一の表現として擇ばれた。人に疑はれ誤まられたとき、未だ立法制度の發達しない時代には、正義潔



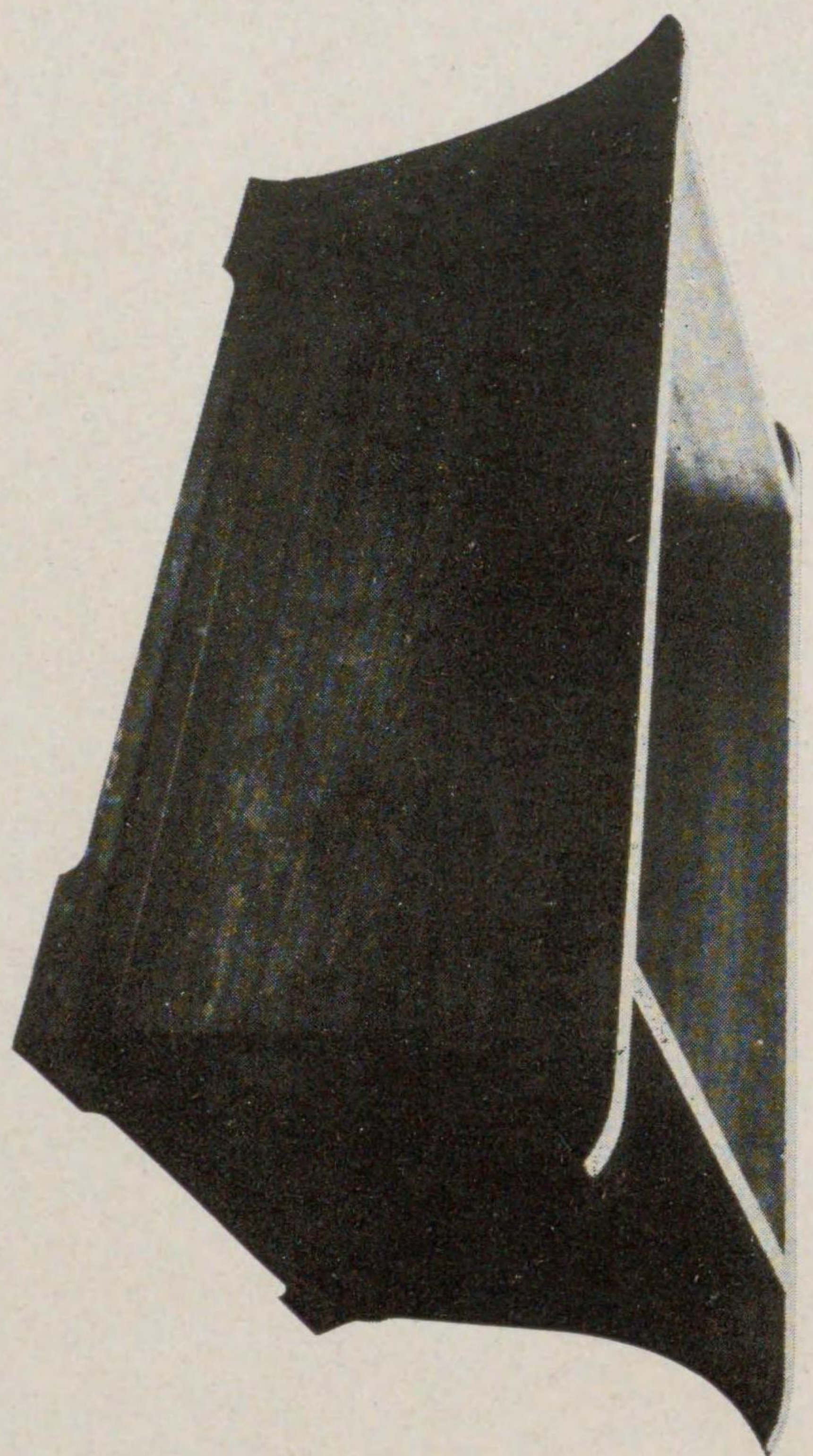
白を示すのは自ら神明に誓ふより途はなかつた。それには、正直なれば熱い湯にも犯かされない證據を示して、黑白を辨する途が拓けた。【日本書紀】に  
 九年夏四月、遣武内宿禰於筑紫、以監察百姓、時武内宿禰弟甘美内宿禰、廢兄即讒、言于天皇、武内宿禰常有望天下之情、(中略)時武内宿禰獨大悲之、窃避筑紫、浮海以從南海、廻之、泊於紀水門、僅得逮朝、乃辨無罪、天皇則推問武内宿禰與甘美内宿禰、於是二人各堅執而争之、是非難決、天皇勅之、令請神祇探湯、是以武内宿禰與甘美内宿禰、共出于磯城川濱、爲探湯、武内宿禰勝之。  
 とある。心に偽りなくば、たとひ熱湯に手を入れても爛れない、これぞ正しきものの勝利で、神聖な裁判であると信じた。當時この裁判法は相當に行はれたものゝ如く、【日本書紀】の所々に、令探熱湯、定眞僞の語があつて、實者不爛、虚者必爛とある。湯誓は心理學から容易に説明が付くもので、水でも熱いと思へば觸れた皮膚に水泡が出来る。心に疚しい所がないと云ふ信念は、熱湯に對しても平氣である心理から、實者と虚者の實證を示すことになるのである。  
 探湯ほど公明正大の裁判はないから、湯起請が起り、起請するに湯を用ゆる次第となり、足利時代の末頃まで行れたものである。細川勝元が

大嘗會の儀式は、中世久しく行はれなかつたが、櫻町天皇御即位の御時から、不刊の大典として復興せられた。その當時の記録に、大嘗會便覧・大嘗會具釋などがあり、詳細に式典の有様が書きつらねられてゐる。紫宸殿に對つて悠紀殿・基殿があり、主上の小忌をとり玉ふ廻立殿は、紫宸殿の東に在る東掖門内に在る釜殿から、廻立殿北の御湯殿に御用の湯を運ぶのである。廻立殿から御湯殿に渡御せさせたまふ御廊下にはわしろを敷く。

第四圖 大嘗會式殿







舟 湯 圖 五 第

内舟湯 たれらせさぬ川に式儀御の湯忌小・時御の祭嘗大皇天正大  
底・分八寸五尺一き深・分九寸二尺二幅・分四寸八尺三き長・てに徑  
るら作てに板檜した筋分一寸一き厚・る縮寸二約も幅もき長てに



就八幡宮曰使頭役之事、度々示給候、所詮來八月十六日巳前、於離宮神前、以湯起請、可令落居、旨堅申付由、村々若過日限者、可處罪科候、此段神方江可被仰遣候、恐々謹言。

七月晦日

山名彈正殿進之

勝元花押

といへる如く、湯起請は武士に二言なきを示すべく、當時の誓ひに用ひられたものである。

## 大嘗會

身心の汚れは清水を以て、洗ひ淨められねばならぬ、身心清くして、纏て身の神聖が保たれるのである。而して、純潔の身を以て始めて神と相交り、神と相通じ得るのである。洗身神聖の儀式は儼然として我が宮廷に遣つた。即ち大嘗會の廻立殿儀式がそれである。

畏くも天皇陛下が即位の大典を行はせ給ふとき、御一世御一代のことゝて、大嘗



會の大祭を親ら司らせたまひ、天神地祇を悠紀主基の兩殿にて祀らせ給ふとき、陛下は浴をとり給ふのである。大嘗祭御殿の模型は、昭和三年東京帝室博物館に陳列して一般の參觀を許されてあつた。この儀式は一時宮廷にても絶えたのを、元文元年(西紀一七三六年)に復興せられ、その後繼いで、この大典が行はれてゐる。第四圖は、元文元年の祭祀の模様を寫した「大嘗會便蒙」に載せられた略圖である。

陛下の浴み場所を廻立殿と呼ぶ、「便蒙」に「是は大嘗會に渡御あらんとて、先此所に渡御して御湯を召され、御裝束を改めさせ賜ふ所なり」とあり。また、「南北三間東西五間西の方三間を一間とし、是には其中二間四方に疊を敷き、東の方二間を一間とし、是は竹簀子なり、その二間の境南北の内、中の一間は開戸二枚にて南と北との一間つゞはり出しは、近江表にぬきを入るゝこと大嘗會の如し」とあつて、大體の模様を知ることが出来る。御用に立つ浴槽は、第五圖の如き檜材の角湯槽で、これも當時の東京帝室博物館に寫眞が出陳せられてあつた。

廻立殿では直接に湯を沸さない。第四圖に示す湯立所から汲み入れる。即ちとり湯である。湯釜と湯槽とは別になつて、湯を釜から移すのが取り湯で、今日の西洋風呂は、このとり湯の一種と見做してもよいものである。湯槽と釜とを一緒

にとりつけた我々の家庭に用ゆる風呂の組立は後世のもので、殊に高貴の家々に古くから在つたのは、とり湯になつて居つた。

陛下のこの浴の式を小忌御湯と申すのは、「便蒙」にも「湯沐の事も主殿寮の役也、大忌の御湯とは、大忌の意は上註するが如し、御齋戒重きか故に御湯を度々召さるその先一度召さるゝ湯を大忌の御湯と名づけ、後に兩度召さるゝを小忌の御湯と名づくるのみ」とある。何れにしても、陛下は浴して御身を清めらるゝ御湯の儀式をとらせられた後に、御衣を改めさせられて、悠紀殿と主基殿とに入御になるのである。

廻立殿の御湯の儀式は嚴肅なものである。「便蒙」にも「戍刻御廻立殿吊衣不警蹕入御之後殊禁高聲」とある。「殊」の字を用ひた程、丁重に靜肅に行れたことも想はれる。

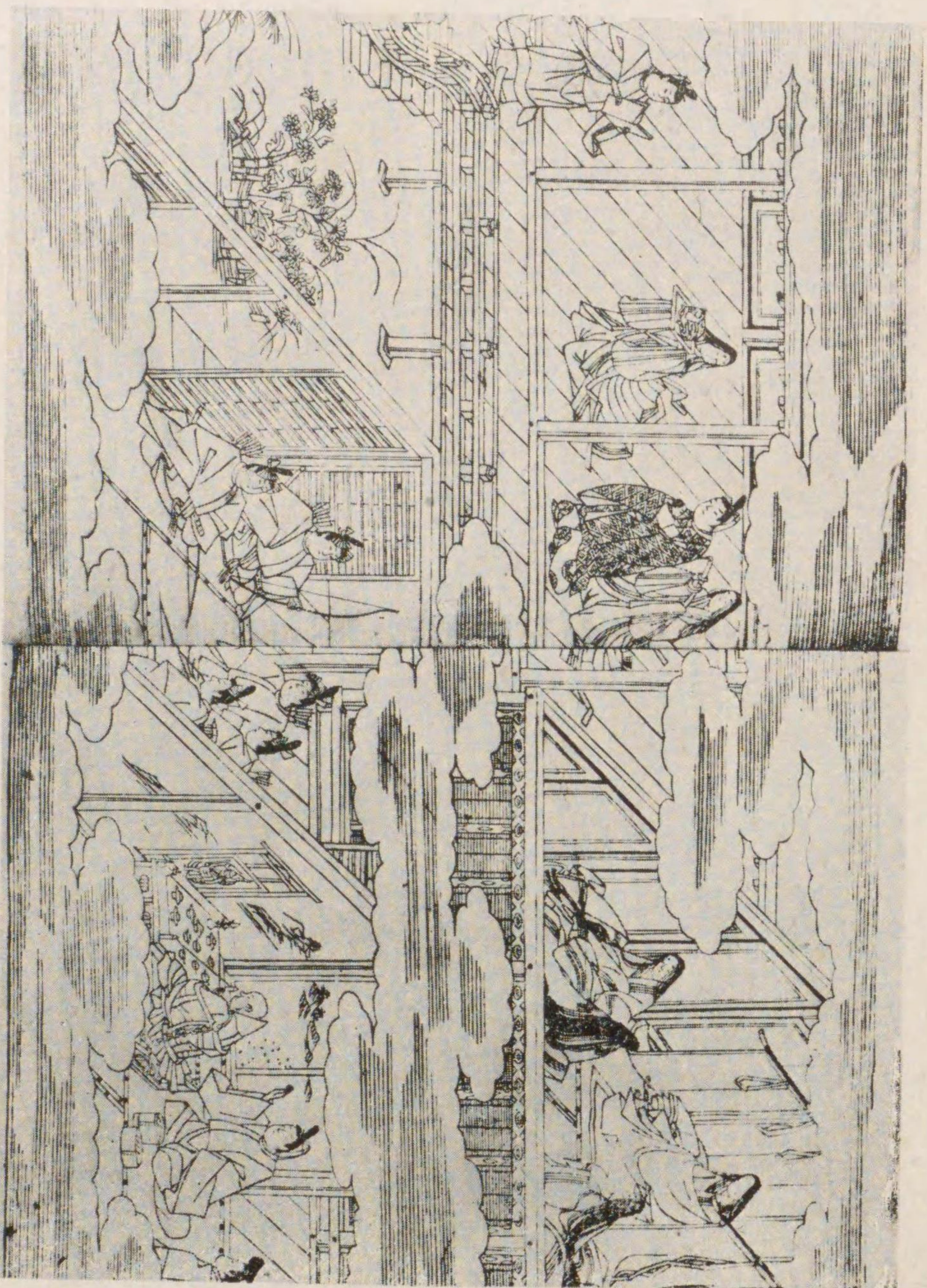
また洗身齋戒の儀式に禊がある、これはその意味深く、彼の筑紫の橘の水門の身滌の如く、古來重んぜられたもので、百人一首にも、風そよぐならの小川の夕暮は、みそぎぞ夏のしるしなりける」と見えるやうに後世に傳はつたのである。



### 皇子降誕—産湯

人間が産れて始めて天日を拜し、第一の空気を吸ふことに由つて、生物の意義が明になる。赤兒の將來に善い運命が擔はれ、災禍の襲ひなく、うるはしく育て上げるときは親の眞心である。一生の間或は不吉の變に遭ふも、忽ち回運轉換して常に幸福な歲月を暮すべきを祈る親は、産湯によつて、清淨の心、健康の身、將來彌長かれと祈念する。産湯の儀式は斯くて現れた。

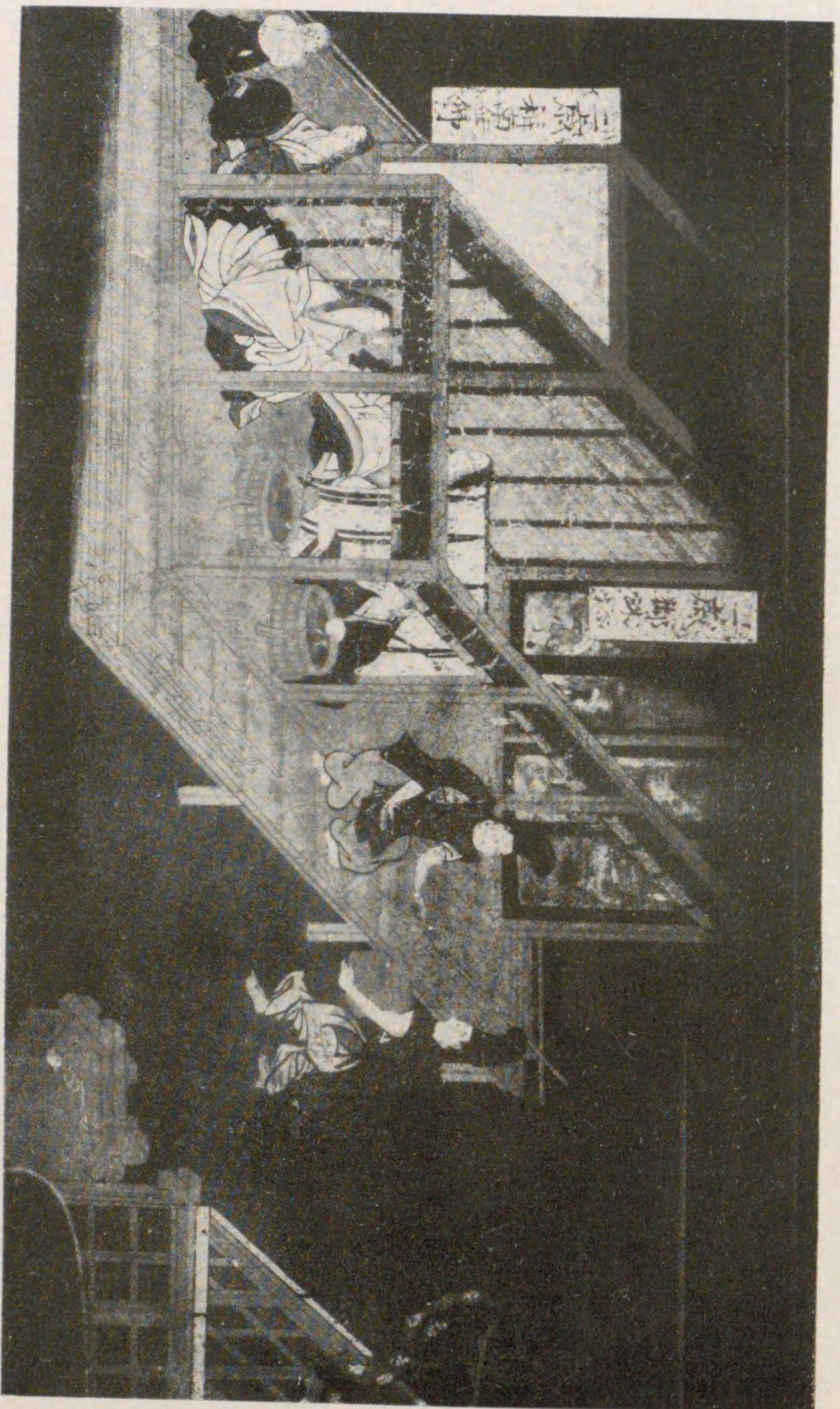
【榮花物語】平安朝後期のものには、此産湯の儀式が最も詳しく書かれてゐる。御湯殿の儀式云へは疎かにめでたし、まことに内より御劍即ち持て参りたり、御使には頼定の中將なり、祿など心殊なりつらんを、さるは伊勢の例幣使もまだ歸らざりつれば、内の御使え放漫はなまけて参らず、女房の白装束どもも見えて、包袋唐櫃など持て來騒ぐ、御湯殿西の刻とぞある、其儀式有様はえ云ひ續けず、火點ひまして、宮の下部ども、緑の衣の上に、白き當色著て御湯参る。萬づの物に白き覆ひども爲たり。宮の侍の長、仲信、昇きて御簾のもとに参る、水仕二人うるはしく装束きて取り入れつゝ、温めて御瓮みづかに入る、十六の御瓮なり。女房皆白き装束どもなり、御



式儀の湯産 圖六第

此いし委も最が事記の語物花榮はてい就にれこゝるれらせは扱りに取にか殿・はで延宮は式儀の湯産いたれらせ照参と連叙の語物花榮たし用引に中文本・たつ探らか畫挿の語物花榮の本刊層明は圖





傳 繪 子 太 德 聖 圖 七 第  
典古き如の語物花榮・たつ採らか傳繪子太德聖・風屏の物寶藏所寺隆廣秦火・で圖の誕生御子太德聖  
く慈を眼が様の人宮るふ仕きづしかくしめまめに湯産のきとの浴沐御歳一がい難し見發は味意な



湯殿の湯卷など皆同じ事なり。御湯殿は讃岐の宰相の君御迎湯は大納言の君なり、宮は殿抱き奉らせ給ふ。御劔小宰相の君虎の頭は宮の内侍執りて御前に参る。御弦打ち五位十人立位十人御書の博士には藏人の辨廣業、高欄の下に立ちて、史記の第一巻を讀む、護身には淨土寺の僧都侍ひ給ふ。雅通の少將散米うまきを爲のゝしりて、僧都に打掛けて狼狽せぞくれ給ふそおかしき、白装束どもの様様なるは唯た墨繪の心地していと鮮麗なまふかし。

文中に、宮とあるは後一條帝殿とあるは藤原道長である。これは、如何にも肩苦しき儀式のやうであるが、その内に温雅の氣分が豊富に擁れてあるのを知るのである。第六圖は榮花物語繪卷中に載せられてゐるものである。此湯殿の儀式の圖は、よく全般を知ることが出来る。榮花物語の傳へた産湯の式は、何時頃より起つたかは知らないが、聖德太子繪傳などは斯る風俗を知るに良いものである。これは法隆寺傳來の有名なる畫で、今は帝室の御物として納つてゐるが、夫れに由つても、まづこれと大同小異である。此繪傳は勿論太子時代の作ではなく、藤原後期のものであるから、即ち藤原末期の風俗を知ることが出来る。序でながら、聖德太子の繪傳には、この他五通りある。何れも藤原時代の作であるが、太子降誕の場面は



榮花物語のもの程古典的に表れてない。先づ此榮花物語の記事を以て儀式を知るに都合よい材料と思ふ。

### 沐浴の忌日

日本に支那から陰陽説の傳つたことは古い。支那に於ては早くから讖緯の説が旺んに信ぜられ、古い醫書にも數多く之を引用して載せてある。古く隋唐との交通が開け、又一方には、より古き三韓との往復あり、支那古來の醫書醫術を日本に傳へたことはいふ迄も無い。

丹波康賴(一條天皇長徳元年死西紀九九五年)が圓融天皇天元五年(西紀九八二年)に勅を奉じて撰んだ【醫心方】は、支那傳來の醫書千金方、その他八十種のものを用拔萃した有名なる醫書である。康賴の引いた書籍の内には、今日の支那には既に散佚して亡くなつた典籍が多いから、此醫心方は東洋古代の醫學を究むるものには、大切な寶函である。醫心方を繙いても、四時五行説から病理を述べてある。これによつても陰陽説は相當に深い根柢を日本に残してゐる。而して當時の宮

廷に弘く擴つた佛説が、之れと相混ることゝなつて、陰陽五行説は日本國內に弘く行はれ、深い信仰となつて、我が國民に大いなる影響を及ぼし、牢として抜き難い俗習性情をつくり上げた。従つて、方位運氣は國民の腦裡に強く刻まれ、何事にも吉凶をいひ、凶日あれば之を避けて幸運を祈ることゝなり、沐浴の如き日常生活に深きものまでに忌日が出來た。【權記】に

寛弘六年五月一日乙卯、今朝沐浴、或人云五月不<sub>レ</sub>沐髮又月一日忌<sub>レ</sub>浴云、仍見曆林、五月一日沐<sub>レ</sub>髮良、此日沐<sub>レ</sub>令人明目長命富貴、又云、五月一日日出沐浴、除過三百令<sub>レ</sub>人无<sub>レ</sub>病、五月一日沐浴延年除禍、一云朔日沐浴、不出<sub>三</sub>三日<sub>一</sub>有<sub>二</sub>大喜<sub>一</sub>依<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>此等文<sub>一</sub>浴也。

今日、科學の旺盛時代にありて沐浴の學理の一端を窺ひしものは、此等のことを如何にも無稽の説として一笑に附するが、何事にも陰陽五行説より割り出して進退出入を定めた時代には、相當の理由あるものと想はれ、金科玉條の憲章である如くに守られたものである。徳川初期に出でた、曲直瀬道三(永正四年生文祿三年死西紀一五九四年)は本朝醫學中興の祖と仰がれて居るが、支那李氏の醫流を酌んだだけ、性理説に擒れて運行論を奉じてゐる。此道三の學派は後嗣の偉出した爲め



に、我が醫道を風靡した。その結果、彼の學説は、古くより信ぜられた陰陽五行説をいやが上にも、一層信念を深からしむるに力を添へた。沐浴忌日は徳川幕府の終りに至るまでも、依然として民間に守られた。固よりその長き間には多少の變遷はあつたけれども、兎に角或る一部に信ぜられたが、明治年期になり、丁髷の老人が見られなくなつた如くに、自然に沐浴の忌日も消えた。徳川時代にも、醫者の内には忌日の謂れなきを説いた學者もあつたが、忌日の一般に信仰せられてあつたゞけ、養育訓養生書等を繙くと、沐浴定日を説いたものが多い。このことは後章に更めて述べるであらうが、茲には道三の孫姪で、後嗣となつた曲直瀬玄朔(天文十八年生、寛永八年死、西紀一六八一年)の撰んだ『養生月覽』(寛永八年)に十二月三百六十日の沐日とその忌日とがあるから、それを抜萃してみよう。

正月

- 一日 取<sub>レ</sub>拘把葉<sub>レ</sub>作<sub>レ</sub>湯沐浴、令<sub>レ</sub>人光澤不<sub>レ</sub>病不<sub>レ</sub>老、
- 一日 取<sub>レ</sub>五木煮<sub>レ</sub>湯以<sub>レ</sub>浴、令<sub>レ</sub>人至<sub>レ</sub>老鬚髮黑、徐偕註云道家謂青木香爲<sub>レ</sub>五香、亦云<sub>レ</sub>五木、
- 八日 沐浴去<sub>レ</sub>灾禍、神仙沐浴日、

- 十日 人定時沐浴、令<sub>レ</sub>人齒堅、
- 二月

- 二日 取<sub>レ</sub>拘把葉<sub>レ</sub>煮<sub>レ</sub>湯沐浴、令<sub>レ</sub>人光澤不<sub>レ</sub>病不<sub>レ</sub>老、
- 六日 八日 宜<sub>レ</sub>沐浴齋戒、天祐<sub>レ</sub>其福、
- 八日 黄昏時沐浴、令<sub>レ</sub>人輕健、

- 二月上 丙日 沐<sub>レ</sub>髮愈<sub>レ</sub>疾、南陽太守目盲、太原王景有<sub>レ</sub>沉疴、用<sub>レ</sub>之皆愈、
- 三月

- 三日 取<sub>レ</sub>拘把葉<sub>レ</sub>煮<sub>レ</sub>湯沐浴、令<sub>レ</sub>人光澤不<sub>レ</sub>病不<sub>レ</sub>老、
- 六日 入時沐浴、令<sub>レ</sub>人無厄、
- 六日 申時洗<sub>レ</sub>頭、令<sub>レ</sub>人利<sub>レ</sub>官、七日 平旦浴、日入時、並招<sub>レ</sub>財
- 二十七日 宜<sub>レ</sub>沐浴、

四月

- 四日 日映時沐浴、令<sub>レ</sub>人無病、
- 七日 沐浴令<sub>レ</sub>人大富、
- 八日 不<sub>レ</sub>宜<sub>レ</sub>遠行、宜<sub>レ</sub>安<sub>レ</sub>心靜<sub>レ</sub>念、沐浴齋戒必得<sub>レ</sub>福慶、



八日 取<sub>二</sub>拘把葉<sub>一</sub>煮作湯沐浴、令<sub>二</sub>人光澤不<sub>レ</sub>病不<sub>レ</sub>老、

九日 日沒時浴、令<sub>二</sub>人長命<sub>一</sub>

五月

一日 日中時沐浴、令<sub>二</sub>人身光<sub>一</sub>

一日 取<sub>二</sub>拘把葉<sub>一</sub>煮作湯沐浴、令<sub>二</sub>人光澤不<sub>レ</sub>病不<sub>レ</sub>老、

五日 端午日、午時不可<sub>レ</sub>取<sub>二</sub>井花水<sub>一</sub>沐浴、一年疫氣不<sub>レ</sub>去、

六月

一日 沐令<sub>二</sub>人去<sub>レ</sub>疾攘<sub>レ</sub>災、

六日 沐浴齋戒絕<sub>二</sub>其營俗<sub>一</sub>、

七日八日廿一日 浴令<sub>二</sub>人去<sub>レ</sub>疾攘<sub>レ</sub>災、

廿七日 食時沐浴、令<sub>二</sub>人輕健<sub>一</sub>、

廿七日 取<sub>二</sub>拘把葉<sub>一</sub>煮作湯沐浴、令<sub>二</sub>人光澤不<sub>レ</sub>病不<sub>レ</sub>老、

七月

十一日 取<sub>二</sub>拘把葉<sub>一</sub>煮作湯沐浴、令<sub>二</sub>人光澤不<sub>レ</sub>病不<sub>レ</sub>老、

二十二日 沐令<sub>二</sub>髮不<sub>レ</sub>白、

二十五日 浴令<sub>二</sub>人長壽<sub>一</sub>、

八月

三日 宜<sub>レ</sub>浴、

七日 沐令<sub>二</sub>人聰明<sub>一</sub>、

八日 以<sub>二</sub>拘把葉<sub>一</sub>煮作湯沐浴、令<sub>二</sub>人光澤不<sub>レ</sub>病不<sub>レ</sub>老、

二十二日 日出時沐浴、令<sub>二</sub>人無<sub>二</sub>非禍<sub>一</sub>、

九月

二十日 宜<sub>二</sub>齋戒沐浴淨<sub>一</sub>念心、得<sub>二</sub>吉事<sub>一</sub>天祐<sub>二</sub>其福<sub>一</sub>、

二十日 鷄三唱時、沐浴令<sub>二</sub>人辟<sub>レ</sub>兵、

二十一日 取<sub>二</sub>拘把葉<sub>一</sub>煮作湯沐浴、令<sub>二</sub>人光澤不<sub>レ</sub>病不<sub>レ</sub>老、

二十八日 宜<sub>レ</sub>浴、

十月

一日 宜<sub>二</sub>沐浴<sub>一</sub>、

十四日 取<sub>二</sub>拘把葉<sub>一</sub>煮作湯沐浴、令<sub>二</sub>人光澤不<sub>レ</sub>病不<sub>レ</sub>老、

十八日 鷄初鳴時沐浴、令<sub>二</sub>人長壽<sub>一</sub>、



十一月

十一日 不可沐浴、仙家大忌、

十一日 取<sub>二</sub>拘把葉<sub>一</sub>煎作湯沐浴、令<sub>二</sub>人光澤不病不老、

十五日 過<sub>二</sub>夜半時沐浴<sub>一</sub>、令<sub>二</sub>人不憂畏、

十六日 沐浴吉、

十二月

一日 宜沐浴、

二日 宜浴去<sub>二</sub>災<sub>一</sub>、

八日 沐浴轉<sub>二</sub>除罪障<sub>一</sub>、

十三日 夜半時沐浴、令<sub>二</sub>人得玉女侍<sub>レ</sub>房、

十五日 沐浴去<sub>二</sub>災<sub>一</sub>、

二十三日 沐吉、

三十日 取<sub>二</sub>拘把葉<sub>一</sub>煮作湯沐浴、令<sub>二</sub>人光澤不病不老、

徳川中期の大醫、名古屋玄醫(元祿九年死西紀一六九六年)は古醫方を唱道し、醫の時運を知らずして支那末流の醫方を墨守する弊を痛論した大家であるが、その著

【養生玄論】(天和二年西紀一六八二年)にも、同様に沐浴忌日を擧げて、その日のとり方前書と相似たるものがある。玄醫の如き大家が、尙全く舊衣を棄て得ざりしは一面にその信仰の深かりし、時運を脱し難かりし爲めである。凡て忌日の如きはもとく、漠然たるものであるから、その日を擇ぶも人によりて差別ある筈で、その説明も薄弱な點の多いことを免れない。全く妄信に過ぎないのである。

更に、沐日は、一身の禍福の問題から之を定めるのみでなく、洗身潔心の思想からこれを擇ぶこともある。【石田先生事蹟】に

伊勢參宮の人を迎ひに行給ふ時は沐浴して出で給へり、神を拜す心にて迎へ給ふとなり。自ら參宮したまふ時は旅宿にて毎夜沐浴したまへり。

とある。今日では衛生上の見地、又は保健上の意味から、入浴を奨励するが、信仰上から沐浴を厲行することも別るのである。耶蘇教にも、沐浴日が定められてある。羅馬の風呂は風紀を頽廢させた動力であるので、自然基督教から忌まるゝ所となり、壓迫も加つたが、長い年代には教儀の變遷と共に、浴に對する取締にも、寛嚴があつた。一般に教會の祭祀の前日に沐浴するを以て、心の清淨を得らるゝものと信ぜられた。聖カレル・メエンクス・イソ(西紀八七一年死)の母は、祭事に臨みては先

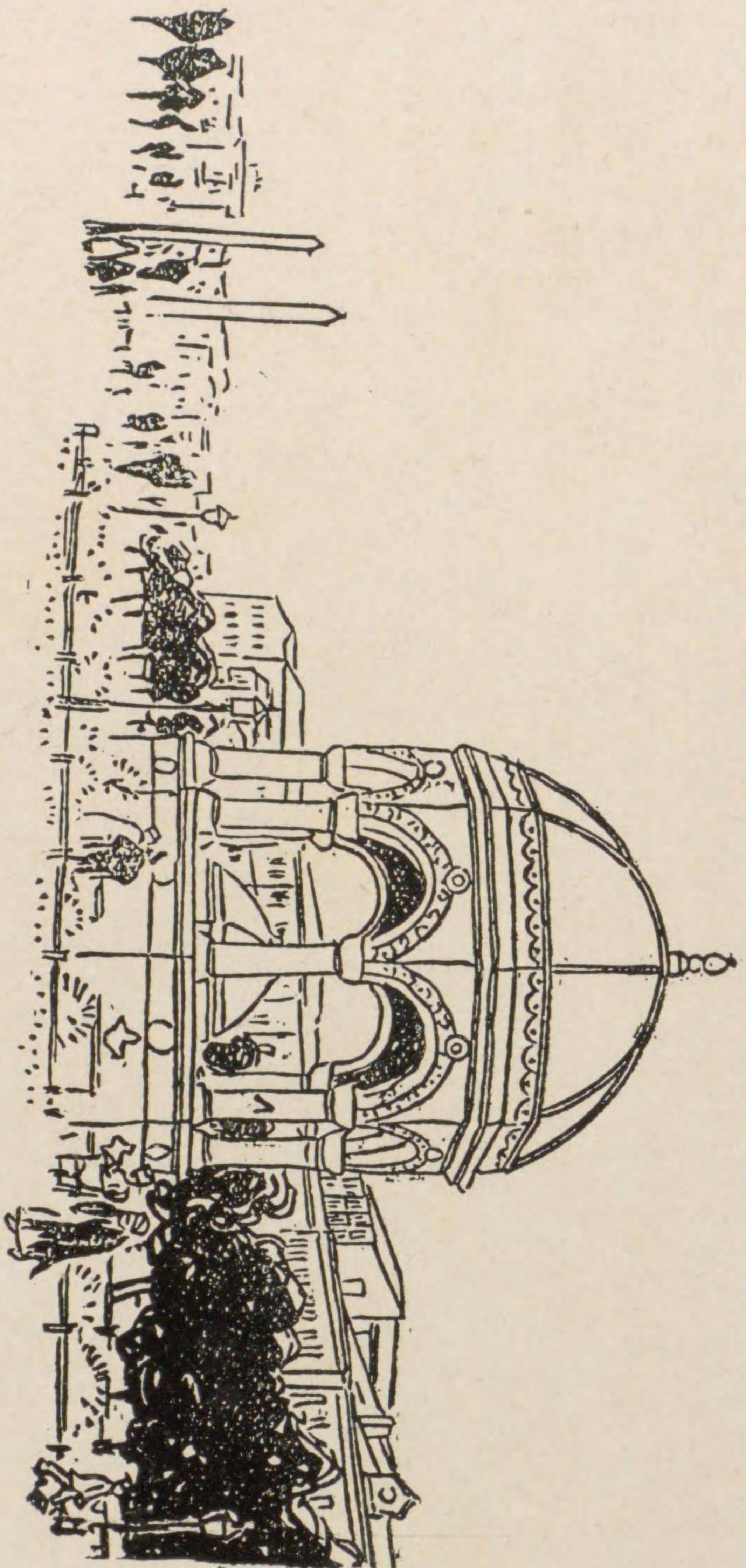


づ浴をとつて後之を司つた、祭の都合では一日に二度も浴した。人間の罪惡は浴によつて消滅するものとせられ貧者と巡禮者にと浴を施すことは大慈悲善根であつた。

聖者ベネチクトは教書に五百十五條の信仰箇條を書き聯ねてゐるが、その内には沐浴にも言ひ及ぼして、病者の入浴には別に制限なく、常用を許してあるが健康の若者には入浴を寧ろ禁止し、僅かに年數回だけ之を許した。ヒルサウエルの僧徒の沐浴は年二回に限ぎられ、しかも耶蘇降誕祭日の前日と、聖靈降臨祭の前日のみであつた。大聖徒ウタルリヒも年二回の主義を採つて、復活祭の前に當る土曜日、復活祭日の途中の大祭日のすぐ前日の二回であつた。西洋では、沐浴定日は教徒僧侶の間に嚴守せられた。

如何に教儀によつて沐浴に制裁を加へたとはいへ、人間の本能に變りはない。健康な青年にとつては、沐浴は人生の快事の一つであるから、セント・ガレンの僧院では、祝日に特に入浴を許して、その歡喜を援けた。それだけ、沐浴の快樂を奪はれるのは確に謂ひ難い苦痛であるから、寺院の罰罪の一に沐浴禁止が行はれた。

中世紀の末頃まで、沐浴は尙忌み嫌はれた、ヘンリー皇帝が宗門から追放を受け



塔水洗の府君 圖八第

てりよに人古耳土・ち立え衆が塔水施の風古耳土的代近・はにアヒンソ・アキハ・葛廣の府君もたつ贈てしと念記の間訪府君・年八九八一がムルヘルイウ帝皇選獨は塔・るみてれらせ賞愛たつあでのりくおいし乏にり餘・はてしと心禮御たび伸に古耳土が力勢の選獨しかし・の



た爲め耶蘇降誕祭日に當りても、入浴も鬚剃りも出来なかつた。この由縁に因みて、懺悔した者には始めて入浴が許され、顔剃が出来ることになつた。

十四世紀頃になれば、信心篤い者程、沐浴を避ける風潮になつた。大僧都又は聖徒には、生涯を通じて湯に浸らなかつたものさへあつた。エリサベツト信女は僅に水に足を容れたのみで、これを沐浴と見做して満足し、之れを唯一の慰藉として喜ぶ程であつた。呪はれた沐浴禁制は、僧徒の身體を如何に不潔にしたかは豫想外である、チエサリウスの記録に據れば、婦人が戀の焰を燃し、清き若き僧徒に近づくと、信仰堅固のものは肌を脱いで不潔の身、蟲に刺れた肌を視せて、その厄を避けた逸事さへ傳へられてある。信仰の爲めとは謂ひながら、不潔の身體を持ちても、健康上別に異常もなかつたとは、一驚せざるを得ないことである。

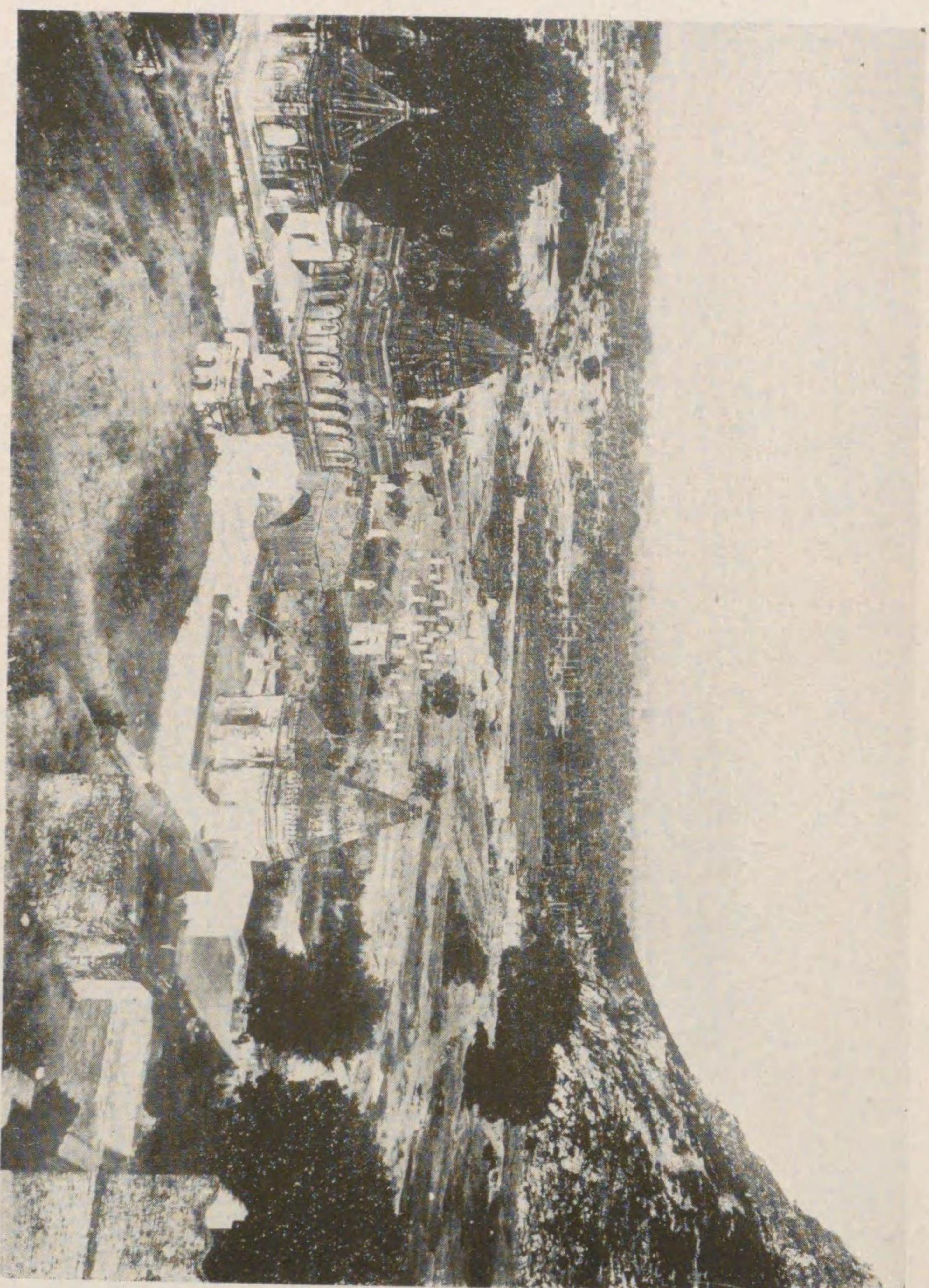
### 獨逸皇帝の奇智

古き耶蘇教の間には、前述の如く、沐浴忌避の風潮が流れ、不潔と汚穢の甚しき程、道心堅固と思はれたものである。しかし、耶蘇教の沐浴忌避は沐浴史上、除外例の



事に屬する。世界の東西を通じ、殊に亞細亞民族、或は回々教徒の間には沐浴禮贊が篤く、寧ろ或る場合には過度にまでこれに熱心隨喜し、儀式祭典には大切な機關たる觀がある。印度人回々教徒の如く熱狂して宗旨を奉ずる國には、水に對する意識の恐ろしいものがあり、時にはその爲めに政治をも左右するに至る場合さへある。

土耳其の舊首都コンスタンチノールのスタンブル地域に見事な華麗な施水塔があつて、漫遊者の眼を聳だし、しめるものゝ一つである。これは、一九一二年、獨逸皇帝ウイヘルム三世が、土耳其に贈つたものである。カイゼルが君府に遊ぶや、土帝の歡待到らざるなく、皇宮の一殿を行宮に當て、酣暢日も亦足らざる觀があつた。カイゼルは乃ちその芳志を喜び、之に酬いんとして回々教徒たる土耳其人の最も好む所を洞察して之を贈たのであるが、さすがにカイゼルの爛眼には敬服せざるを得ない。この施水塔は獨逸が波斯方面に政治的手腕を揮ふに役立ちやがて、バグダット鐵道を手裏に收め、一時英露をして肝を寒からしめた。施水塔に要した金額は、小亞細亞に驥足を伸すには餘りに小額であつたが、カイゼルが時の獨逸の威勢を負ひ、土耳其から小亞細亞を凝視した得意は、やがて歐洲大戰



觀 卅一 の 外 城 舍 王 圖 九 第

雄闊廣大め收に昨一を原高の陀據摩てしに右を山羅布昆らか城舍王い深縁因と尊釋  
いなき盡てし々滾開年千三き湧が泉温らか中山此いなれらめ求に他寸一はめ勝な大  
(影攝氏造國谷熊)るゐてし讃禮を妙美の水徳功てし浴にれこも者信門羅婆も徒佛

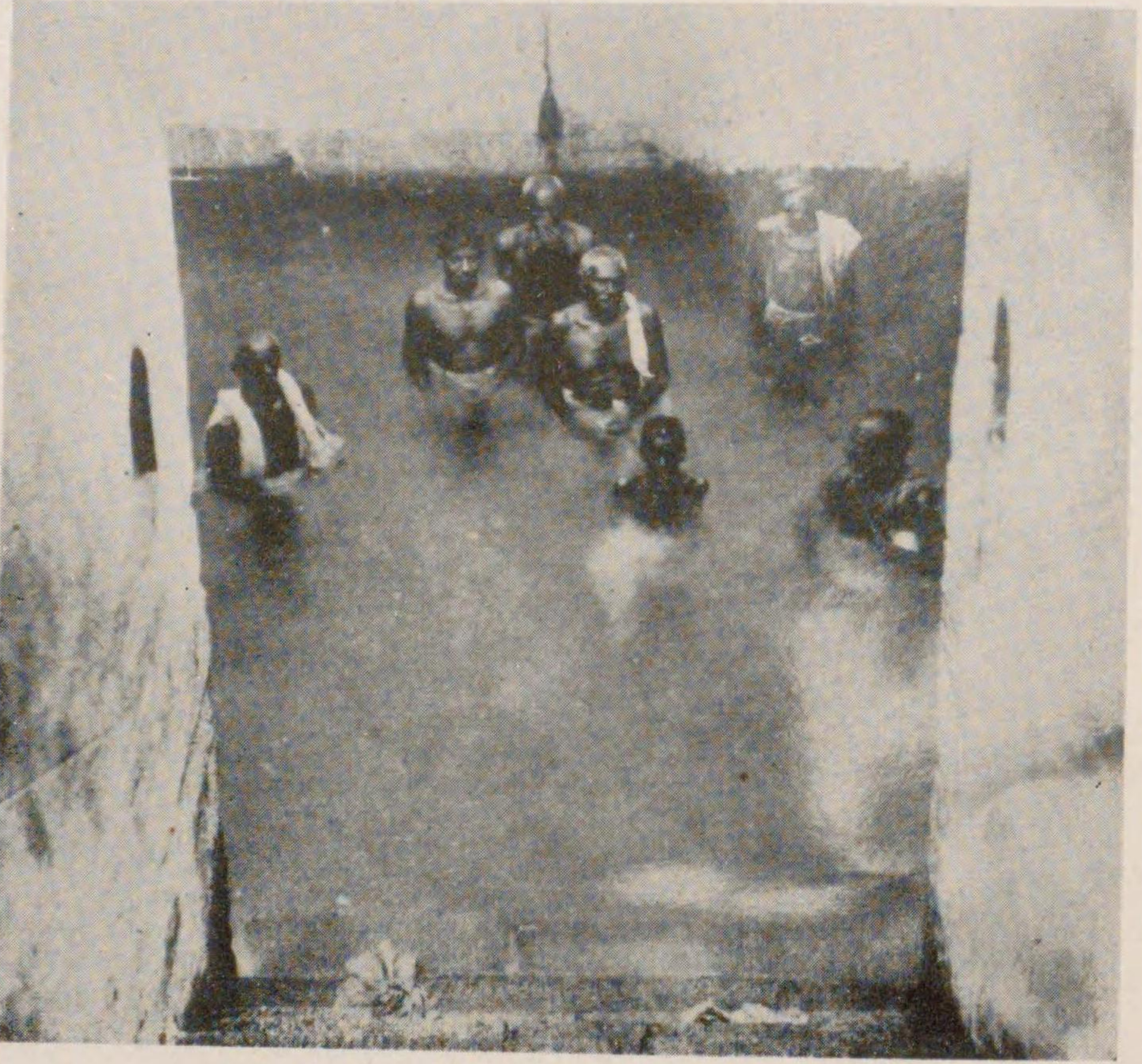




第十圖 王舎城内の温泉池

王舎城内の温泉は、今は婆羅門教徒の手に收められてゐるが、自由に開放せられて、何人が浴するも敢て構はない。印度人は一體、温泉に對する愛著心が薄い、而して温泉の効能を知らない。

第十圖は全圖で温泉は上池と下池とに別たれてゐる。第十一圖は浴池の下池である。(熊谷國造氏撮影)



第十一圖 同上



争を産む爆烈彈であつた。

### 佛典に載せられた沐浴

佛敎では、印度のバラモン敎と同様に、沐浴の功德を説く、【佛説温室洗浴衆僧經】や、【四分律經】などは、殊に沐浴を説いた御經である。その他の經文の中にも斷片的ながらも沐浴の記事は多い。【佛説無量壽經】に

また講堂精舍宮殿樓觀あり、みな七寶の莊嚴自然の化成なり。また眞珠明月摩尼の象寶をして以て交露とし、其の上に覆蓋せり。内外左右に諸の浴池あり。或は十由旬或は二十三十乃至百千由旬にして、縱廣深淺おのおのみな一等なり。八功德水湛然として盈滿せり、清淨香潔にして味ひ甘露のごとし。黄金の池には底に白銀の沙あり、白銀の池には底に黄金の沙あり、水精の池には底に瑠璃の沙あり、瑠璃の池には底に水精の沙あり、珊瑚の池には底に琥珀の沙あり、琥珀の池には底に珊瑚の沙あり、碎磈の池には底に瑪瑙の沙あり、瑪瑙の池には底に碎磈の沙あり、白玉の池には底に紫金の沙あり、紫金の池には底に白玉の沙あり。



或は二寶三寶乃至七寶うたゝ共に合成せり。其池の岸の上に梅檀樹あり、華葉垂れ布きて香氣あまねく薫す。天の優盃羅華盃曇摩華拘物頭華分陀利華あり、雜色の光うるはしくして水上に彌覆せり。彼の諸の菩薩および聲聞衆もし寶池に入り、意に水をして足を洗めしめむと欲せば、水すなはち足を洗めむ、膝に至らしめむと欲せば、すなはち膝に至らむ、腰に至らしめむと欲せば、水すなはち腰に至らむ、頸に至らしめむと欲せば、水すなはち頸に至らむ、身に灌がしめむと欲せば、自然に身に灌がむ、還復せしめむと欲せば、水すなはち還復せむ。調和冷煖にして、自然に意に隨ひて、神を開き、體を悦ばしめ、心垢を蕩除す、清明激潔にして、淨きこと形なきがごとし。寶沙映徹して、深しとして照らさずといふことなし。微瀾廻流して、轉あひ灌注す。安詳として徐く、逝きて遅からず、疾からず、波は無量自然の妙聲を揚ぐ。其の所應に隨ひて聞かざるものなし。

此の如く、靈池水浴の淨樂を稱讚して止まない。印度には温泉は妙いが釋尊の愛好の土地王舍城附近には湧出する場所がある。又一般に印度人は水浴を好む爲め、その目的に適ふ場所もあつたとは想像し難くはない。この經文にある浴池とは温泉であるか、單なる水浴場であるかは不明なるが、姑く二者を含むものと廣

く解釋して置く。

摩揭陀國の王舍城(現名ラジギリ)から、昆布羅山の斜傾を右にして、摩揭陀の平原の打豁けた高大雄觀の景色を一眸の裡に收めることが出来る。そして、この附近には温泉の湧出が多く、或は山腹に、或は山麓に、蹙沸として湧き流れるのである。昔時は五百を數へ、〔西域記〕に昆布羅山西南崖有五百温泉、依小熱地獄炎熱とあるが、今は涸れて數十に減じた。第九圖は此全景で、中央、白堊の平屋根は温泉場にして、穹窿狀の白堊の門はその入口である。此昆布羅山に婆羅門教に屬した温泉の廢址がある。而して、其間に尼連禪河が流れる。山の北麓椰子の木蔭に温泉が湧く、其他に尙數々の浴池がある。王舍城の温泉浴池は上下に別かれ、水質透徹にして池底より湧出し、又山腹から流れる水が茲に注いでゐる。水温は體温より僅に高いくらゐるで、浴室は十二疊の廣さ、石を疊み床に礫を敷く。浴池を覆ふ天蓋なく、何つても大空を眺めて澡浴する。上池は淺く下池に移る境に入口がある、廣さ一間上池から石階五六級を下りて下池に入る。下池の廣さは上池と同様で、水は胸よりも深く、土人の浴するものが多い。浴池の水際には、石彫のヒンヅー教の神像佛像の二三體が不用意に立てられてある。印度人は之を拜み、上池にて湯灌に懸か



つて身を淨め、而して後ちに下池に浴する。河川と同様、サロンを纏うたまゝである。

浴泉池を取り捲いて白堊の塀が建てられてある。それは寺院の壁で、特に泉池の爲めに構へたものではない。浴時には制限なく、また何人に入るも咎のない且つ浴料をも要せず、全く天地間の開放である。

世尊が温泉に浴したことは明かな事實で、佛至王舎城温泉、誡羅雲說法と中阿舎に出てゐる。王舎城や舎衛城を中心とした温泉は、晝夜滾々として三千年間流れ流れて今も盡きない、時に湧泉の消長があり、浴池の涸滅がある。靜物すら生滅の法則に支配せらる。まして蜉蝣の一期に等しき生物が如來愛好の土地に來り、目の當り世尊の偉業を追想すれば感慨深いものである。【天竺行脚】を著した釋清拙和尚が此泉地に臨んだ感激を書いて

此温泉は大聖世尊の入浴し玉ひし温泉である、舍利佛自蓮阿難迦葉の諸大弟子達も無論入つたに違いない。玄奘三藏も王玄策も入つた、乃至凡夫も外道も無量無數に入つてゐる、上下茫々三千年今尙古への如くに滾々として湧き出づる温泉は凡を簡はず、聖を問はず、同を論せず、累を厭はず、總て來る程の者は身垢を

洗滌し、彼をして洒々落々として去らしめる。一に其寛かに大度なるに於て、其の悠遠深厚なるに於て温泉に學ぶべきである。

今、衲等は釋尊の入浴し玉ひし温泉に浴して、正に釋尊の眞慈に抱擁せられてゐる禪悅がある、釋尊が朝夕親み玉ひし山河を跋涉して、直ちに釋尊の警咳に接してゐるが如き法悅がある。釋尊の生れ玉ひし天地に生息しては必ず釋尊程の人格に達到せねば止まぬと云ふ感激が無くてならぬ。

浴池は佛滅後、異教徒の迫害を蒙り、佛蹟の破壊と共に失はれ、或は自ら涸れて、今に遺るものは少い。唐の玄奘が入竺し、佛蘭陀池に來り、如來在昔多く茲に說法す水既に清澄八功德を見ず、佛涅槃の後枯涸餘り無しと嘆じた事實は、當時既に浴池の涸廢したものゝあることを知るに足る。

佛教の隆盛期には人工浴池を作つたもので、今尙それが遺存してゐる、セイロン島のアナラダプラ王城の廢趾にボワナと呼ぶ浴池がそれである。西紀五世紀頃に築かれた。セイロン島の浴池の中最も莊嚴を極めたもので、僧侶のみならず一般庶民の入浴をも許し、その浴池の一部を國王の專用に供した。

印度の水浴の話は、やゝ温泉に偏重した嫌があるから、更に本道に復りて、佛典を



探すに、【無量義經】に「法譬如水能洗垢穢、其法水亦復如是、能洗衆生諸惱垢」とあり【聖無動經】にも「以智識火燒諸障礙、亦以法水澍諸塵垢」とある。心身の垢穢を共に洗ひ盡すのである。俗語に垢離又は水垢離と云ふのも、身を清水にて洗ひ淨めて、心身の垢を離落する意味にて、佛典から來たのである。又「垢離を搔く」といふのも垢を搔くといふ語より謂ひ慣はしたと想はれる。

釋尊は水浴する時刻を教へた、【寄歸傳】に

世尊教爲浴室、或作露地瓢池、又洗浴者並須饑時、浴已正食有其二益、一則身體清虛無諸垢穢、二則痰癘消散能餐飲食、飽食方洗醫明所諱、

食前の水浴は、食後滿腹の時よりも益あるは今更謂ふまでもない。健康上から見ても卓見といふべく、痰癘消散して身體のまめくしくなるのも當然である。釋尊の如き一生の大聖哲は説法のみでない、我々保健護身の途までも、明かに理得したと肯かせられる。

温室

印度にも温浴があつたことは、【温室經】で知れる。【温室經】は【佛説温室洗浴衆僧經】の略稱である。後漢の安世高の譯したものが、今日まで傳つて居り、温浴の功德を説いてある。衆僧が温室澡浴のことを釋尊に願ひ出てたる志を嘉みして、浴の功德を説かれ、澡浴に要する七物を示されたのである。

温浴の功德を説いた經文は、他宗教には無い珍しいものである。温室は温湯を澡る室ではあるが、之が果して蒸氣浴であるか、或は湯を沸かしてあびるのであるかの事實は明かでない。蒸氣浴は、原始民族などには廣く相當に行はれた浴法であるから、勿論印度にも在つたものと想はれる。古代印度には温湯蒸氣浴の中、何れが重用せられ、何れが温室として稱せられたかの問題は起るも、自分は之を廣義に解釋して、恰も水浴温泉水浴の浴池に對し、或る建物内にて浴する、蒸氣温湯とも室を温室又は浴室と見做したい。【疏儀】の註釋によつても兩者の區別は判然しない。希臘羅馬の古代にも、浴室には蒸氣室湯室水浴室をとり入れてあるから、温室と浴室との區別は困難である。まして自分は今此印度古代建築に關する研究資料を持たない爲めに、これ以上は言ひ得ざるを遺憾とする。

【温室】に



一心聽法、吾當爲汝先說。澡浴衆僧、及報之福、佛告者、域澡浴之法、當用七物、除七病、得七福報、何謂七物、一者然火、二者淨水、三者澡豆、四者蘇膏、五者淳灰、六者楊枝、七者內衣、此是澡浴之法、何謂除七病、一者四大安隱、二者除風病、三者除濕痺、四者除寒水、五者除熱氣、六者除垢穢、七者身體輕便、眼目精明、是爲除衆僧七病、如是供養、便得七福、何謂七福、一者四大無病、所生常安、勇丁健衆、所敬仰、二者所生清淨、面貌端正、塵水不著、爲人所敬、三者身體常香、衣服潔淨、見者歡喜、莫不欽敬、四者肌體潤澤、威光大、莫不敬歎、獨步無雙、五者多饒人從、拂拭塵垢、自然受福、常識宿命、六者口齒好香、方白齋平、所說教令、莫不肅用、七者所生之處、自然衣裳光飾、珍寶、見者悚息、佛告者、域、作此洗浴、衆僧開士、七福如是、從此因緣、或爲人臣、或爲帝王、或爲日月、四天神王、或爲帝釋、或爲轉輪聖王、或爲梵天、受福難量、或爲菩薩、發意治地、功成志就、遂致作佛、斯之因、供養衆僧、無量福田、卑劣不傷。

沐浴の功德を説きて十分である。更に釋尊は洗浴の神髓に説き及してゐる。これは後來日本にもこの思想がよく傳りて、光明皇后の遺事、鎌倉時代に洗浴の一區劃を作ることになつた。

沐浴により身體が清潔に保たるれば、疾病に罹ることも少い、又病氣の治癒にも

効がありて、沐浴は保健上甚だ悦ぶべきである。その身に元氣が満ち、氣力旺盛で活動すれば家庭の間には、爽快明白な空氣が盈ち、國民の幸福之れに過ぐべきものはない。斯く温浴により得た幸福な身柄を保ち得たことより、換骨奪胎して、不幸なるもの、貧しきものに施浴すべき慈悲心を起さしむるになつた。我が國には古くから施浴の行事がある如く、西洋に於ても信仰深い耶蘇教徒の間に行れた。東西を通じて温き人間味が溢れて居る。佛教には入浴の方式があり、勝手氣儘にはやれない。

【教誡律儀簡釋】に入温室第十六が擧げてある。  
温室即是浴室、非火閣也。

一具威儀、持坐具、二尊宿未浴、不得先浴、三要須持瓶、四不得垂手把餅、五當揖手把餅、六不得共大己、五夏人同浴、七初脫衣、不得將袈裟在餘衣下、八入浴室內、脫淨衣、安淨竿上、九脫觸衣、安觸竿上、十不得浴室內大小便、當須預出入、然後方入、十一洗浴先從下洗上、十二當用濕手巾、兩手各把一頭、橫安背上、抽牽垢賦即脫、十三當須寂默、不得喧笑、十四不得汗觸湯水、手若不淨、當用餅水洗淨、之十五在浴室內、不得澆唾、十六浴了、當用湯水洗灑坐處、令淨、不得皂莢狼藉、



此十六事によれば入浴に於ても長老を敬し、餅具の取扱ひ、脱衣の心得、喧笑浴具の狼藉、浴水の汚染を厳しく戒めてある。斯く入浴の儀式は寺院に恪守せられ、浴堂は正に七伽藍の一つに加ることになつた。また、禪宗の寺院では、殊にこの戒律が守られ、入浴の作法のあることは周く人の知る所である。更に【沙彌十戒威儀經疏】にも、入浴室五事が示してある。

一 低頭入者、二 入當避上座處者、三 上座讀經時、不得狂語者、四 不得以水互相澆者、五 不得以水澆火滅者。

先きの入浴法と相類した注意である。

【四分戒本疏贊宗記】に

沐浴清潔、蕩除身垢、數々洗浴、廢修道業、黑白各十五單十五名、半。とあり、洗浴に相等の制限を附し、修業を廢せざる如くに戒めた。

【大比丘三千威儀經】には、入浴室有二十五事と入温室有二十五年とが載せてあり、温室と浴室とを別々にしてある。【教誡律儀輯解】に

字彙曰、溫暖也、又水名、問温室與浴室、一方乎、答出於三千上卷、入浴室入温室各別、然此儀文標雖局、温室、列釋乃通浴室也。

と註解してある。又第十六入温室法、依三千威儀經、有温室浴室、其用各別、今以温室通名浴室、故兼標之、とあつて、温室浴室の區別は明かでない。同義に解して可いのである。尙同書には浴室の構造を説いて、

僧祇三十五日、浴室應方作、若圓作、當安戶作、向、向法内、寬外小、若一若二、安開、向物、通烟道、屋内應以磚石、砌底作竈、令底廣上狹、去地半肘、通烟道、邊安火七、若竈在右邊、左邊安戶扇、若在左邊、右邊安戶扇、短作戶店、令易開閉、前應作衣屋、安龍牙、懸衣處、

略ほ浴室の内部を窺ふことが出来る。輯解の筆者は温室浴室各その用別ありと註するも、入浴室及び入温室各有二十五事を比較するに、變つた點を見出し得ない。兩文を併せ兼ねて、始めて完全なる心得となるのであつて、温室浴室は明かに別たれるものではない。二十五事は入浴記事が詳細であるから、贅長の嫌はあるが、左に引用して置く。

入浴室有二十五事  
一者當低頭入不得上向、二者當隨次踞、勿當日前、三者不得讀經狂語、四者日達曠、不得以水洗、五者不得取日水用、六者不得持水澆火、七者不得呵火多少、八者不得多用



人水、九者不得於中浣手巾衣、十者浴已即出去、十一者和上阿闍梨在中不得入、十二者三師浴當入廻之、十三者三師浴當持衣住外侍、十四者已出易衣、當取浴布浣之、十五者自入浴當報、十六者入當著麻油、十七者當用土、十八者用澡豆、十九者當用灰、二十者當用湯已乃用水、二十一者當多少誦經、二十二者當持水澡浴處、二十三者不得住上座前、二十四者設無日當達嚙禮越主、二十五者出、不得當風住急入室、入溫室有二十五事

一者當隨次座、二者各自讀經、三者當思惟念道、四者不得妄起至上座前、五者不得與下座共說世事、六者聞捷槌聲當先禮佛、七者當禮比丘僧、八者不得至上座處坐、九者不得左右顧視語、十者不得唾汗淨地、十一者不得呵叱下座、十二者不得呵人火、十三者不得數起出入、十四者行不得使足有聲、十五者出當牽戶反閉之、十六者設戶已閉當彈指、十七者不得大排戶使有聲、十八者已彈指安心讀經、十九者自讀經不得中語、二十者人讀經不得妄語、二十一者讀經未竟、不得數起使牀有聲亂人意、二十二者讀經未竟、不得先臥、二十三者達嚙未已、不得便開戶去、二十四者當禮佛、二十五者當禮上禮、

浴するに斯の如き制度を設くるは、一種の束縛であつて、沐浴の意義なき感ある

が、洗身功德の途には夫々の威儀が必要でなくてはならぬ。而して、之が印度人の風習であるまいか。今日でも印度人(佛教徒に非らざる)の沐浴に一定の禮儀があるから、必ずしも佛教が特に厳しく説いたと見做し得ない。

印度の澡用に使ふ七種のもは、即ち一には燃火、二には淨水、三には澡豆、四には蘇膏、五には諄灰、六には楊杖、七には內衣である。希臘羅馬の浴にも此七物のものを用ひてゐるから、弘く擴つて用ひられた浴用具である。

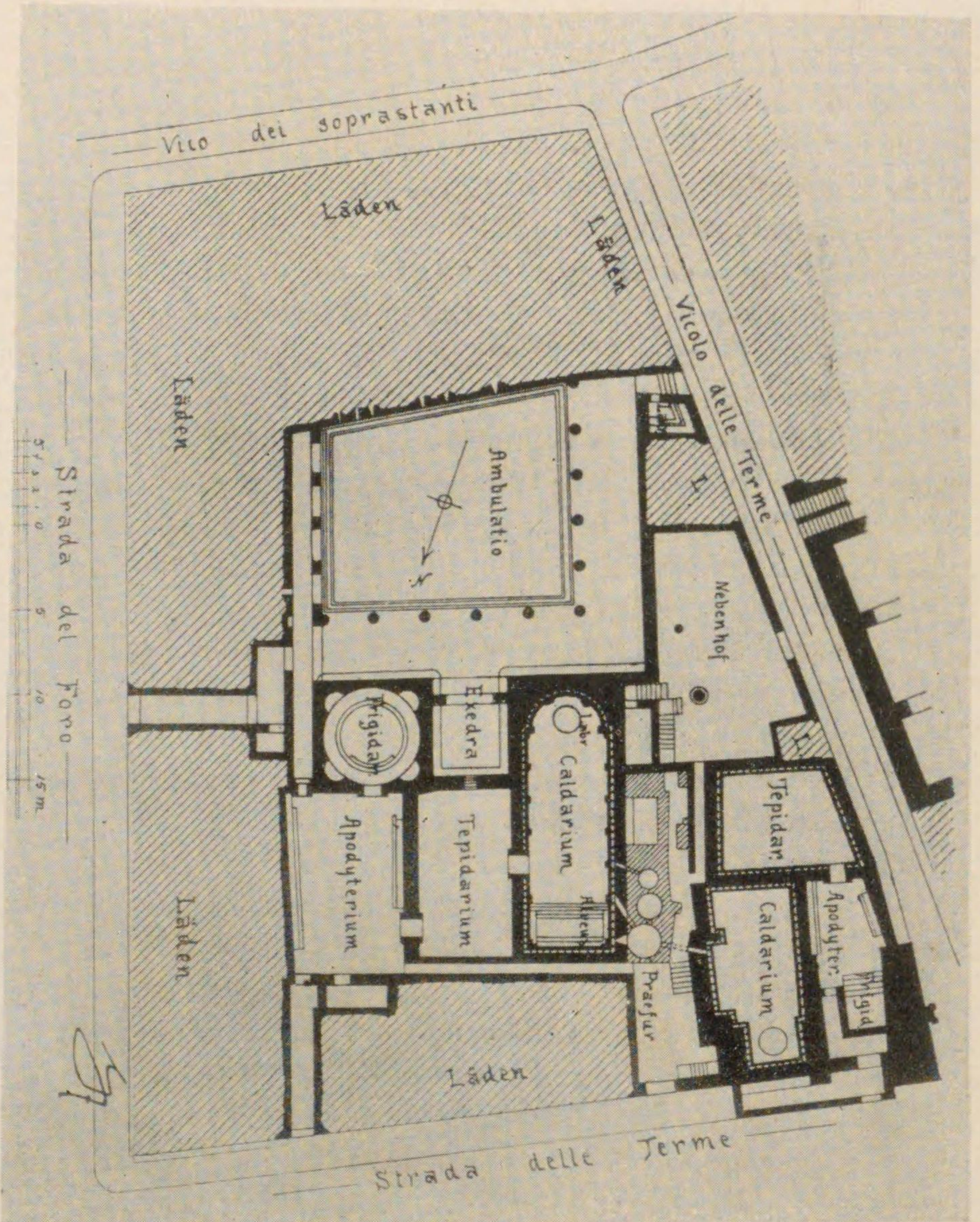
佛教では、洗身清淨の教を説くから、その功德もあらねばならぬ。即ち浴により七病を除くのである。一には四大安穩、二には風を除き、三には濕痺を除き、四には寒氷を除き、五には熱氣を除き、六には垢穢を除き、七には身體軽くして便ち眼目清淨なりといふのである。浴して心身の疲勞を醫し、健康を保ち、疾病を醫し、寒熱を防ぎ、垢穢を流し、爽快の氣を覺ゆるが故に、自ら七福を獲るのである。七福とは一には四大無病、所生常に安らし、二には所生清淨にして面首端嚴なり、三には身體常に香くして衣服淨潔なり、四には肌躰濡澤にして威光德大なり、五には人を饒て從て塵垢を拂拭す、六には口齒香好にして所說肅用なり、七には所生の處自然の衣服ありといふので、健康の身體の享くる幸福また斯の如し。沐浴の功德といふもの



衛生學から誠に肯定せらるゝ所である。

### 希臘の浴ぶり

吾人は、上來亞細亞の事跡に就いて餘りに筆を費やした。更に進んで、西の方、古代文化の中心となつた希臘羅馬を訪ね、彼地に行はれた浴ぶりを探りて、之を粗上にのせ、東西の比較を試みなば、そこに幾多の興味ある事項が看出されるであらう。しかし、此二國に立ち入るに先ち、吾人は先づ埃及を眺めることとする。埃及人は入浴を以て清淨の行爲となし、健康の保全、延命長壽の秘訣と見做した。彼處に於て、國王と僧侶とは、權門の上級である、彼等は日中に二度、更に夜間三度の入浴の慣習があり、三日毎に鬚は勿論、全身の毛を悉く剃り落す風がある。浴後、バイブス産の麻衣を纏ひ、同じく靴を穿いた。埃及に、淨身は生命の母なる俚諺が行はれる次に、猶太人も沐浴清淨の思想を持ち居るは、耶穌教に傳る所から知り得られる。さて、希臘羅馬に於いて、沐浴は大に行はれたのである。沐浴の風習は、希臘から羅馬に播り、更に後ちに中歐地方にまで弘まつて、今日の水治學の發達した遠き



跡遺の場浴イニムボ 圖二十第

せ、曠地に爲の火噴の山水スラビエウカ・ねらなばねは訪を跡遺のイニムボはにる知を織組場浴の曠希臘道に路街一のイニムボは圖本あるあで料資好の究研が家史歴世後は跡遺のそ、たれさ道に世後これら地敷の室浴・ばれよにこれこゝるあでのもたし計設く如かしり在にみ試・てりよに證考の多幾、を室浴たれるた然整の列御室浴のそでし而ゝるあでのる到に屋浴て以を路道るす通らか街各、め占を牛大の城一はる據に (Die Grundrissentwicklung der römischen Thermen) はれこゝるあでのもきべす嘆驚に實は



源流をなすのであるが、更に又他面に、彼等の沐浴は歐洲風俗に影響を及して、民俗史上に大なる鑿痕を残した。殊に、羅馬に於ては沐浴黄金時代を産み、羅馬の文明に貢献したことは史家の見遁さない所である。羅馬の浴場の規模の高大なりしは、今もその跡を遺し、羅馬觀光者の通路の一つになるのである。

希臘人も、亞細亞人の如くに、浴すれば身體の美を増し、活力を高めると信じた。ホメールにも、ヌイカヤ、その他の沐浴の讚美が謠つてあり、ヘクトルはその創を浴によつて癒したと傳へられてゐる。或は又、河水の乙女の一群二百四十が、白鷺の如くに泳ぎ廻つた口碑が残された。泉神とまで崇められたヘルクレスに、獅子の口から水の灑がれてゐる模様の希臘古錢を見るが、ヘルクレス祭に於てその立像に水を撒く儀式は後にまで傳へられた。希臘の水に因む口碑は、この他數々あるであらう。

希臘の古結婚の前に、嫁風呂の行はれた風習があつた。人一世の幸ある結婚には、まづ、入浴によりて心の穢れ、身の垢を除かねばならなかつた。希臘の大典エロジス祭に當りては、その二日目に神官は海水に投じて身を淨めた。死者に觸れたり、喪家に宿つた場合には、何れも浴を探つて、まづ身を淨める風習があつた。



スバルタ時代には、幼者も、老人も、婦女も、完なく冷水浴を試み、鹹水淡水の別なく水に浸つた。希臘の俚諺に、水は凡ての罪惡を洗ひ落すとある程、彼等は水に深い親しみを持つた。希臘人は、地上にありて最善なるものは水より他なしと考へた。身體強剛法を創案したりクルグスも、水を以て最善至上のものと説いてゐる。

希臘人の緻密な觀察力と精到な論理思想から、沐浴に就いてもその方法を合理的にし、その實行に努めて、技能的に浴術の發達を齎らした。希臘は埃及から沐浴を傳へ學んだのであるが、その浴法は、新たに希臘に於て促がされた。ピタゴラスは身體の訓練精神の修養の一法として沐浴をとり入れた開祖である。ペロデクスは更に之を祖述して、浴法を大成させた。彼の有名なヒポクラテスは、沐浴の醫學的見解を下し、その説には一層の進境を示した。彼が水温を種々に計り、病者の治療精神不快の恢復に之を應用して効を納めたことは、醫學史に特筆すべき一項である。

希臘人は専ら河水又は鹹水の冷水浴を通則としてゐる。その後、温湯を喜ぶものもあつたが、こは寧ろ柔軟の氣分奢侈の限りと謂はれ、一般には好まれなかつた。後期希臘に至れば沐浴は家庭にも、公衆にも廣く需用せられ、公衆用には男女

の區別が立てられてあつた。紀元前四世紀頃には、政府直轄の浴場も出來、貧者も容易くその惠に浴し得て、汎く沐浴する氣分に溢れた。公設浴場には湯槽湯桶が備へられ、それには圓き、或は橢圓形の有脚の盥が附いてあつた。更に又、水を盛つた餅が浴場に在つて、灑ぎ水に使はれた。この浴室の隣りは、脂塗り部屋で、油を身體に糊り、又毛髪にも著けた。都雅を愛するものは、油に薔薇その他の香氣高い植物から搾つた香料を混へて使用した、この室に續いて、脱衣部屋が附屬してゐた。

スバルタの全盛時代に發汗浴が出來、全身浴灌水浴と併せ用ひられた。この發汗浴を *Iakouia* と希臘では名づけた、漸次各地方に廣く用ひられて、晚餐に先だち一浴する慣ひが起つた。

希臘の沐浴に就きて特筆すべきは、浴場にて身體の訓練に怠らなかつたことである。川岸海濱乃至は池塘の到る處で體操を行ふたのは、一には沐浴を同時に兼ねる便があるからである。後期になれば、この訓練場は更に精神修養の道場にもなつた。希臘の浴場は、南又は西向にその位置がおかれた。膏壘垢かきはその當時の澡具の重なるもの、一つであつた。

希臘人は既に温泉利用の途を知つて居つた。オーリプス地域のオイボカ島の



硫黄泉アテビセスは希臘人の好いた温泉で、今日でも尙知名の場所である。その他にも温泉は多く、當時の遺跡を見る。

希臘の古い浴場の多くは、殆んどその遺跡すら失はれて、今日に至りては精しくその模様を知り難いが、希臘の植民地たりし伊太利には希臘人の移住と共に、沐浴の風儀も移された。しかし、希臘の精神は多く傳はらずして、その浴場の形骸のみボムペイに遺された。

### 羅馬の沐浴

羅馬は隣邦エトルスケルの影響を蒙り、夙に沐浴をとり入れたが、未だその隆盛が萌さざる時代の浴みぶりは幼稚なもので、チベル河に於て纔かに水浴を試み、水に戯れるに過ぎなかつた。家には洗場(Lavatoria)が在るも、陰鬱な暗き室で、やうやく身を洗ひ淨めるに過ぎなかつた。此洗場は通常厨房に隣して設置せられた、そして火氣と水とを共用する便宜によつた。浴場の華麗になり始めたのは、羅馬帝國建立二百年頃からである。殊に羅馬が彼の有名な水道を布設し、水利の便を獲

てから、一層沐浴が流行した。これに希臘より羅馬の首府に留置せられた希臘の醫師の手により、希臘風の浴みぶりを傳へて、その面目を一新した。その内にも Asclepiadesは功績者の第一人であつた。羅馬の水道には三大幹があり、九箇所に壯大な浴場が建てられた。

羅馬の浴室は三通りに別けられる。即ち家庭用(balnearia)、營業用(balneae privatae)と公設用(balneae publicae)とである。公設のものは、政府の直營か、若しくは寄捨で出來たもので、貴族若しくは執政官がその管轄權を握つてゐる。

羅馬に温浴の出來たのは、西紀前八十九年、C. Sergius Orataの考案より熱氣法に成功した結果に基づいた。その法は床下に火道を設け、火焰の廻りを考へ、室内の空氣を温める便法である。この爲めに容易に温度の加減が出來て、温浴場(thermae)が出來、冷水浴と併用せられる様になつた。而して、從來用ひ來つた火爐は、漸次棄てられた。そして、浴場の建築は益々壯大華麗を極め、羅馬帝政時代には十五箇所に増加し、希臘式體育法を著しく加味改良し、精神文化の向上にも浴場を應用し、浴場は哲學者、藝術家、その他の學者の會議場となり、藝術品の陳列をも見るに至り、最早や單純の浴場ではなくなつた。



浴場は更に戯球争力などの競技場ともなり、又食堂に用ゐられた。しかし、浴場にては老者も、幼者も、富者も、貧者もなく、四民平等で、和氣暖々と集ひ楽しんだ。浴室の内部装飾は頗る贅を極め、美を盡くし、善を致し、金銀寶石を鏤ばめた壁間、寄木の床、圓天井、合天井、巨大の親柱、たゞ目を聳て、驚くのみであつた。今日彫塑の眞髓として尊ばれる大理石像は、何れも此浴室に備へられたもので、ラオコンの群像はカラカラの浴場に飾られたもの、その他、ヘルクレーストルゾーの彫塑像など、何れも此浴場を賑した一装飾品に過ぎなかつたのである。

羅馬の浴には生温い温かい冷たい湯水それ／＼の浴を別けてあつた。更に熱氣浴場の他にも、特種の使用に具へる室があつた。羅馬人は沐浴の効果を醫學知識を借りて究め、沐浴の五臟六腑に働く工夫を明にし、沐浴の身體に適ふ程度は個人により相違するを以て、醫師の指導によつて浴と柔軟體操とを行ふべきものと論じた。従つて醫師の待遇は相當に厚く、ガレンの如き大家は、斯の道に於ても名を馳せた。希臘の奴隸は三助に採られて、浴者の身の周りの世話を焼き、焚火の加減を司る役廻であつた。羅馬の入浴は無料の場所が多かつたが、又有料浴場もあつて、男大人一人前我が二錢五厘を拂はさせた女子は幾分か高かつたが、小兒は凡

て無料であつた。羅馬全市の浴場のみにて用ゐる一日の水量が、七億五千萬リールであつたとは、驚くべき數量ではなからうか。試みに東京全市の湯屋營業者全部が、昭和五年の夏、一日平均使つた水量を調べて見るに、三十一立方メートル二七五であつた。

羅馬は首府ばかりでなく、村落にも浴場が建てられ、一浴野人を快からしめたものであつたが、今はその遺跡だに失はれてゐる。

温泉は神祕靈驗の偉効を稱へられたが、未だ深くはその利用の途を知らなかつた。温泉の湧水を特に羅馬人は *Aquae* と名づけた。當時温泉の知られたものは、羅馬領土だけでも八十箇所もあり、今日のウイスバーデン、バーデン、ハーデンは既に當時から名聲を響かした名泉であつた。

羅馬の浴場建築に關して、看過することの出來難いのは、建築材料の取捨である。浴室の壁面が水分を吸ひ、ために腐蝕し易くなることに就いて、工匠が苦心を拂ひ、緻密で不滲竄性の材料——*硅酸鹽類*——を發見した。此耐水材料を用ゆるに至り、完全に漏水の憂を除き得たのである。

羅馬の浴場建築の様式は定まつてゐないが、多くは外圍は高い墻壁によつて圍



まれ、内に二大環状の墻壁と三地域に區劃されてある。その最端の一區は體育場に當てられ、中區は逍遙散步所となり、最後の一室が温室に定められてゐた。南面の室を *Theatridium* と呼び遊戯觀覽場で、棧敷は階段風に組立てられて、見物に都合よく出來てゐる。此場所から他の室に入る浴室の北側は社交談話室に當てられ、常に學者等の相聚る場所として、靜肅の氣分に満ちた一室であつた。茲から青年に迎へらるゝ泳池に通じ、又浴場にも行くことが出来る。東西の兩側は大部屋で訓練場に當てられた、半圓形の *Ampli* の建物である。

その浴場には一定の規則が守られ、それに準じて入浴するのである。又温度にも、温るいものから熱いものまで四段になり、浴に温氣温湯水浴及び摩擦の四法を行ひ、その室には浴槽が附けられてある、身體を暖める室を *Tepidarium* と稱し、冷水浴を行ふ場所を *Frigidarium* と名づけ、温浴室を *Caladarium* と謂ふ。病人や虚弱のものは、温氣室で衣服の脱ぎ換が許されてある。大浴場になれば、衣裳部屋 (*Apodyterium*) と摩擦室とを別室に作つた。その他、發汗室 (*Laconium*) がある。羅馬の後期に於ては、發汗浴と冷水浴とを兼用した。發汗室は各温度を異にした小部屋に區別せられ、竈に近い室は熱く、次第に遠き部屋に移るに従ひ、温度も低くなる。浴場は男女

兩別に建てられてあるが、小浴場にては同室を時間によりて男女用にした。即ち女子は通常日出から七時まで、男子は八時から午後二時までである。夜の入浴は羅馬の初期には行はれなかつたが、後に至りて、之れを許し、アレキサンデル・ゼルグイウスは浴室常夜燈を寄進した。夜の入浴は風俗壞亂の恐れありとて、タチチユス帝は遂に之を禁じた。

羅馬では父親と子供とは同時に、又舅と婿とは共に入浴しない風習である。婦人は初め、公衆浴場に餘り進まなかつたが、後期に至つては、何時しか、女の入場を見るやうになつた。希臘の體育法が羅馬に弘く行れたことは、男女の廉耻心を甚しく薄らけた、浴場は淫蕩放縱の氣分を養ふ機會をより多く醸した。それは恰も我が邦にダンス・活動映畫の流行を來して、男女の風儀が亂れたと同じことである。婦女は奴隸に身體を洗はせ、男と共に同浴して恬として耻ぢなかつた。

男女別になれる浴室では、兩者の中央に火爐を構へて界を立て、又温度の經濟も考へた。火爐に聯びて暖室温湯室冷水浴室と、火氣を遠ざかるに従ひ冷えて行く順次である。この火爐は、又寒き日の暖房用にも兼用された。方形の管道が火爐から壁に沿ひつゝ、全家に行き渡り、室々には孔から熱氣を送り込む仕掛である。

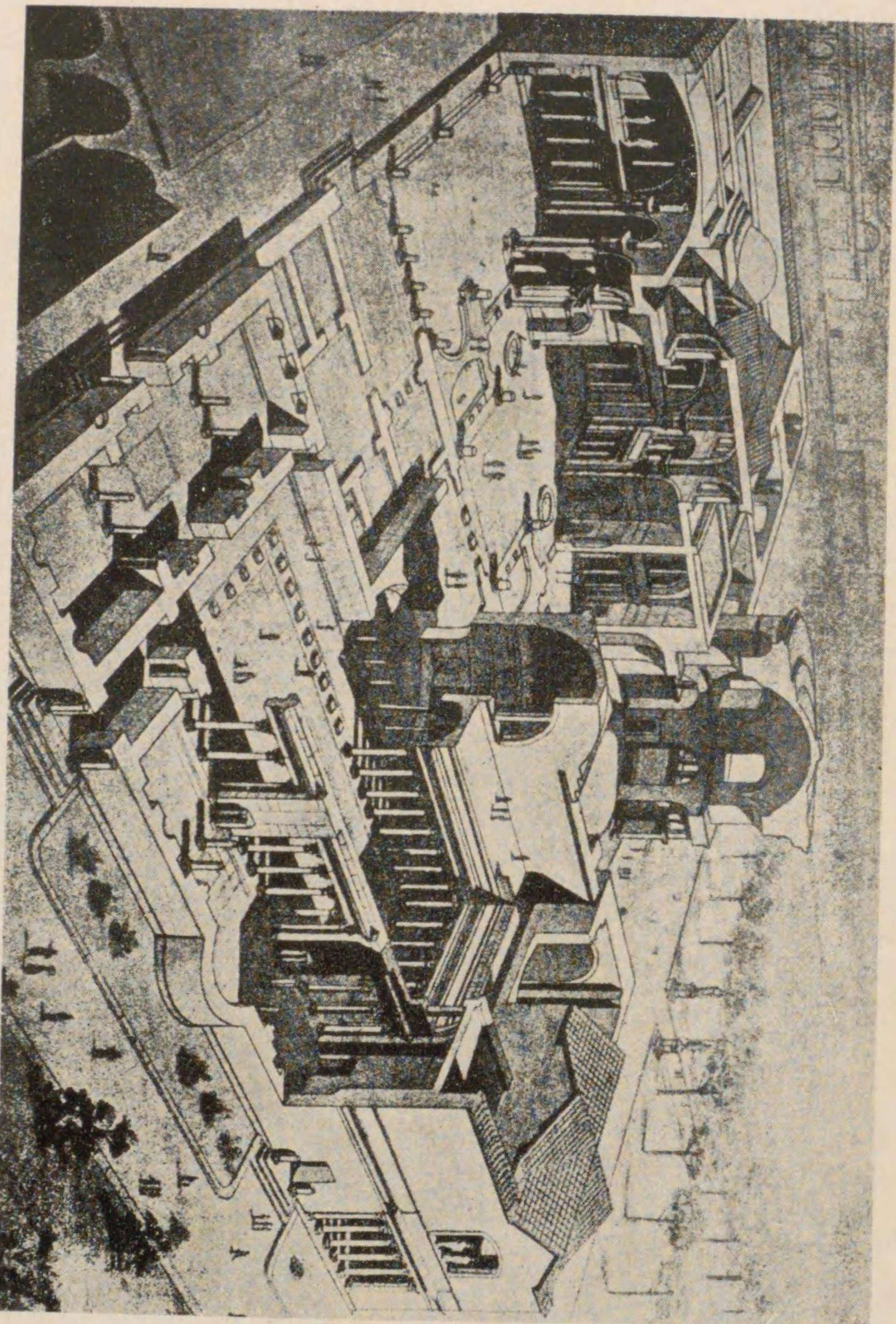


火爐の室は厚い煉瓦で疊み、その上を混凝土で塗りつけ、保温に注意を拂うてある。燃料は炭であるが、その燃焼度を高くする目的を以て、金屬の小球を炭の中に挿んで焚いた。湯の加減も三段になり、火爐に接した釜は熱湯である、そしてその湯気で第二の釜を温め、更に第三の釜に移るから生温く沸いてゐる。

浴者はまづ暖室で脱衣する、此室は八角形の廣い明るい室で、羅馬建築固有の柱道も附いて居る。此室で一先づ相當に發汗してから、温浴室に移る。こゝには湯槽が備へてある。湯槽は専有も出来れば、二三人の共用もあり、何れも貴重なる石材で作られ、裝飾に意匠を凝らした華麗のものである。湯槽の他側には龕室とも謂ふべき小棚があつて、冷水を盛つた水盥が置いてあるから、長柄の杓柄でその水を使ふ。

湯槽を *Baptisteria* と云ふ。羅馬人は産湯をこの湯槽で使ふ習ひがある。誕生後男子は九日目、女子は八日目に此儀式を行ひ、同時に命名する慣例である。湯槽の水を温め、且つその温度を保つためには、相當に工夫が凝された。即ち牆壁に割凹を作り、その底に金屬板を貼りつけ、その内の水を温めて、之を補ふた。

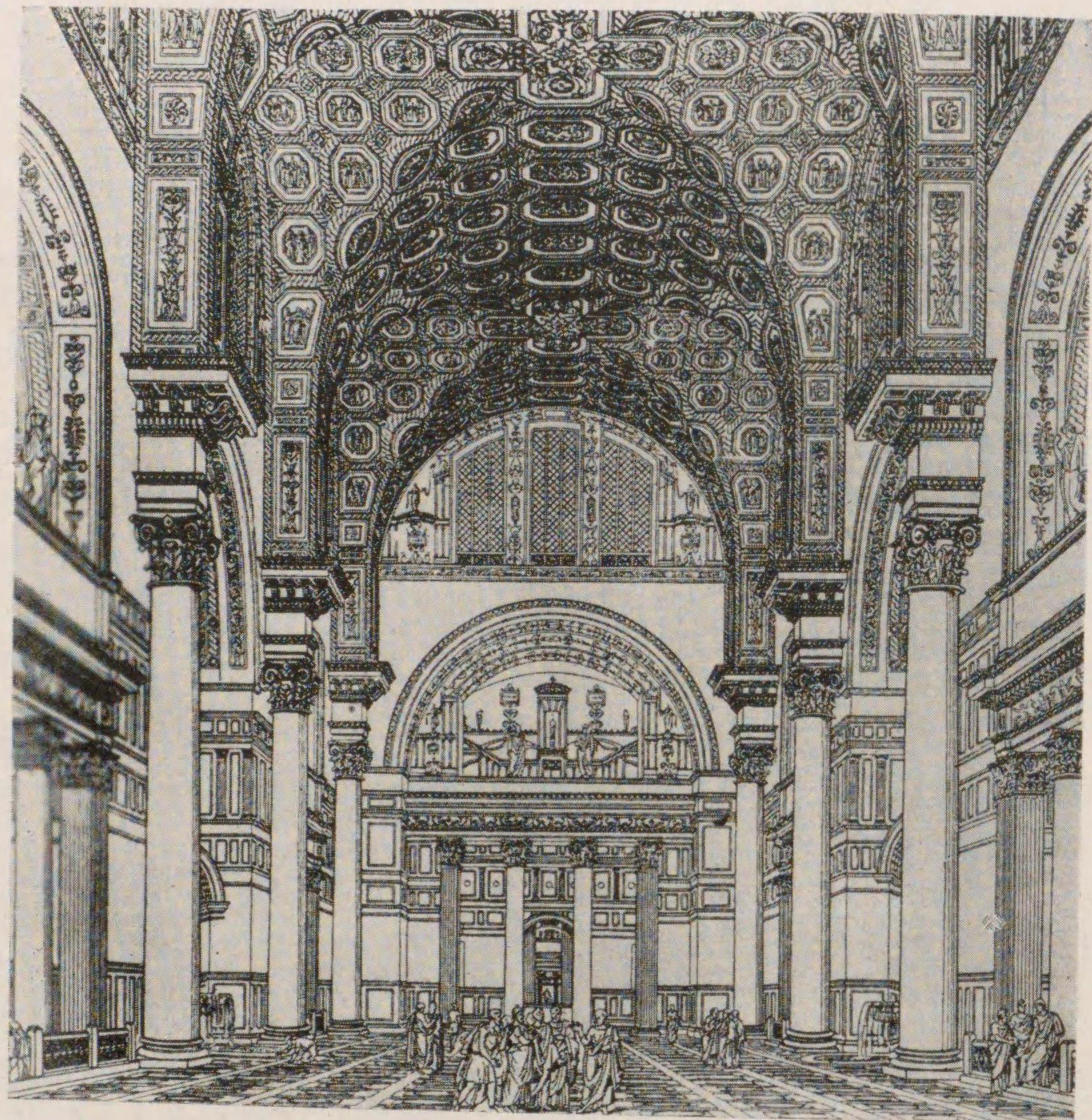
冷水浴の所には、湯盥 (*Piscina*) に冷水を湛へて、その用に供へてある。此盥水の餘



(一) 堂 浴 ラ カ ラ カ 圖 三 十 第

くかたつかなまし惜てじ投を金巨てら蓋が帝皇はにめ爲の堂浴・で程るれば謂とたび滅てつよに浴は馬羅のもの人絶に實は堂浴ラカラカたて建が帝ノイタレクオデ中就・がため極を深敷もれづいは堂浴の々數で然を聖の華榮年當に址廢のそ・てれき壞く悉は堂浴ため極を榮繁もしさ・に共と興新教蘇耶しかし・るあて家史屢譚考はれそ・ふいとたつあで邊無人高のりかばぬば及もに像想は堂浴ラカラカ・るあでみの寸殘くいたれらせ較比をとさき大の人行と物建・るあて圖計設體立たし像想の場浴のそは圖此・るあで所く讀の

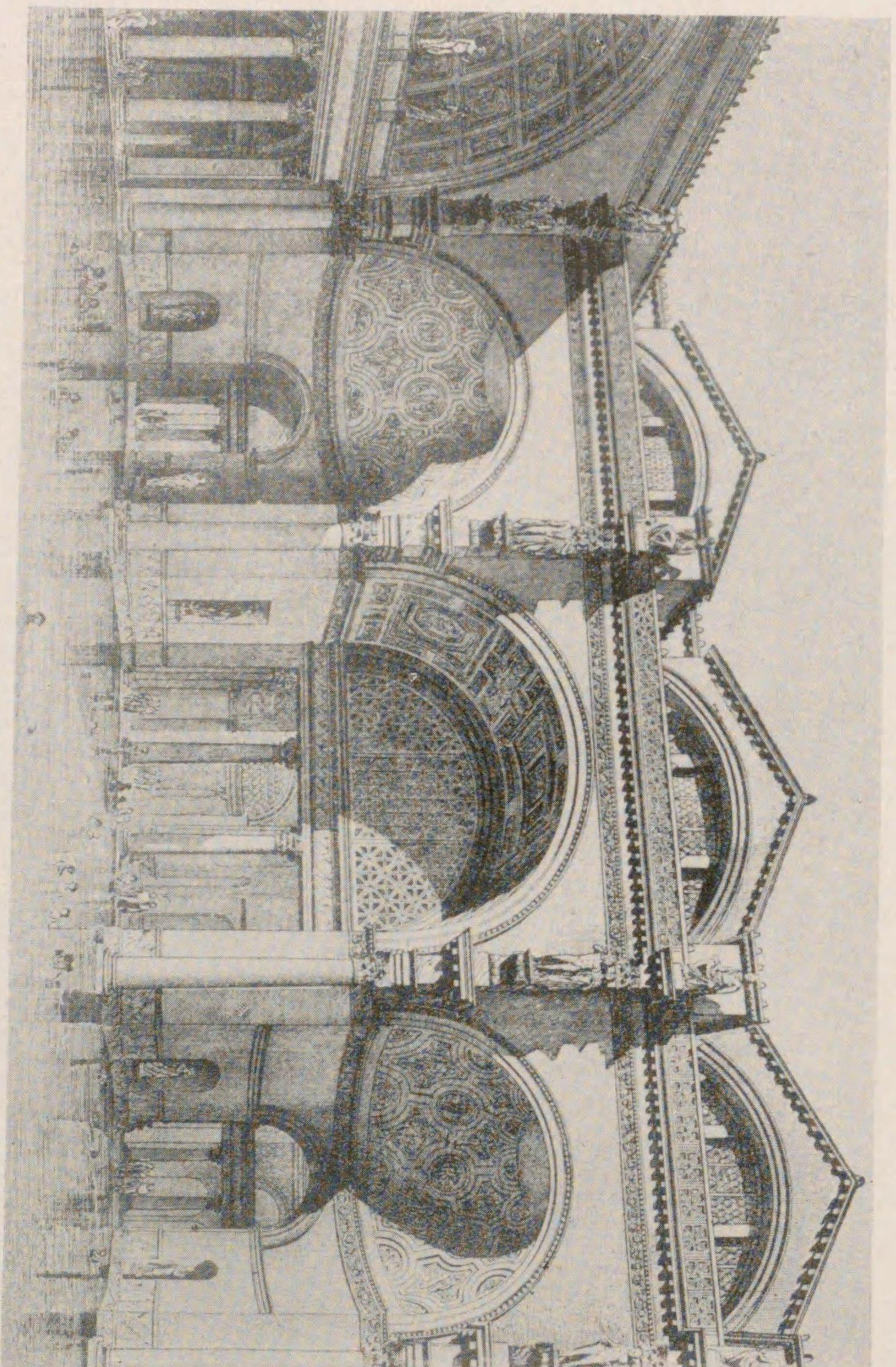




(二) 堂浴ラカラカ 圖四十第

ちるあて圖古復たつ作が Blouets で場ムウリダヒテの内ラカラカ場浴大の馬羅  
の樞八十五米一十き高・るあでのもた似相 がるあも圖古復の様同だん撰のスル  
るあて厦高く描を窿穹の米四十二らか米八十五は井天圓るえ支で本八柱黒大





(三) 堂浴ラカラカ 圖五十第

はムウリダクリン・あるあで天野で米方平百三千はき廣の場浴のこ・あるあで型模のムウリダクリンの場浴ラカラカ  
る來出がとこる知てし推もてしらか圖像想のこはとこな派立のし出張の場浴・るゐてしり隣相とムウリダクリ



りに冷き場合には、屋外の鹽水の日光によつて暖たまるを待つて使ふことがある。浴後は麻布で身體を裹みて乾し、摩擦し、最後に膏塗りの術を受ける。膏壺は金銀又は象牙細工のもので、之を振りつゝ、裡より膏を出すのである。膏塗り匏を用ひて、皮膚を擦りつゝ、膏を塗るのであるが、かくしてよく膏の効能が現はれる。ネロ大帝は餘りに匏を濫用し過ぎて、肌の鞏化を招いた挿話がある。病者は匏の代りに海綿を使用した。澡具の中では、櫛膏壺針匏が重なるものであつて、之を小袋に納め又は環に通して携帯したものである。

### 羅馬のカラカラ浴室

羅馬に熱度の高い發汗浴の出來たことは、生温るいものより強い刺戟によつて快感を一層深くしたいといふ一般の要求からであつた。單なる爽快の感覺に満足が出来ず、進んでより安逸な享樂に耽りたいのは自然の趨勢である。日本に於ても明治大正昭和と年代を逐つて、デカダン氣分が遷りゆくのと同じ意味である。蒸氣浴は温浴室又は冷水浴に隣りした圓天井の室で、そこには小窓が一つあるの



みであつた、その窓の開閉の工合で室の熱さの加減を調節するのである。

羅馬の大浴場にアグリッパの名を附せられたものがある。アグリッパが大手腕を揮つて築き上げたから、その名を獲たのである。そして、ネロ大帝は殊の外、此浴場に力瘤を入れ、一層華麗莊重を極めたものとして、羅馬第一の建物とした。羅馬ではネロの誅求を憎み、ネロの如き弊惡無道のもの他に在りや、ネロの温室より更に奢侈のもの世界にまたと在りや」といはれた程、此浴場は比類ない立派さであつた。しかし、ネロに嗣ぐ各皇帝も、浴室建築に美を競はして、その名を恣にせんとした。

羅馬の浴場は皇帝の好奇慢心から何れも莊大の建物であつたが、就中カラカラ(Caracalla)の浴場に至りては、豪華の點に於て、裝飾の點に於て、崇大の點に於て、世界に冠たるものであつた。その建設者はデオクレティン帝である。

その浴場は、敷地が十二萬四千四百九十九平方米で、二千三百人の羅馬人が同浴出来る廣さであつた。内には大理石製浴用床几が千六百脚も備へられ、暖室は十四米の高き花岡石柱にて支へられ、穹窿を帯びた合天井であつた。

カラカラの浴場は基礎を方形にとり、之を三區に劃して、外室は訓練社交講筵討

議などの用に用ひられ、中部は歩廊、内室は浴室であつた。さはれ、さしもの羅馬の浴室も、その帝國の亡びると共に、耶蘇教徒に破壊滅却せられ、三千年後の今日、廢趾に草生じ聳たつ支柱は崩れて空しく、烏鴉の宿りとなり、多情の旅客をして轉た榮華一朝の夢に暗涙を催さしめる。これまでの歴史家は幾たびも茲に足を駐め、棄てられた瓦礫、残れる礎石に心血を瀝いで、ありし日の壯麗を胸裡に描いて見た。

しかし餘りにも尨大の建物で、當時の建築美は仲々想像の外である。とはいへ、茲に後世歴史家が幾多の考證を重ねた獲た模形があるから、それを示して置く。

そのかみカラカラの浴に來た婦人等は、銀や象牙で裝飾せられない浴室には入ることを屑しとしなかつた。澡具の小物は、大小となく、金製銀製のものに非らざれば、コリント産の青銅製のものでなくては喜ばれなかつた。飾りのない器具には、誰一人振り向くものもなかつたのである。そして常夜燈は煌々として、日夜の享樂に美しい光を投じた。

羅馬人は襯衣を未だ知らなかつた。彼等は直接上衣を軀に著け、足には鞋サンダールを穿くのみであつた。随つて垢と塵とに身體が穢れ易いのであつた。彼等は身體の清潔には務めて注意した。旅より歸つては先づ浴を取つた。訪客にはまた第一



に浴を勧めた。

晚餐前の入浴が羅馬に起つてから、浴場に食堂を設備した。家では享樂の後に遊戯の疲れの後に、勝手に入浴したものであるが、公衆用では入浴時刻が定まり、その時刻には鐘を鳴らして街に知らした。これは日常さうであつたが、國喪又は大葬のときには、浴場を閉ぢて敬意を表した。

羅馬人は心身の疲勞は、一浴よく之を癒すことを思ひ、精神病者は浴によりて輕快なる効果を得ることを思つた。しかし、羅馬の浴は詮ずるところ享樂であつた。富者はその浴室に裝飾を凝らして誇りとした、而して沐浴の快適をいやが上にも貪らんとした。羅馬の風俗漸く亂れて、沐浴の保健清潔の意義は失はれた。浴室は放逸不善の機關となり、游蕩兒は好んで此所に入出し、酒池肉林、飽けば口より之を吐き、更に食を求めんと欲すれば、走つて蒸氣室に入り、一たび發汗して、再び喰ふ、飽きては吐き、更に浴室に赴き、安佚三昧滔々としてそれが風をなした。羅馬の史家プリニウスは、乃ち筆を投じて、羅馬の滅亡は實に茲に萌芽したと嘆いた。しかし、彼等は揚々として、男女の同浴は本然の處と説いた。異性交遊愈々繁くして性的問題は益々起つた。けれども人之を咎めず、自からも之を耻とせず、國家もま

た之を罰しなかつた。

羅馬人はその柔弱によりて、勇猛の氣性を失ひ、徒らに外形容貌の美を喜び、皮膚の白きを無上の誇とするに至つた。而して、その爲には沐浴に兼ねて美容整色の途を講ずるを第一の手段とし、軟水を用ひて肌を洗つた。ネロ帝の如きは、莫大の費用と人力とを惜まず、海水を宮居に搬んでその湯に浴し、彼れが妣ボベツアは驪馬の乳を沸して之れに浸り、旅先に於てすら、常に五千の驪馬を牽るて、隨時その乳浴を取つた。獨りネロの一族のみに限らず、羅馬人は總て此氣分を好み、香氣馥郁たる薰料を浴湯に混じ、蘭湯の浴後は、また爪髪の手入にうき身を窶したのである。羅馬の末期の沐浴は、かく風教上からも、世相からも、善いものではなかつた。後世に傳はる物語によつても、穢はしき、荒廢の様を作つた破廉耻の暗い影が多く残されたが、羅馬の前後を見れば、羅馬にも沐浴健康の途を講じたことは、後世、保健衛生の立場から、又醫療史上から、重視すべき所である。彼のヒボクラテスの如き、又ガレンの如きは、夙に此見解を抱き、入浴の方法、疾病の治療、技能に一廉の見識を彼の書籍に披瀝したのは、醫學史上決して看過する能はざる所である。

羅馬の醫師は、疾病の素質を帶ぶるもの、現に疾患に罹れるもの、爲には、沐浴の

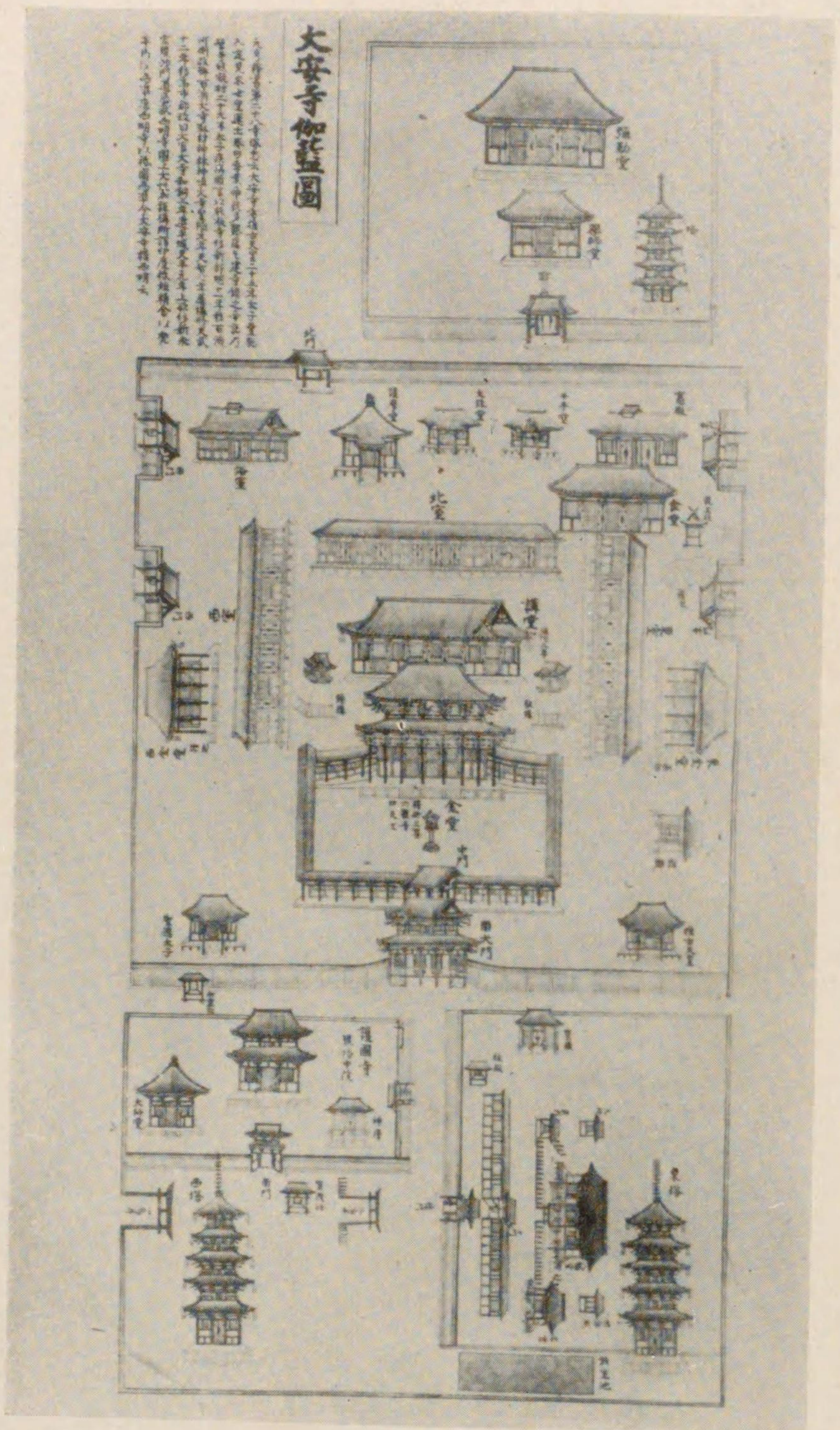


可否及びその法の選擇を訓へ、肥滿者には入浴の効なきことをも説いてゐる。健康のものは日に入浴するも妨げはないが、體質虛弱のものは時たまに入浴すべきと勧め、癩癩潰瘍熱病の者は禁忌であり、眼病結石に悩む人は寧ろ入浴に効ありと曰ひ、その他入浴の温度にも種々の注意を下し、小兒の浴は温度の低きを良しとしてゐる。また海水浴は或る熱病黄疸に効ありと稱し、その他温泉浴の注意をも施した。

希臘から傳へられた摩擦法身體運動法も、羅馬人は之を利用した。蓋し羅馬人が沐浴の醫學的効果を知つたのは、希臘醫師の説に負ふ所が少なくなかつたのである。

羅馬に發達した沐浴の醫學的考察は、將來泰西水治學の發達を遂ぐる源泉であつた。三千歳の間、水治學は或は伸び、或は忘れられたが、潺々として流るゝ水の如く一脈の學派は常に存して盡きず、輒近科學知識の發達に誘はれて、醫學部門に大なる門戸を張ることになつた。

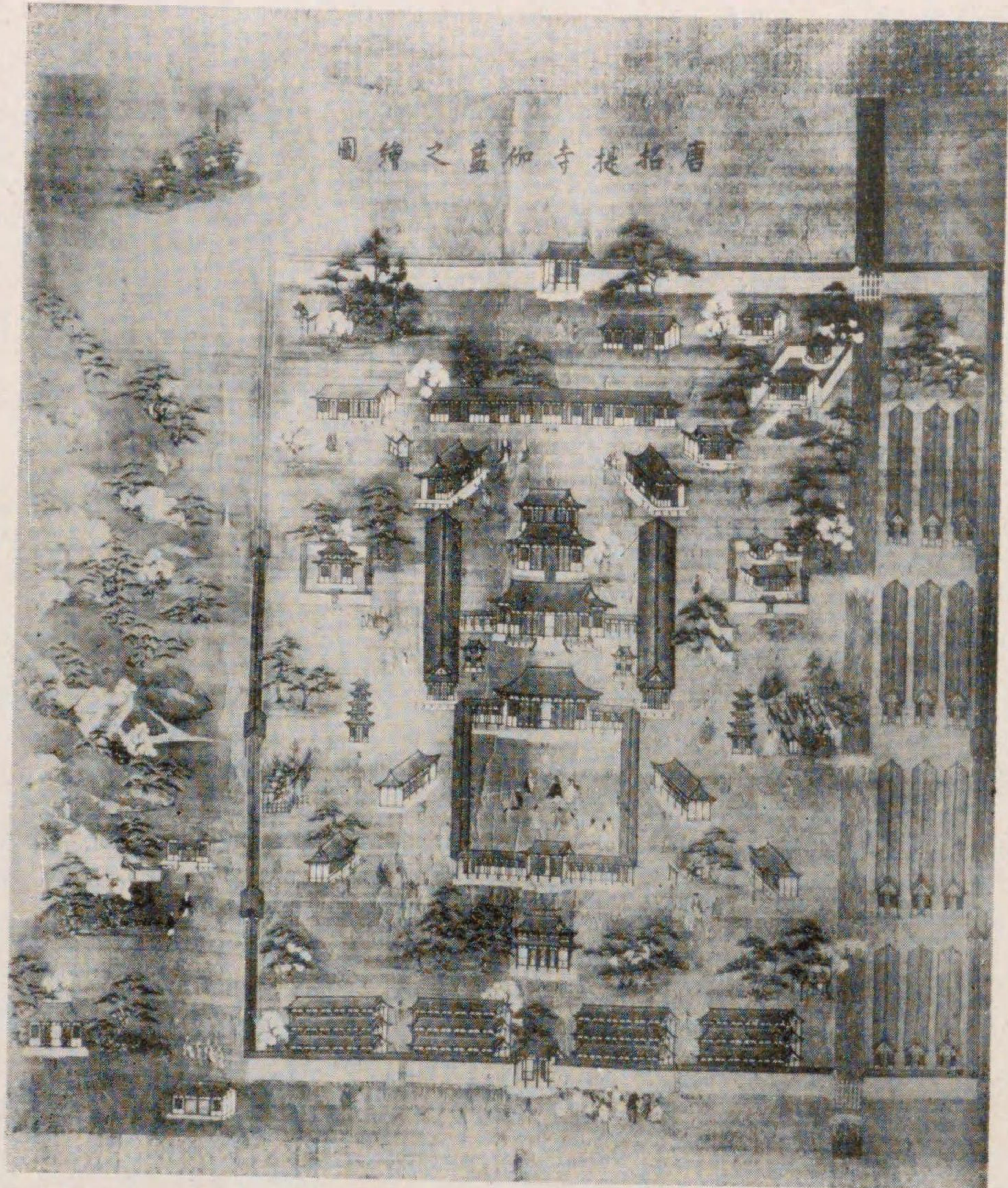
羅馬に榮えた沐浴は、一面罪惡の源であつた。羅馬人は廉耻なき、貞操なき、勇氣なき遊蕩兒に化した。そして、耶穌教の新興と共に、槿花の如く消え、三日にして、さ



第十六圖 大安寺古圖

佛教寺院に在りては、浴室は七堂伽藍の中に加へられてゐる、而して古い寺院古圖には必ずその場所が示されてゐる、今でも奈良時代又はその後の寺院には今も浴室の物が存してゐるものゝあることは周ねく人の知る所である、こゝには奈良大安寺の伽藍圖によつて浴室の位置を示して置く。

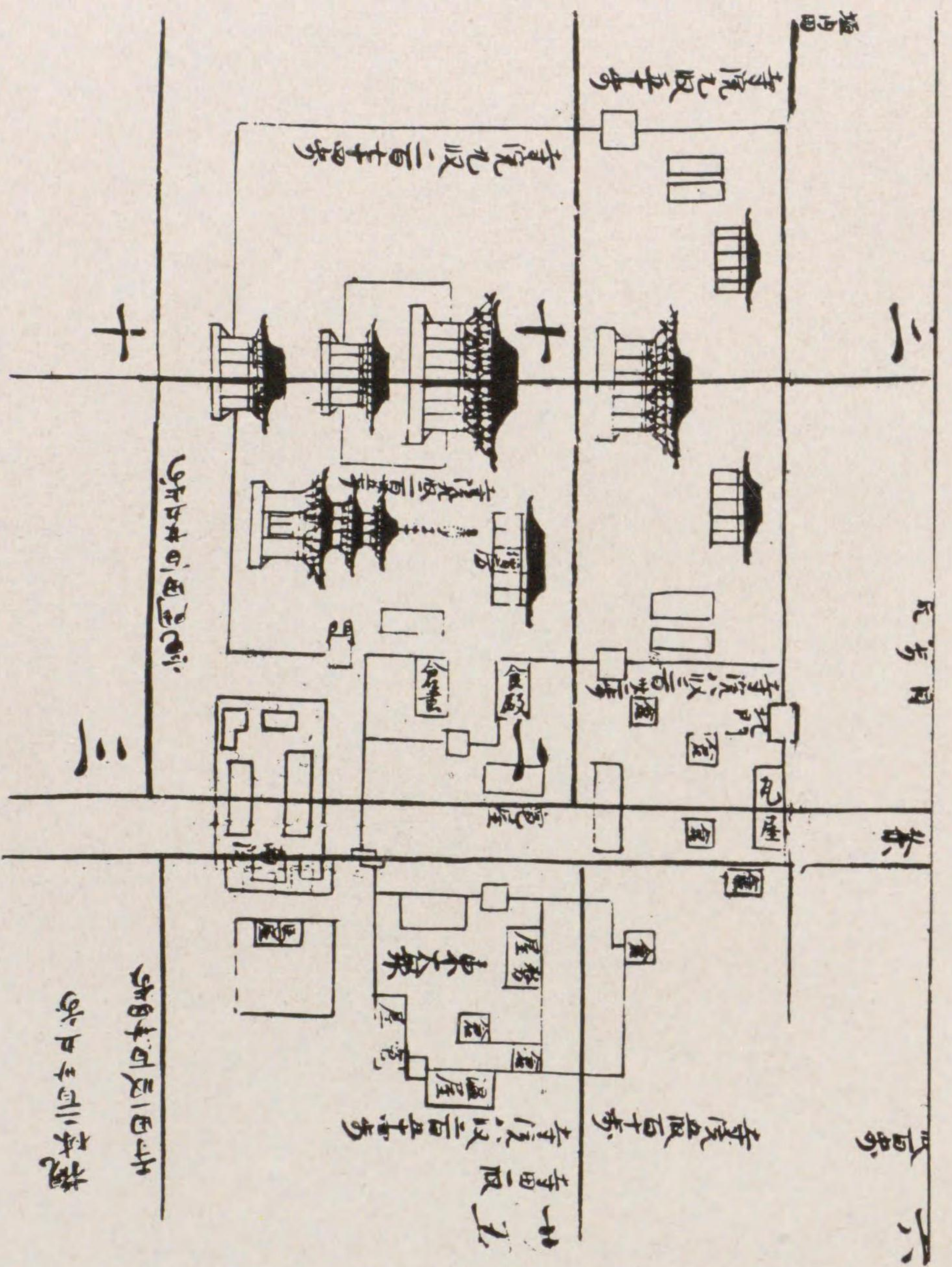




唐招提寺の古圖 第七十圖

唐年三字實平天・りに在に條五字大村跡都郡駒生國和大は寺提招唐  
 當は今・るあで院寺るな名有てしと山本の宗律たし立建が眞鑑僧  
 ひ整が備設の々種ばれよに圖古此・がる居てい失を榮繁き如の時  
 るれ知が置位の堂浴てし而・るかわがとこたつあでのもな嚴莊に更

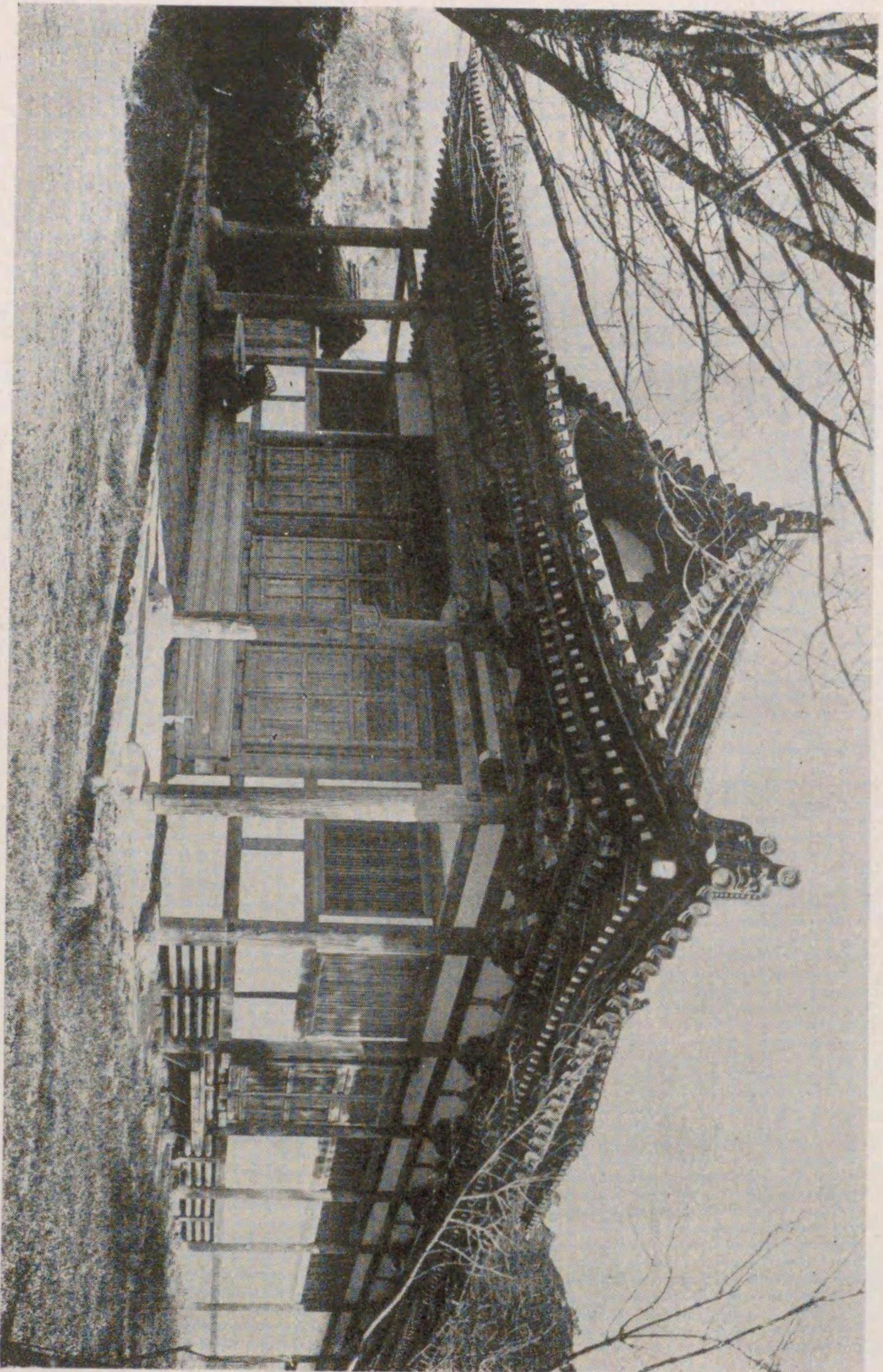




圖地の寺安額 圖八十第

部の(侶僧)衆大はれよに圖古は屋湯の(部田額字村端平郡駒生國和大)寺安額  
 の後でのるよに宜使用共の火焚はれこ・るゐてし隣相と(屋籠)所隔く近に屋  
 ふいもと屋温は又室温を堂浴・るあがのるゐてし示に明を係關此もに物巻繪

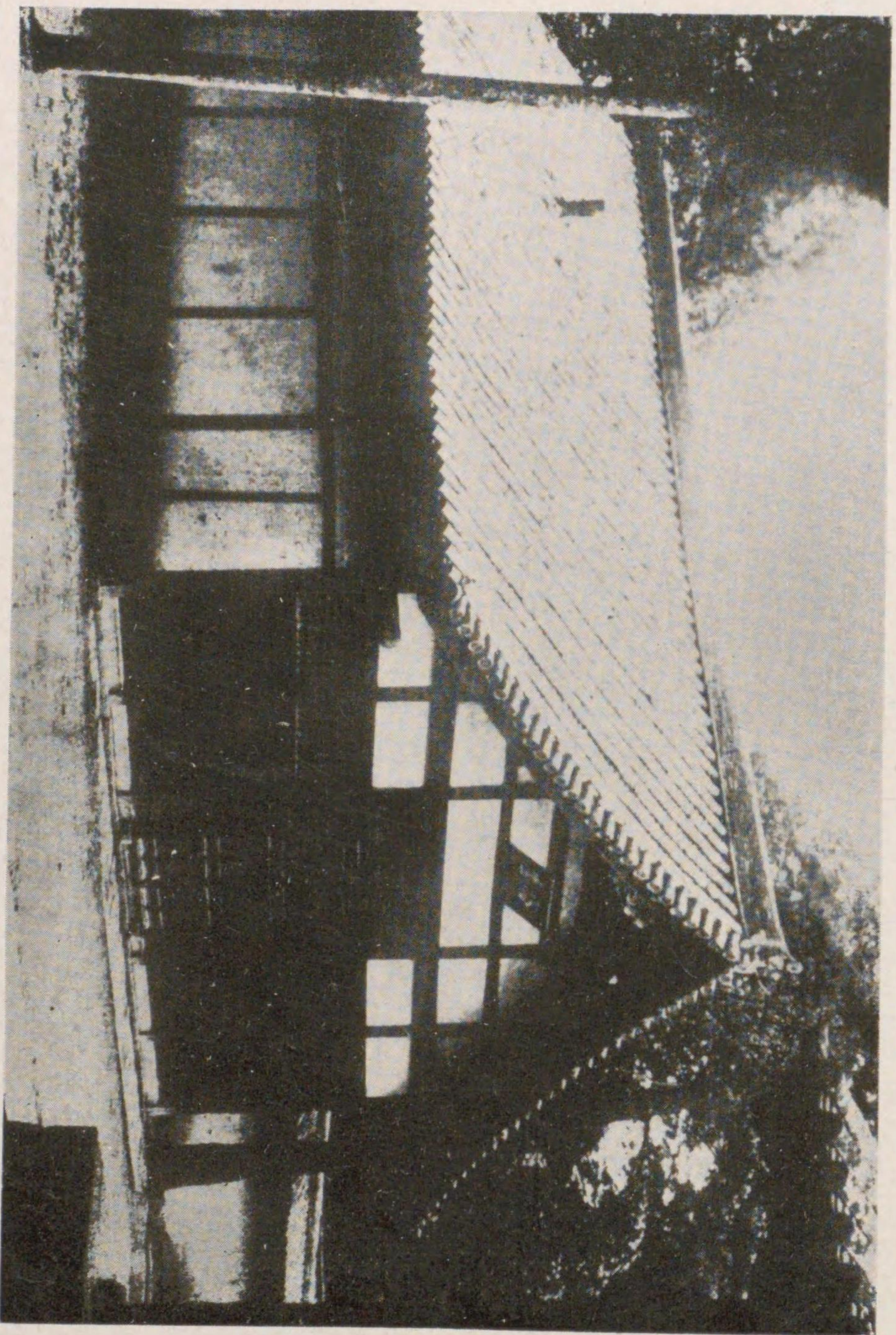




屋湯大の寺大東 圖九十第

大く多がのものと護保別特はに物建の寺大東・るあで名有にり餘て以を佛大は寺大東の良奈  
るゐでん宮に和調の上式様築建程いし惜はに屋湯はり造風破のこ・るあでつーのそも屋湯





室 浴 の 寺 安 大 圖 十 二 第

立は昔がたつなく狭も横規は今は寺安大るれはいもと寺大南てし對に寺大西・寺大東  
るあで和調下にり餘ものるあて 出突が突烟らか根屋は室浴のことたつあでのものな派



しも奢侈を極めた浴場も壊され、ネロの座した机は寺院の敷石となり、澡具金物は聖壇の飾に變り、今も聖ヒトロ寺、その他の寺々を訪ね廻ぐれば、その遺物に接するのである。

### 奈良朝の寺院浴室

佛教では浴室を七堂伽藍の一に數へ、我國奈良の大安寺唐招提寺などの古き繪圖にも、その位置が明かに示してある。東大寺或は法華寺に詣れば、今も尙大湯屋や、から風呂が儼然として遺つてゐるのを見る。東大寺の大湯屋が、特別保護建物に指定せられてゐるのは、人々の知る所である。【浴佛功德經】に「我今灌沐諸如來、淨智嚴功德聚、五濁衆生令離垢、願證如來淨法身」とある如く、垢穢を洗ふのは佛に仕ふるものゝ大任であるから、浴室が寺院に於て相當に重用せらるゝのもまた當然である。故に佛法では入浴室の方式が可なり強制的に守られてゐることは【威儀經】その他によりて之を窺ふことを得るのである。然し、後世になると、浴室の意義が忘れられ、入浴室式も十分に執行されず、次第に浴室の存在が失はれた。それ



でも禪宗では、今でも入浴式を厳守し、曹洞宗の如きは、沐浴身體當願衆生、身心無垢、内外光潔の入浴喝を唱へることになつて居る。

奈良朝に於ける佛教は、信仰も熱烈であり、寺院建築の形式も眞面目であつた。寺院には資財があり、之れを各堂にそれ／＼振當て、維持を講じ、浴室もまた相當の分配に預つた。左に奈良朝時代の寺院の資財帳から浴室を調べて見よう。

法隆寺資財帳

浴室 一口 長七丈八尺廣三丈三尺

天平十九年二月十一日

大安寺資財帳

令温室院室參口 一口長六丈三尺廣二丈 一口長五丈二尺廣一丈三尺 一口長五丈廣二丈 並葺檜皮

天平十九年二月十一日

西大寺資財帳

檜皮温室 長五丈廣二丈

資財帳によれば、何れの浴室も割合に大なるものであつた。〔續寶簡集〕(弘安九年西紀一二八六年)に「就中温室の構造過一寺云々」とあり、大なる浴室になれば一

堂宇よりも大なるものもあつたことを知る。浴室の内景の説明を加へた記録は無い爲めに、之を十分に知ることは困難である。又今日に至るまで遺された浴室も再三改築されてあるから、内容形式も多少崩れてゐると想ふ。それは後に述べるから、茲には記録に遺つた浴室の維持に就いて調べて見る。

浴室では湯を沸す爲めの燃料が必要で、それも相當の量を費すので、之を購入するに經費のかゝるは當然である。その爲めの資源として田畝を之に寄附して、その收穫より支拂ふ方法が行はれた。

東大寺

大湯屋温室田事

寄進 合一町二段者

在東大寺以上御庄之内

一田漆段字井口 一田參段字丸坂 一田二段字十坪

右爲奉<sub>レ</sub>始<sub>ニ</sub>本願聖靈先師尊靈、并先亡後滅寺衆、及自他法界成等正覺、期<sub>ニ</sub>永代、毎月一箇度温室料寄進如件

永久五年七月十五日



件温室田、寄進明白也。准<sub>二</sub>布薩湯田、免<sub>二</sub>除官物等、無<sub>二</sub>懈怠、可<sub>二</sub>勤仕之狀如<sub>レ</sub>件。周防國三田尻の近在なる阿彌陀寺は、東大寺再建の願主重源上人の開基にかゝる。その寺に遺る記録にも

田陸町畠三町長月温室之

維那六人衣服料人別

田壹町畠五反宛之

と見え、奈良朝から後に至るまで、浴室燃料の資源を寄附し、而して温室の業務を等閑に附せざるやう厳しく戒めてある。重源上人の誓書の内に

而退<sub>二</sub>失念佛温者<sub>一</sub>、<sub>二</sub>宮玉祖天滿天神春日八幡等

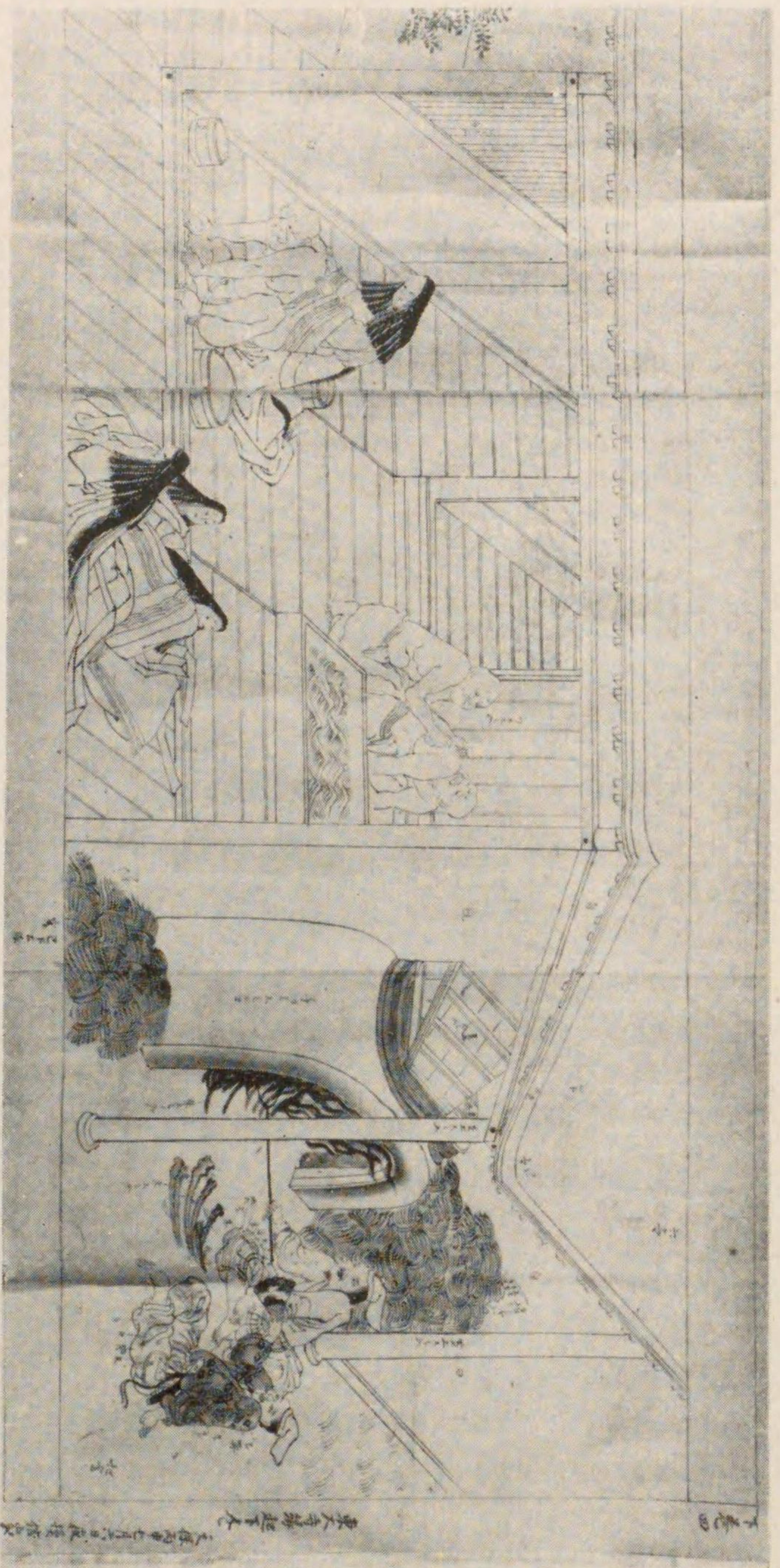
守護善神王并寺内三寶令與<sub>二</sub>冥顯之兩爵<sub>一</sub>、現世受<sub>二</sub>白

癩黑癩之身、後生墮<sub>二</sub>無間地獄之底、若無<sub>二</sub>違者<sub>一</sub>、有<sub>二</sub>勤行

者、今後無量之壽福者也。在廳官人等宜承<sub>二</sub>知依<sub>レ</sub>宜行<sub>一</sub>

之故宜

とあつて、随分手厳しい誓である。温室の勤行は寺院行事の内では、重いものであつたが、後世まで堅く守られてはゐなかつた。



浴施の后皇明光 圖一十二第

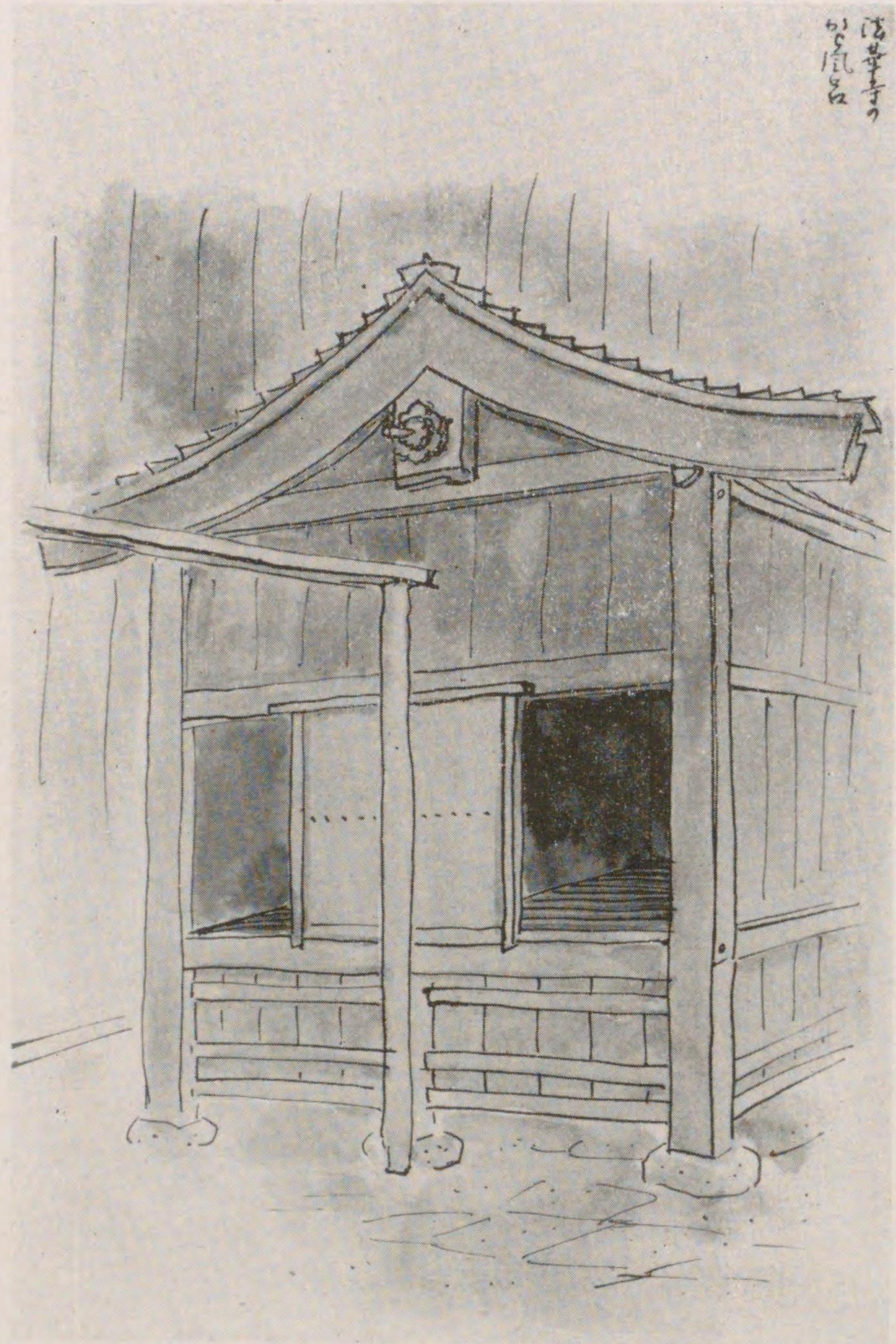
あ卷十二は巻繪此、あで繪の安琳良法芝・書詞の順公務寺、たつ採らか起縁寺大東  
あてし書奥を由の事が全前門沙進勳年元天文、でのたしと卷三てし約鈔をのまたつ  
心御いし々雄の后皇で事御いしはるちも最てしと仕奉の性女は浴施の后皇明光、る  
を色代時ほどな様模の内殿湯・口焚・籠・傘るけ於に巻繪、のもるたと鑑の性女も今は  
るあで構結の風蒸くし正はのつ立の氣湯らか間の張子簀の殿湯にとこ、るあてび帯





(一) 呂風らかの寺華法 圖二十二第  
てし浴施に日定もで日今は呂風らかの寺華法良奈るふ傳を神口の后皇明光  
る係に生寫の伯藹兒靜藤加は圖の次び及圖のこゝるおでい繼を志遣の后皇





(二) 呂風空の寺華法 圖三十二第

を女男・け設を隔のりかば形てつよに令命の署察警は今も呂風空  
つ立が氣湯らか間の子簀・るあで呂風棚戸の風手引・るゐてつ別





行淨のトツベサリエ聖 圖四十二第

つ採らか畫版の(年一三五一一三七四一紀西)氏ルイマクルブ・スンハは圖のこ  
浴入はにぐ防を氣病のこ・ため極を癡猖に洲歐が病癩 てれ伴に役戰軍字十・た  
を者病るな幸不此はに方一又・れは行に入盛が浴入時當てれは謂とい好も最が  
るあでトツベサリエ聖はきべふ謂もと后皇明光の洋西・たつ起が業事善慈ふ救



浴室にはこの厚い保護があつて、それで維持して行くが、然らば入浴は毎日行はれたかの問題が残る。それは

【續日本記】に

天平九年八月癸卯命<sub>三</sub>四畿内二監及七道諸僧尼諸國僧尼、清淨沐浴一月之内、二  
三度令<sub>レ</sub>讀<sub>三</sub>最勝王經<sub>一</sub>

などの記載があつて、月に二三度の浴室使用が窺ひ知られる。又【東大寺縁起】には月五六度とある。一般に古き時代にありては、今日の如く水を運ぶに利便なる器も乏しく、燃釜料などの不便も多いことであつたから、自然湯を沸すことが容易ならず、浴室開きも日が限られ、少ければ月に二三度、多きも五六度より出来なかつたのであらう。

### 光明皇后の遺事

奈良佛教に煒彩を放ちたまふ光明皇后には、豫てより施浴の心願があらせられた。舊紀に據ると、光明皇后、東大寺の惠觀法師に問給はく、我何の因縁を以て身よ



り光明を放ち又自然の香を帶する哉と、惠觀答へて申さく、光明を放つことは先世に佛前に燈明を備ふが故也、自然の香を帶する事は、温室を構へて諸人の垢を淨むる故なり、凡温室の功德に過たる事なしと被申ければ、云々とある。昔し、首陀會天毗婆子佛の時、佛の洗僧の功德を説いたまひしを聽き、欣然作務したる爲め、天に生れて形體殊妙、大に光相を有するに至つた。皇后は之に倣はんとせられたのである。故に温室の功德に過ぐるこなきを聽き、玉ひし上は、御心願を達せんと、勇猛心を起して手を下さんとせられたが、身高貴の故を以て、洗身は憚りありと群臣の諫めもあつたが、後の御志は阻止する能はず、即ち法華寺のから風呂に千人の垢を流し給ひし故事が出来た。皇后のことは【元享釋書】(後醍醐天皇元享二年西紀一三二二年)によつて知られると思ふ。

天平應眞皇太后光明子者、淡海公第二女也、聖武帝儲貳時納爲妃、天平元年八月册爲皇后、體貌姝麗、似有光耀、(中略)聖武帝造國分寺、東大寺、皆后之勸發也、又置悲田施藥二院、恤天下餓恙、及東大寺成、后以謂大儀大殿皆已備足、帝昂于外、我營于内、勝功鉅德、不可加也、且有詔意、一夕閣裏空中有聲曰、后莫誇也、妙觸宣明浴室、瀚濯其功、不可言而已、后恠喜、乃建温室、令貴賤取浴、后又誓曰、我親去千人垢、

君臣憚之、后壯志不可沮也、既而竟九百九十九人、最後有一人、徧體疥癩、臭氣充室、后難去垢、又自思而言、今滿千數、豈避之哉、忍而背病人言、我受惡病、患此瘡者、久適有良醫、教曰、使人吸膿、必得除愈、而世上無深悲者、故我沉痾至于此、今后行無遮悲濟、又孔貴之願、后有患乎、后已不得、吸瘡吐膿、自頃至腫、皆遍、后語病人曰、我吮汝瘡、慎勿語人、于時病人放、大光明告曰、后去阿闍佛垢、又慎勿語人、后驚而視人、妙相端嚴、光耀馥郁、忽然不見、后驚喜無量、就其地、構伽藍、號阿闍寺、寶字二年受尊號、四年六月崩六十、

皇后が自から千人の體を洗ひ給ふたことは、他書には見受けられない、【寶物集】(高倉天皇治承二年西紀一一七八年)には

光明皇后の湯を沸して十方の衆生に浴し給ひて、一日に三人が垢を摺り給ひけるに、いふせく怖しけなる乞兒の我垢すり賜へと申しければ、とある。又【東大寺緣記】には

聖武皇帝の后光明皇后は、慈悲深重のあまり、温室をかまへ、毎月五六度癩病の者を入たまへり、則皇后身づから湯屋に出御ありて、かたじけなく御手づから癩病の者を浴澡し給しかば、大慈大悲の利益廣大無邊なるを感應し、阿闍如來每度影



向あり、其より後温室を阿闍寺となりの侍る。

とある。光明皇后の洗浴は、大衆の喜びであつた、一視平等、乞食癩者の區別なく、自ら洗浴に手を下された、その御精神が實に佛におはし、菩薩におはしたのである。皇后自ら果して千人の垢を流されたか否かの實際問題は、餘りに穿鑿過ぎたことで、光明皇后の宗教的興奮を無視するものと云はなくてはなるまい。而して、生温るい志では癩病の膿が吸へるものではない。皇后は天平隨一の美人でおはし、佛師の形像になられた程の女性美を備へられた御身柄であるから、容易な事業ではなかつた。皇后の故事は無論傳説ではあるが、嘘にも、かゝる物語の傳へられたのは女性の誇りである。光明皇后は、天平の佛教信者を一人で荷はれた形である。皇后のこの傳説は、阿難が前生に於て不治の悪瘡に罹つたが、當世に清淨福祐の身と生れたのも、全く衆僧に洗浴し、その汗を以て瘡を洗つた因縁によるといふ故事から産れたものである。また、行基菩薩にも同様な話がある。【有馬山温泉小鑑】に爰に舊記を按るに、仁王四十五代聖武天皇の御宇神龜元年甲子の年、行基菩薩はこやの里崑崙山金養寺に入せ給て安住し玉ふ、爰に温泉山の傍より一人の病夫來りて、こやの里近く山の中に伏しるたり。行基かの者を見給ひ彼に向て宣ひ

けるは、汝如何なる病によつて斯の如く苦しむぞと問ひ給へば病夫答て曰く、我濕の病によつて斯の如く苦みを受くるものなり。支躰疼痛して飲食のんどに進まず、身命盡きて今日明日過し難し、若し仁者の加祐に遇ひ奉り、此苦を須臾なりともたすかりたく思ふ者也、願は御身誠の慈悲深くましまさば、我苦みを露程なりと援けてたべかしとぞ申ける。行基誠に不便に思し召し菩薩の萬行は拔苦與樂の弘願なり、我れ彼を引導き援け、二度平愈を得せしめば今生の願をまぬがるべしとおほしめし、飯倉を設、良藥を與へ、様々看病をぞし給ひける。その時病夫望を爲しけるは、今我あざらけき魚の身を食し、肉の味ひにあかば此病愈ゆべきもの也とぞ申しける。行基憐に思しめし、ながすゝの濱といふ所に下り、花籠を海邊に差し下し給へば、忽ち大きな魚、波の中よりおのれと躍り入りけり。行基此魚を得させ給ひて急ぎ立ち歸り、まづ半肉を割て煮て與へ給へば、病夫此魚を喰て重病少し快氣をぞ得りける。病夫こゝに復た望をなしけるは、逆の御慈悲にてましまさば、我が五躰身分膿血崩れたゞれて肉中に蟲生じ血肉を吸るるによつて、身のかゆき事耐え難し、願くば我が膿血をねぶり、肉の蟲を吸ふてたべかしとぞ申ける。行基是をも厭ひ給はず、猶不便に思しめし、かの膿血たゞれ



て膿つるへたる肌を御口を差し當て、廣長の舌を舒べ、五躰全身を残りず吸せ給ふそ難有。此時病夫忽ち金色莊嚴の佛躰となり善哉々々我こそ温泉正身の藥師たり、云々。

とあつて、行基の故事も、光明皇后のと全く同一筆法である。

## 【今昔物語】に

其後寂照、既に震旦に渡りて、思ひの如く所々の聖跡を禮して、天皇も待受て、止事无り敬ひ歸依し給ひけり。亦寂照五臺山に詣て、種々に功德を修けるに、湯を涌して大衆に浴けむとして、先大衆僧供に著き並たる程、極て穢氣なる女の子を抱きたる一の犬を具して、寂照が前に出來ぬ、此の女瘡かきて穢氣なる事無限也、此れを見る人共穢がりて追ひ喰る、寂照此を制して女に食物を與へて返し遣る而るに、此の女の云く我が身に瘡有て糸難堪く佗しければ湯浴むが爲に參つる也、湯の功少し我に浴し給へと、人共此れを聞て喰て追ふ、女被追て後の方に逃去て、窃に湯屋に入て子を抱き乍ら犬を具し、さふめかして湯を浴む、人共此を聞て打追はむと云ひて、湯屋に入て見れば、搔消つ様に失ぬ。其時に人々驚怪むで見廻せば、擔より上様に紫の雲光りて昇れり。

前二者の故事とは異つた傳説である、湯を中心とした佛教傳來の物語を取り結び付けたものである。光明皇后、行基の傳説は藤原時代にあつたことは想像し易く又【今昔物語】もその頃の作であるから當時に流布せられた口説である。それが色々手が入り、品が變つた寂照の故事を産んだものと思はる。此傳説を解剖すると、佛徒湯屋病氣御光と、或る型が一貫してゐるのを容易に見ぬことが出來、佛教弘布の方便と謂ふことがわかる。

貧者を惠み病者を救ふは大慈大善で、之より尊いものは更にない。まして身尊く富貴にして施主となるのは、全く善根でなくては出來ない。耶蘇教にても、之れと同様な考があつて、施浴などは慈善の至大であると思ふ様になつた。數世紀に涉つて、沐浴の心身清淨の思想から祭日の前日に入浴淨身したが、更に換骨して施浴の慈善が發達して、病者貧者への施浴の企てが、縉紳名僧の間に競うて行はれたマインツ、又はウトレヒトの大僧正、ヘンリー皇帝の皇后、オットー第二世の娘などは、何れも好んで施浴事業に力を致した。十字軍戰役の前後より、東洋から西歐に癩病が傳り播つた爲め、これに惱む人々が多く出來た。この病者を救ふ爲めに、寺院では浴室を設けて施浴をした、耶蘇教の聖徒では、進んでこの苦行をなしたもの



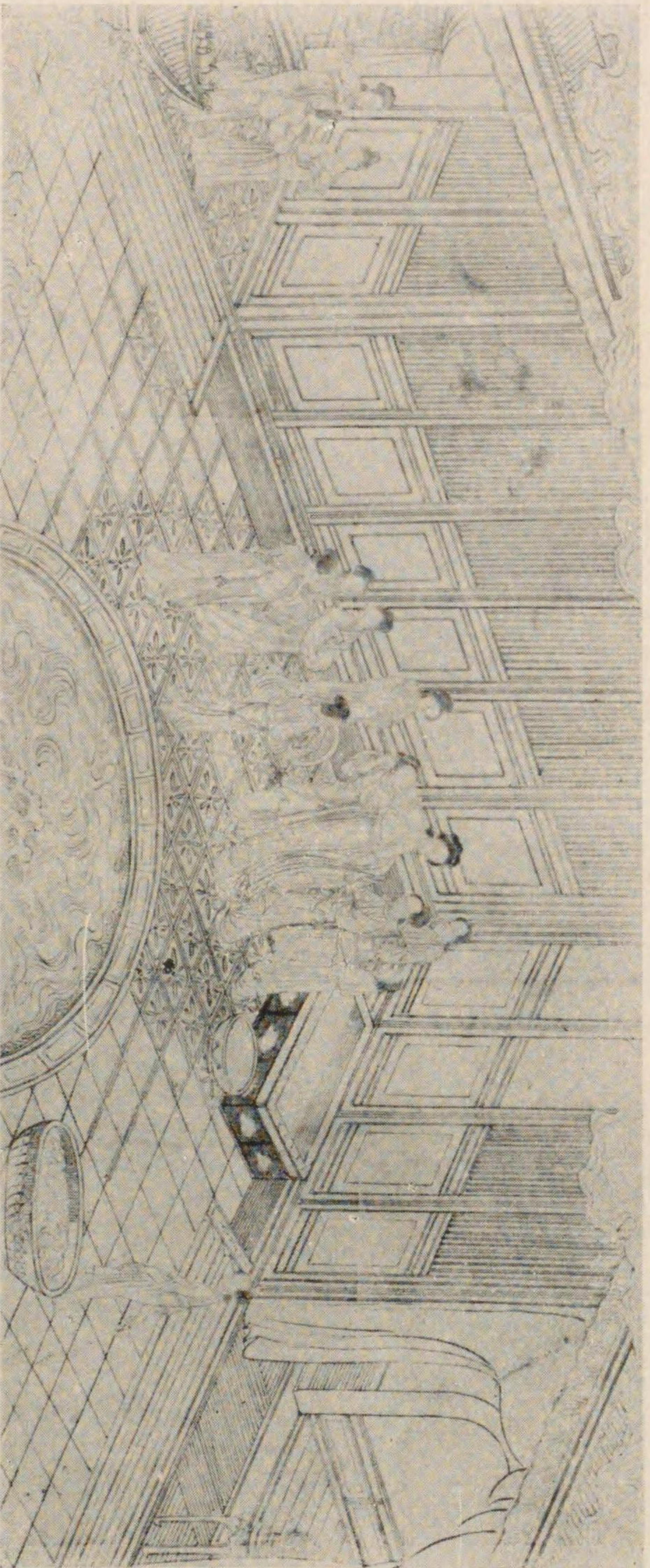
もある。就中聖エリサベートの癩病施浴は有名で、恰も我が光明皇后に比すべき善根者であつた。

### 揚貴妃

光明皇后が非常なる勇猛心と純乎たる信仰から導かれたまひて、自ら施浴して進んで賤者に御手を觸れ給うた破天荒の御慈悲は、皇后の一世を實に尊く飾つたのみならず、餘香郁々として幾多の人々を訓ふる所が多い。今日の言葉で謂へば、皇后は自ら率先して社會救濟の事業に手を下されたのである。

奈良朝の聖武天皇の大御代は、支那では唐の玄宗の時代に當る。

唐の太宗の貞觀の治は、久方振りの太平の世として、民心穩かに、政令よく行れた玄宗年若くして帝位に即き、初めは、太宗にも劣らぬ政績を擧げ、長安の守護を嚴にし、外藩への備を堅くし、宮女千餘人の解放を斷行し、庭苑で贅澤品を焼き捨て、宮中には専ら節約を旨とし、漸く一代の名君と謠はるゝに至つたが、その妃姚宗が死し武恵が流産で世を去つてから、空閨淋しく、玄宗には暗い影がさして來た、偶々宦官



圖の泉浴清華 圖五十二第

物博室帝京東でのたいたい描をることぶ遊に泉温宮清華に共と妃貴揚の帝皇宗玄の唐は圖のこ浴によこが皇始の秦昔は泉温の宮清華る在に麓の山驪土唐・たつ採らか蕭の筆九乎伊傳藏館温に爲は女神・たし訓を罪てれ柿は皇始・らかためじ生を瘡てじ睡が女神時たれ鏡に女神てし施を理修けつ名と宮清華をれこは宗玄・るあで處るあが事故ふいとたつやてつ洗てつ作を泉力無嬌起扶兒侍 脂凝洗滑水泉温 池清華浴賜寒春・だん遊々屢に共と妃貴揚り作を池てしれ是ち即はのもよるはたうに歌恨長と霄春暖度帳密美 捨歩金顔花雲 時澤恩承新是始



の高力士の計で、壽王の妃である揚玉環を無理に後宮に入れた。玄宗の溺愛は玉環をして榮耀の極にあらしめ、六年後には彼女を妃に冊して、楊貴妃と呼ぶやうになつた。その一門は重要な顯職に就いた、父の揚元炎は兵部尙書母の李氏は涼國夫人となり、姉の達韓國嬪、秦國の三夫人も宮仕することになつた。玄宗は蘭燈に映る嬌羞の姿に益々貴妃を愛し、驪山の麓、華清温泉に行幸し、浴後化粧を凝らした艶麗の姿に徂く春を惜しみ、これまでいそしんだ朝政を忘れた。

楊貴妃は玄宗の寵重なるに従ひ、國政にまで嘴を容れた。從兄揚劉後の揚國忠は國政を左右し、權勢並ぶものなきに至つた。その内に安祿山が契丹を攻めて歸り、窺かに時をねらつて居つた。玄宗の宮廷は經費莫大となり、次第に苛斂誅求の怨が生じて來た。機を待つた祿山は叛して長官を攻めた。かうなつては、玄宗の力は及ばない。民心は離散し、讓位を玄宗に迫つた。官軍は不利に陥つた。士卒は揚國忠や貴妃を殺せと殺氣立つた、玄宗は血迷ひした。一たび離れた兵士は後宮に入り、その姉妹及び國忠を屠ふつた。楊貴妃も今は時とあきらめて、無言のまま玄宗の腕に凭りて永い訣れを告げ、路傍の梨樹に縊れて死んだ。

後宮に十八歳のとき召され、玄宗の寵を受くること二十年、天寶十五年六月三十



八歳の一生で卒つた。

玄宗は綿々として貴妃を想ひて耐へ難い愁に沈んだ、そして遂に一日道士をして貴妃の墓を探らせ、玄宗に貴妃と遇うて玄宗鬱悶の情を告げさせた。白樂天の長恨歌は、玄宗と楊貴妃との情緒を諷うた長詩である。世界に此れ程に熱烈な情愛を抒した詩はなからう。長恨歌一篇は何時これを誦しても盡きない想をするのである。しかし、その歌は人口によく膾炙せられてゐるから、今茲には掲げない。光明皇后と楊貴妃との年代紀を左に比較してみよう。

聖武

天平元年(七二九)

光明子を皇后に立つ

二年(七三〇)

施薬院を置く

七年(七三五)

十五年(七四三)

東大寺建立

十七年(七四五)

玄宗

開元十七年

開元二十三年

壽王妃楊氏を冊す

天寶二年

安祿山入朝

四年八月

楊氏を貴妃とす

孝謙

天平勝寶四年(七五二)

大佛開眼東大寺に幸す

七年(七五五)

八年(七五六)

天寶十一年

李林甫死し楊國忠石相となる

十四年

安祿山反す

至徳元年

玄宗出奔六月楊國忠貴妃伏誅す

肅宗

上元元年

淳仁

天平寶字四年(七六〇)

光明皇后崩す寶算六十

時恰も同じうして、この二女性が現れた。一は未來の法樂を想ひて現世に好んで苦行を敢てし、施浴の社會奉仕を以て、また盡きざるものとした。他は明日よりも今日の享樂に飽かんと欲し、榮耀三昧に耽つた。一は信仰の憧憬に生きんとし、他は人間愛を求めてそれに飽滿せんとした。この二女性は共に沐浴を中心にした傳説を有する。しかも運命は一方には天壽を全うせしめ、他は路傍に倒るゝの非命をとらしめた。光明皇后の遺業に奮起した名僧知識があれば、楊貴妃の運命に泣き、華清宮を偲ぶ哀詩を遺した文人詩客がある。想ひ來れば、無限の感慨なきを得ない。



### 華清宮の温泉

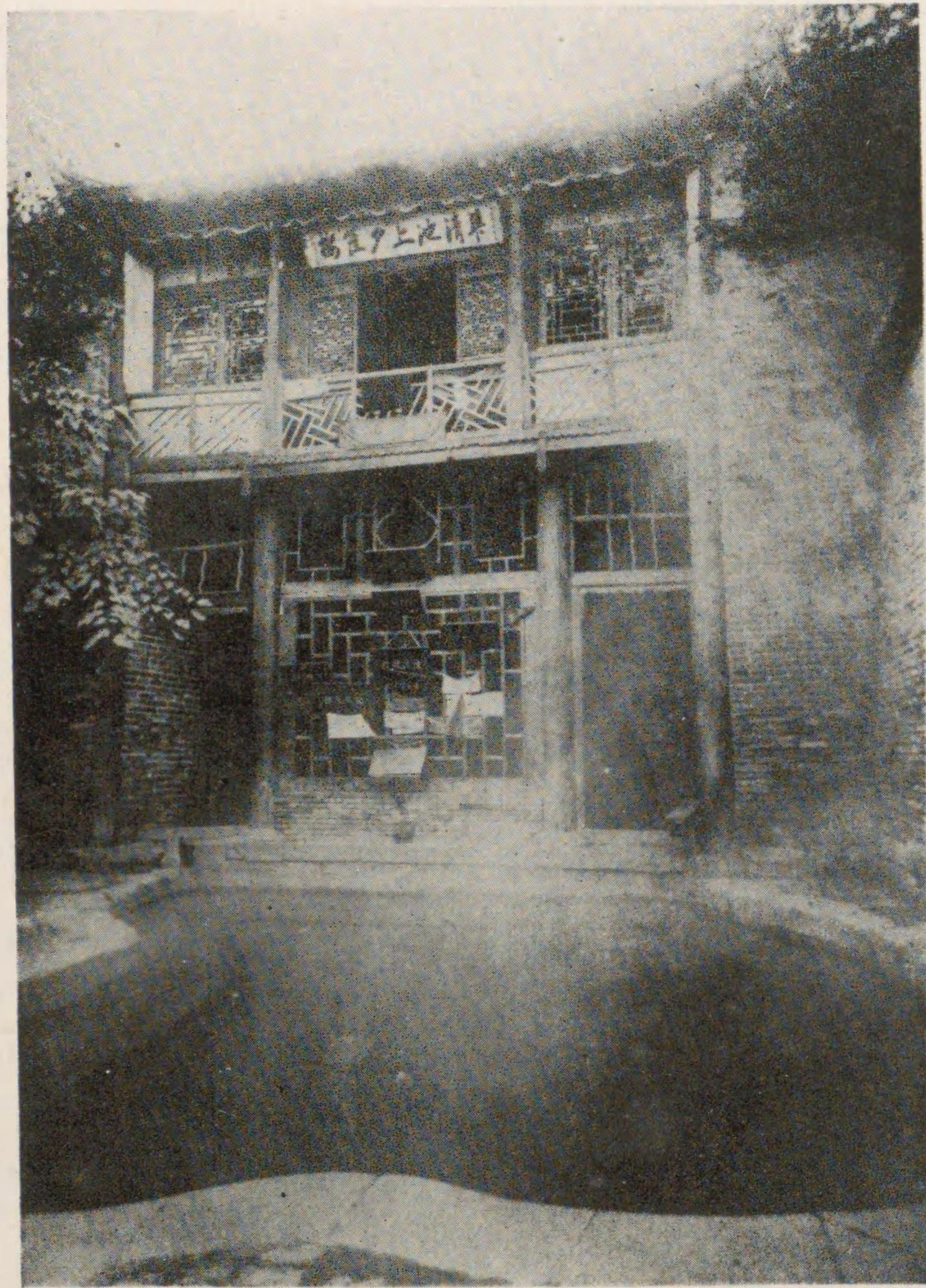
華清宮の温泉は玄宗の故事から有名になつた。そして後世之を詩に詠じたものは支那に可なり多い。自分が蒐集しただけでも、僅に六七十首になつた。今茲にその中から一首を載せて、如何に詩人がこの好箇によりて綺藻を恣にしたかを見ることとする。

温泉宮

唐王建

十月一日天子來、青繩御路無塵埃、宮前内裏湯各別、  
 每箇白玉芙蓉開、朝元門向山上起、城繞青山龍暖水、  
 夜開金殿看星河、宮女知更月明裏、武王得仙王母去、  
 山鷄晝鳴宮中樹、温泉泱泱出宮流、宮使年々修玉樓、  
 禁兵去盡無射獵、日西麋鹿登城頭、黎園弟子偷玉譜、  
 頭白人間教歌舞、

玄宗が屢々出遊した華清の温泉は、今も尚湧き出てる。明治三十四年十月廿



池浴の泉温宮清華 圖六十二第

趣没がるす存も今は閣樓・るゐてれた別に池外内は池浴  
 ・いなに更は影面の昔てれら塗にキンベ青・キンベ赤な味  
 驪の外門南のそ・りあが城縣潼臨に所の里五約束の安西  
 るあでのるゐてい湧は泉温宮清華のこ・らか麓山の山



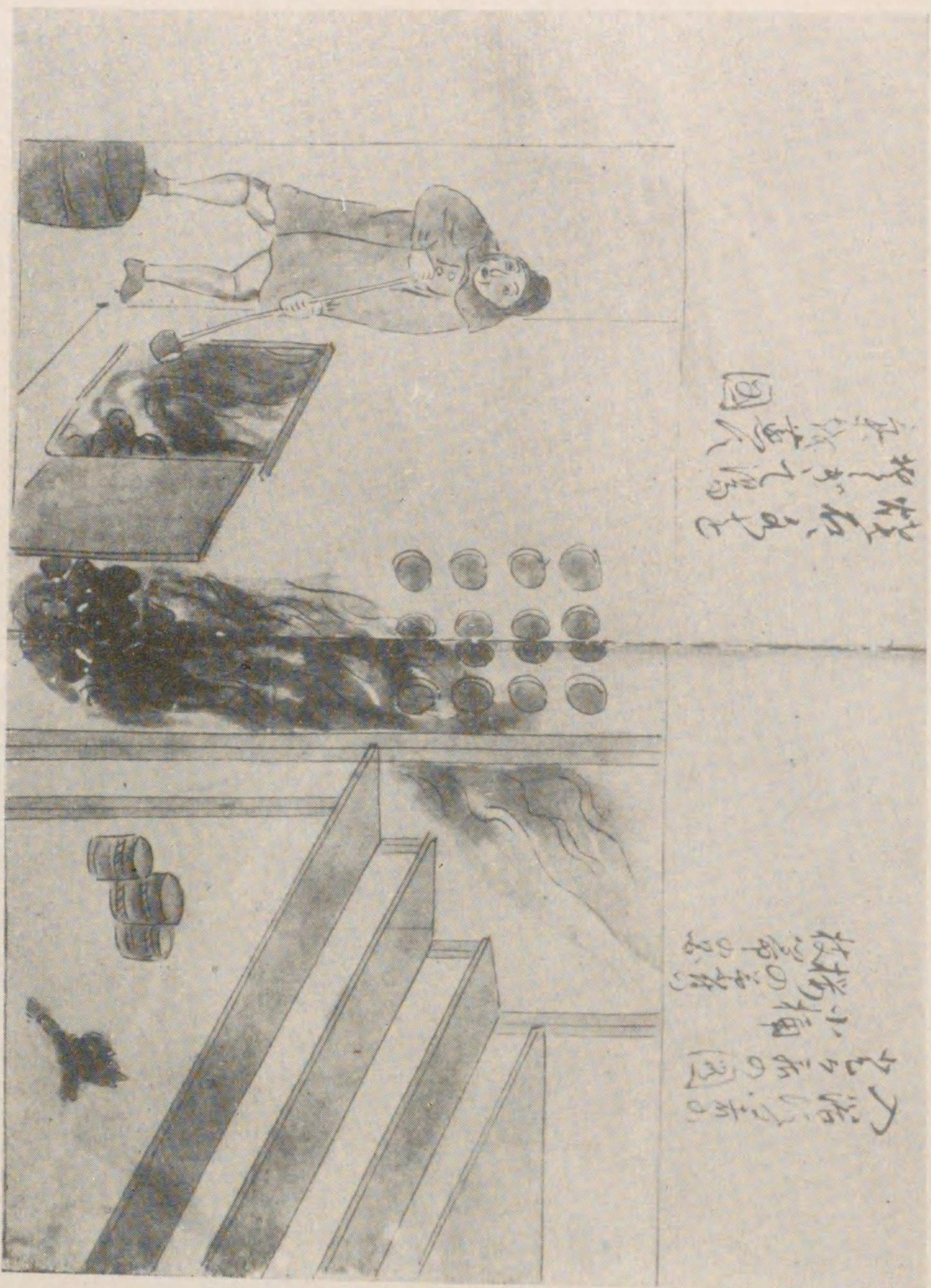
日の「東京朝日新聞」に雲外生の紀行がある。稍古くなつた日記であるが、よく説明せられてゐるから、その全文を轉載しよう。

西安の東を距ること五十清里(我約五里)にして臨潼縣城あり、縣城の南門外に驪山あり、その高さ約五百尺、秀翠愛すべし。その麓は即ち温泉宮にして、唐代華清宮の遺跡なりと云ふ。臨潼縣城の南門を出で、南する十餘歩にして門あり、額に題して天地陽春と云ふ。又行くこと七八十歩にして影壁あり、その左右に衡門の如きものあり、左折すれば車馬及び從者の房室あり。夫れより正面に進めば更に門あり、乘馬乗車の客、皆この門にて下車す、唯轎子は尙門内に進むを得べし。門の左右に客房あり、その正面を客室とす、左折して小門を入れば右に客室ありて最も大なり。客室の正面に壁を設け又小門を穿つ、小門を入れば即ち華清池塘なり。その形稍瓢に類し、而して之を内外に分つ、外池塘は入浴せしめず、入浴せしむるは内池塘のみに限れり。内池塘の濶さ一丈四五尺、長さ二丈三尺、深さ二尺六七寸にして其周圍及び底は石を持つて之を疊む。池水の清徹なる池底の微物も皆之を見ることが得べし。水質は無味無臭にして温度九十度内外なり。この池塘までを温泉宮の外部となし、それより後を宮の内部とす。



小門を入り右折して石階を拾ふ。上に殿屋ありて北面す、之を正殿となす、左右に二三の廂廡ありて池塘上に設けらる神殿に連る。正殿の後方にも池塘あり、池中二閣を架す、その東方の一閣は全く池中にありて橋を架して南北に通す。その西方の閣は西部に於て他の一廂に連る、是れ樓船の形に則れるなり。正殿と池中の二閣とは園中の巨觀にして雅趣掬すべし、塘の北方一小門を隔てたる空地に一殿堂と數廂廡の新築せらるゝあり。回變の際の行宮に充つるものなりと云ふ。是れ現今、驪山温泉の光景なり、この規模は小にして、唐代華清宮の一小部分を存するに過ぎざらんも、而も池あり、魚あり、辛あり、樹あり、樓あり、閣あり、其配置結構就も雅致風趣に富めるも惜むべし。今や世俗のために、没趣味なる工人の手に罹り、赤インキ、青インキ等を塗抹せられて、その面目を日に没しつゝあり。之を北京湯山の温泉宮に比するに、その規模に遠く及ばざるも、その荒廢は彼の如く甚しからず。

藤原期及び鎌倉期の浴室



呂風ヤシロ 圖七十二第

郎十六・太平左・平儀・夫太津子舟の領墓仙冬の年五政寛・たつ採らか聞異海環は圖のこ  
 經た來てつ歸に年二化文てし著漂に亞西魯ひ連に雨風暴・で上海の城岩州奥が人四の  
 らさ述記くなど小大もどとこの亞西魯・でのもたし書聽がと強弘村志と水盤樹大を歴  
 たし用引に申文本をれそ・でのるおてつ載に中のよこも節一の呂風ヤシロ・るおてれ



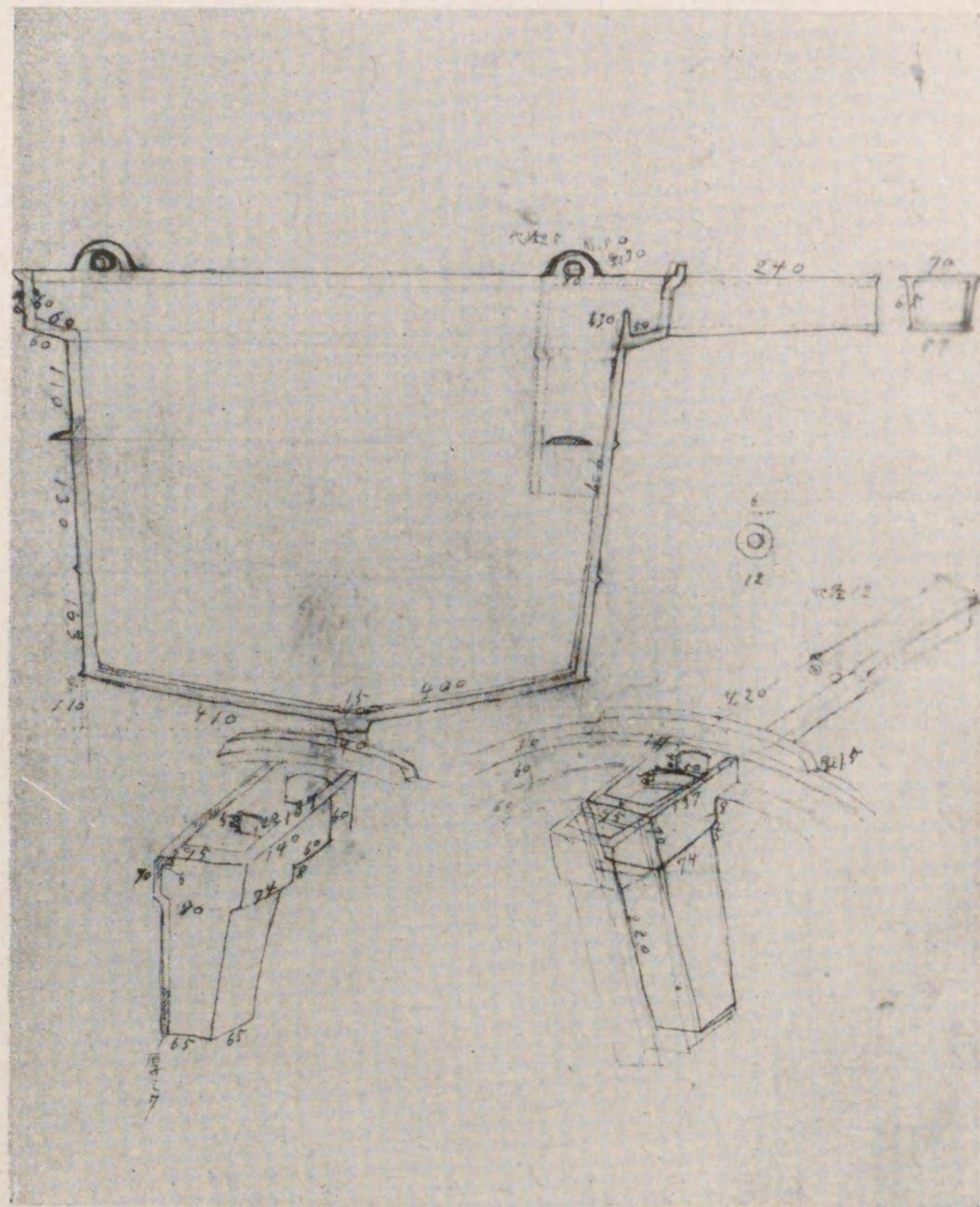
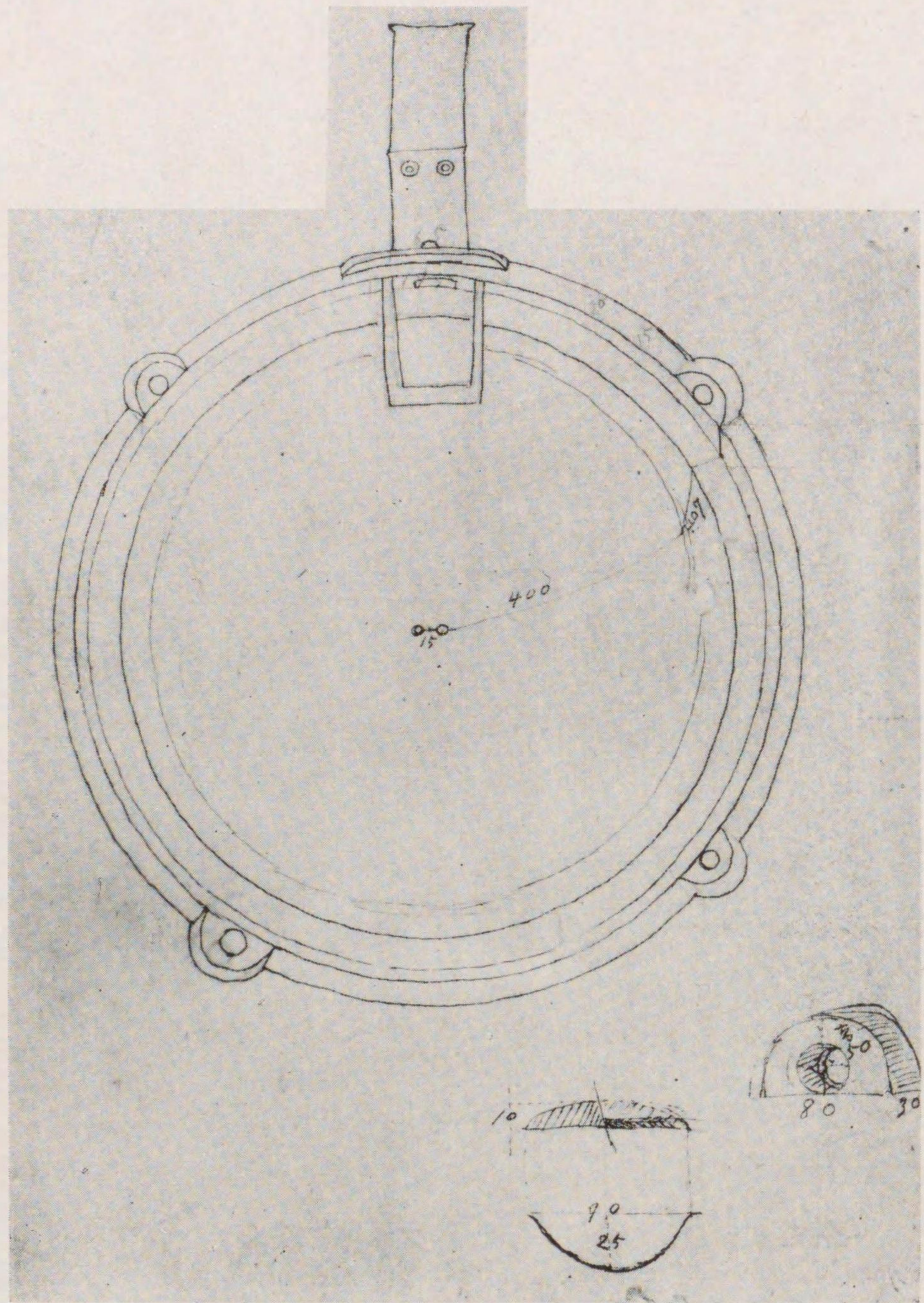


圖 八 十 二 第

(一) 圖取見釜湯大の藏所寺峰剛金山野高

づ先・い・勢はのもるゐてらせ存保に全完どほ釜湯大の寺同  
 そ・で樋す流を水湯らか釜焚は樋長るあてけ付りとに外の釜  
 れ流に底の釜湯が湯たい沸はのるあがめ溜の形榭に側内の  
 ののもるゐてれらけ設にめ爲いなれ觸に肌の者浴接直み込  
 水湯に時一・てつあが粹小の上湯はに内の溜てし而・るあ  
 構屋湯の物巻繪て見を釜此・つ立用にとこぐ防をる入れ流の  
 る來出がとこるすにか明を係關の此彼くよばれす照參を造

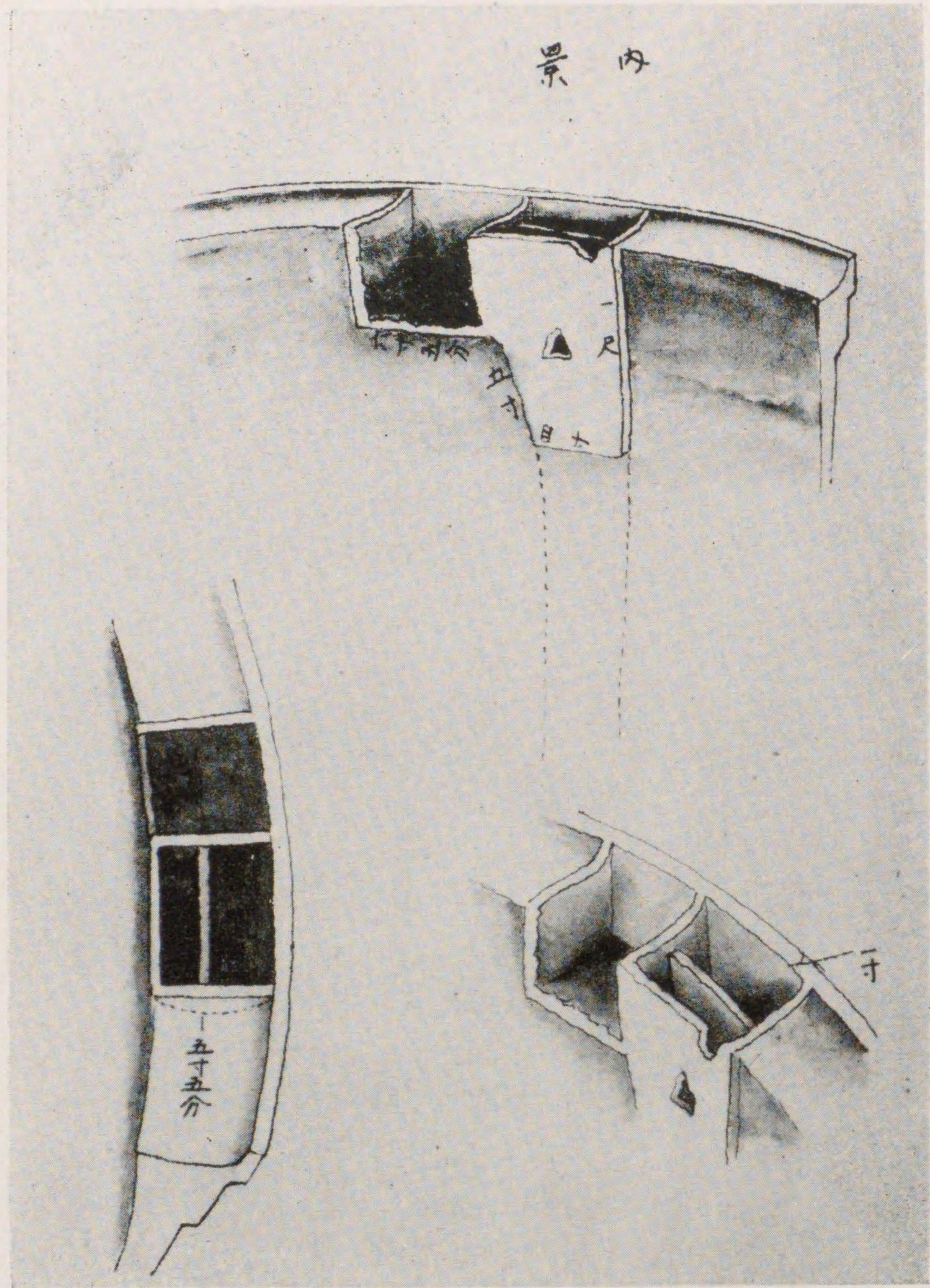




圖九十二第

(二) 圖取見釜湯大の藏所寺峰剛金山野高





圖十三第

(一) 釜湯の作自坊乗俊るは傳に寺陀彌阿在尻田三國防周  
 し壊破は等口小がるゐてれさ存保に内門山寺同は釜此  
 の藏所山野高はどな造構の口湯・がるゐてし損を形舊  
 く置げ掲をみの法寸の口湯はに茲・るあで一同と釜





第三十三圖

周防三田尻在阿彌陀寺に傳はる俊乘坊自作の湯釜(二)



古代に浴室があつたか無かつたかは知るべき材料を持たないが、奈良朝には佛教傳來と共に寺院に浴室を構へたことは、その時代の古寺の資財帳にも登録してあり、又大安寺や唐招提寺の古繪圖を見ても明かにその形などが描かれてゐる。この事は前にも述べたが、今日の東大寺法華寺又は京都の東寺などに遺された浴室を見ても、當時の面影を偲ぶことが出来るのである。寺院の構造が支那からその型範を取つたことも明らかで、大安寺の如きはその縁起にも唐の西明寺を模したとある。おもふに、浴室も支那建築に倣つたものであらう。

寺院の浴室は蒸風呂か湯水を使ふ湯屋かの區別は判然しない。少くとも今日に遺る寺院の浴室は、長年月の間には屋形の改築もあり、内部の様様替へもあつたらうから、原形とは變つたに違ひないが、浴室の原則は飽くまで守られてゐることは、容易に想像のつく所であらう。法華寺の今日から風呂を見るに、東側の焚口は西洋竈風に煉瓦を積み、烟突が建ち、男女の兩別があつて、明かに現代の改修になつてゐるも、蒸風呂を立てゝゐることには變りない。奈良時代に建てられた寺院は、今でも蒸風呂の多い浴室を見れば、蒸風呂が傳統的であつたであらう。保守的傳統を尊ぶ寺院が、そう簡單に手早く根本までも改造は出来るものでないから、奈



良朝建立の寺院浴室に傳統的の蒸風呂が尙今日まで遺つてゐるものと想ふ。光明皇后の施浴せられたそれも、多分この蒸風呂ではなからうかと想像せられる。【元享釋書】でも【寶物集】でも、垢をかき玉ふとあるから蒸風呂であらう。我々の専門立場から見ても、發汗の多いのは蒸風呂である、それだけ垢もよくとれることになる。

平安時代には田舎にも蒸風呂があつたことは、次の清少納言の【枕草子】によりて知れるから、奈良朝の寺院には蒸風呂の浴室存在の假定も當然であらう。【枕草子】に

鹽風呂等に入ると同じく、その所にてたつるやうと聞きしに、小屋あつて、其の内に石を多く置き、之を焚きて水を注ぎ湯氣を立て、その上に竹の簀を設けてこれに入るよしなり、大方村々あるなり。

とあり、蒸風呂の立て方を窺ひ得るのである。又【今物語】にも板風呂あり、目暗の僧、戸の前に立ちて、あなぬるのふろや、たけたけといひてゐたりける」とあるも、蒸風呂のことである。風呂と湯屋とは明かに區別せられた。兩者の混同は徳川中期から始まつたのであるから、その以前の古書に據る風呂は、湯屋に非らざるは明か

なことである。風呂も日本には早くから弘まつたものである。

枕草子に筆したる鹽風呂と同様の石風呂は、今日でも瀬戸内海の沿岸の各地方併に島々に存在し、夏期になると千客萬來の光景を現すのである。何れ石風呂の話は後章に述ぶる筈であるから茲には省略するが、前述の鹽風呂は全く魯西亞風呂の態を具へたのである。世界にも之れと同様な焼石に水を注ぐ風呂は、弘く擴つてゐる。芬蘭土人間には貧乏でも此蒸風呂だけは所有する風があり、四角の堀立小屋を作りて、蒸風呂となすのである。或る學者の説によると、蒸風呂は魯西亞が本家で、西紀八百年頃魯西亞人の移住と共に芬蘭土に傳つたといふ。しかし、又或る人は之を打ち消してゐる。ともかくも、焼石の蒸風呂は、米國にも墨可加にも在る汎風習のものである。墨可加では之を Temescal と呼ぶ。

寛政五年(西紀一七九三年)の冬、仙臺領の舟子、津太夫、儀平等四人が奥州岩城の海上にて暴風雨に遇ひ、遂に魯西亞に漂著し、文化二年まで彼地に居り、十二年を経て漸く歸りたるまでの經歷を記した【還海異聞】によく魯西亞風呂のことが記されてゐる。

風呂は空風呂にて銘々の家に在り、但し住居より離れて風呂屋を建て、その仕方



は内に石を積み置く、その下より火を焚き、その石を焼く、よく焼たる時は冷水を注ぎ打てかくるなり。湯煙り盛に立上りて其内に充たす、此時風呂屋入口の戸を閉づ、扱人々の入浴する所は其直前に在り、板仕切にて是を隔つ、其熱湯の氣こゝに蒸し來る也。扱内には幾重にも棚を設く、その棚の上に人々裸になりて其の湯氣にて體を蒸すなり、能く垢もよれ草臥も癒るなり。櫻の小枝の葉付のまゝなるを束、手箒の如くにしてその内に置く。人々これを持つて自身に躰を打つに垢よく落るなり。小桶に冷水を入れ置く、火氣あまりに堪へ難ければ折々箒にてその水を注ぐなり。おか湯ありしなどは此方に同し。おりく出ておか湯を遣ひ又入るなり。一ヶ月四度斗りたつなり。これはオシキリヤンヤと云ふ、或日の前夜には必ず家内中身を清めるなり。この蒸風呂の日本に傳はつた事跡は容易に知り難いが、此等は考古學の方面から究めるべきものではなからうか。我が國には、獨り古くから風呂のみが存在したではない、湯殿もあつて、湯をあびる浴室の結構も存して居つた。

有職故實に通曉した伊勢貞丈の【貞丈雜記】寶曆十三年西紀一七六三年に

御湯殿のうへと云は、是は御厨子の近くに御湯殿の上と云座敷あり、是は香湯を初として諸事に用ゆべき湯を沸し置く所也、湯をあび給ふ所を湯殿と云、此湯あび給ふ所の湯殿と湯をわかす所の湯殿とまぎらるゝ故、湯をわかし置く所をば湯殿の上と上の字を付云也。

とあつて浴室の定義を明かに下してある。湯殿は厨房の隣に置いたことは【慕歸繪】の繪によりても窺はれる。温室即ち風呂に對し、湯殿は浴室で、皇子の産湯などは確かに温湯をつかつたのであらう。産れたばかりの弱い兒又は小兒を蒸風呂に入れることは、到底耐へ難いものである。之を要するに、浴として日本には温湯と蒸風呂の二様の澡浴が早くから行れたと見做すも差支はない。

しかし、高貴權門か又は寺院ならでは、各自に浴室を構へる餘裕はなかつた。そして、營業用としての浴室專業が既にあつた。【今昔物語】に「東山へ湯あみにとて人をいざなひ」とあるから、友達と打ちつれて浴室をくゞつたことが知れる。【吾妻鏡】に

文曆元年九月一日、辛酉、子剋右大將軍家法華堂前湯屋失火、風頻吹、法華堂頗難免、此災之處、



とあるから、鎌倉地方にも獨立の湯屋があつたと想はれる。まして京都には相當に存在したものと思はれ、舊書に湯屋のことが書かれてゐる。

風呂又は浴室の建築に關した細目が、〔親元日記〕に載せてあるのを見ると

寛正六年四月廿六日癸卯、一色殿江爲御使、親元參、昨日御成之時、宜珍重、次御虫氣無御心許之由申次、佐野御風呂桑桑木事、何程可入哉之由、御大工右衛門尉國久申付候處、以注文申之先年茂爲此分、今以同前之由申之。

御風呂桑桑注文

- 一 柱 長九尺 太五寸五分四方 四本
- 一 かもる敷る 長七尺 廣五寸 五
- 一 天上板 長三尺五寸 廣八寸 取合て
- 一 戸板 長四尺 廣三尺五寸 取合
- 一 戸口脇 長三尺五寸 廣四尺 取合
- 一 戸板 長四尺 廣三尺五寸 取合
- 一 戸口脇 長三尺五寸 廣四尺 取合

- 一 脇柱 長四尺三寸 廣五寸 四本
- 一 うつばり 長六尺八寸 廣四寸五分 五
- 一 棟 長七尺 廣五寸 三
- 一 後檣 長四尺三寸 廣八尺 取合
- 一 檣板 長七尺五寸 廣八尺 取合
- 一 下けた 長六尺五寸 廣三寸 十
- 一 足がため 長六尺五寸 廣六寸 四
- 一 同つか柱 長一尺三寸 太五寸四方 六
- 一 簀子 長六尺五寸 廣三寸 三十六枚
- 一 一かべ板 長六尺五寸 廣一尺二寸 五枚
- 一 一戸かまち 長三寸四方 十
- 一 一扇 長六尺五寸 廣七尺五寸 取合
- 一 一扇の方立 長六尺 廣九尺 取合
- 一 一同かまち 長六尺五寸 廣三寸五分 十
- 一 一棟のつか柱 長一尺 廣四寸



- 一 御打板 長三尺五寸 廣三尺  
あつき一寸五分 取合
  - 一 外御打板 長五尺七寸 廣三尺五寸  
あつき一寸二分
  - 一 同あしかまち 長一尺 廣四寸  
あつき三寸
- 以 上

と記されてゐる。此仕末書は木組みの次第を知るに足る資料である。

湯殿に用ゐる釜は大小あるが寺院などでは割合に多數のものが入るから、自然大きなものを要求するのである。山口縣三田尻在の阿彌陀寺に在る大釜は、一口廿五石納鐵湯船同之とある。自分は昭和二年の夏同寺に出張し、山門内に在る重源上人が作つたと傳へてゐる大釜を調べたが、釜の小口が壊れてゐて十分にこれを測ることが出来なかつた。

高野山金剛峯寺の古湯釜は保存もよく、小口の取つけが完全である。その寫しを出して置く。

【多武峰略記】にも釜一口、一斗入、承安焼失、其後釜一口、七石入とある如く、相當に大きなものである。蒸風呂に關する室の構造は、之を徵するに足る詳しい文献を得ないが、湯殿に就いては、延喜式によると、様々の用具が示してあるも、餘り必要が

ないから湯槽のこのみを書き置く。

昔は湯桶を浴斛と書き、又湯槽湯船に作り、ゆぶねと呼んだ。大嘗會の章下にあつた湯槽もゆぶねである。「ふね」とは都て狭長にして大いなる函をいふのである。浴斛には木製に漆を塗つたものもあり、又白木で作つたものもある。大嘗會の場合、勿論白木製である。寺院に在る鐵湯舟は無論鐵製のものであらう。

宮中では御一人用であらうが、その他では、多數のものが共に浴したのである。

【榮花物語】に

ある所をみれば、湯ふねのゆかして僧二三十人湯あみの、しる  
とあり、随分喧しく噪き立つて居つたものであらう。

【今昔物語】に

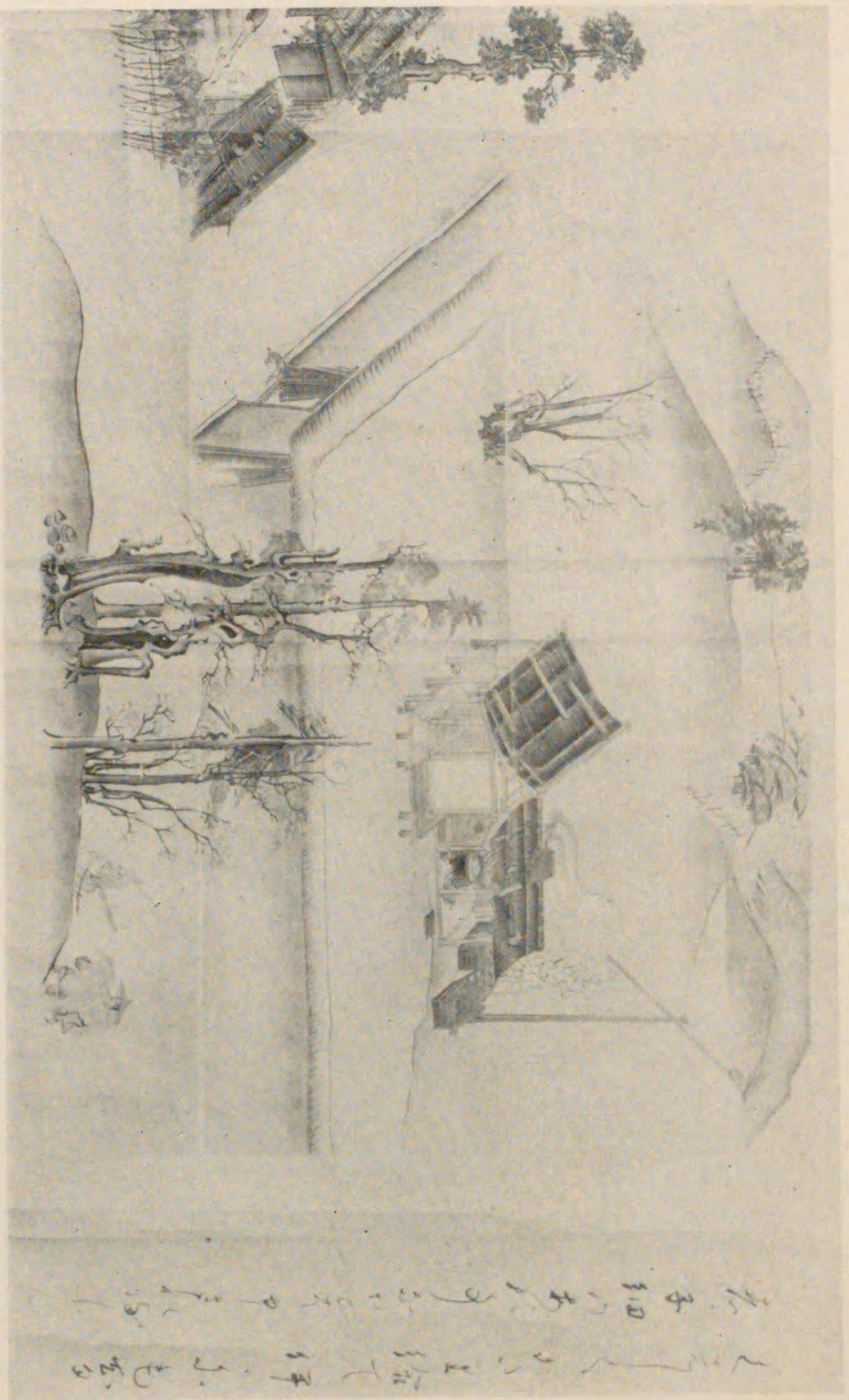
湯屋には寺の僧共湯不涌さぬ日無くして、浴喰ければ賑は、しく見ゆ  
と見えるが、寺僧も入浴法の戒を忘れて、俗人の如く湯屋で噪ぎ立てたらしい。淺ましいことである。

繪卷物に載せられた浴室



古繪卷物は、その時代にあらはれた社會の事相を何呉れとなく如實に描寫してあるを特徴とし、その史實を具象し、信仰を表現し、生活を活寫し、様々の場面を次ぎから次ぎへと見せて、無盡藏の資料を我々に提出するのである。而して、その繪卷物の多くは、藤原後期から鎌倉時代に描かれたもので、正に當時の時代鑑である。繪卷物に遺された浴室は、前述の意味に於て貴重なる唯一の研究資料となる。

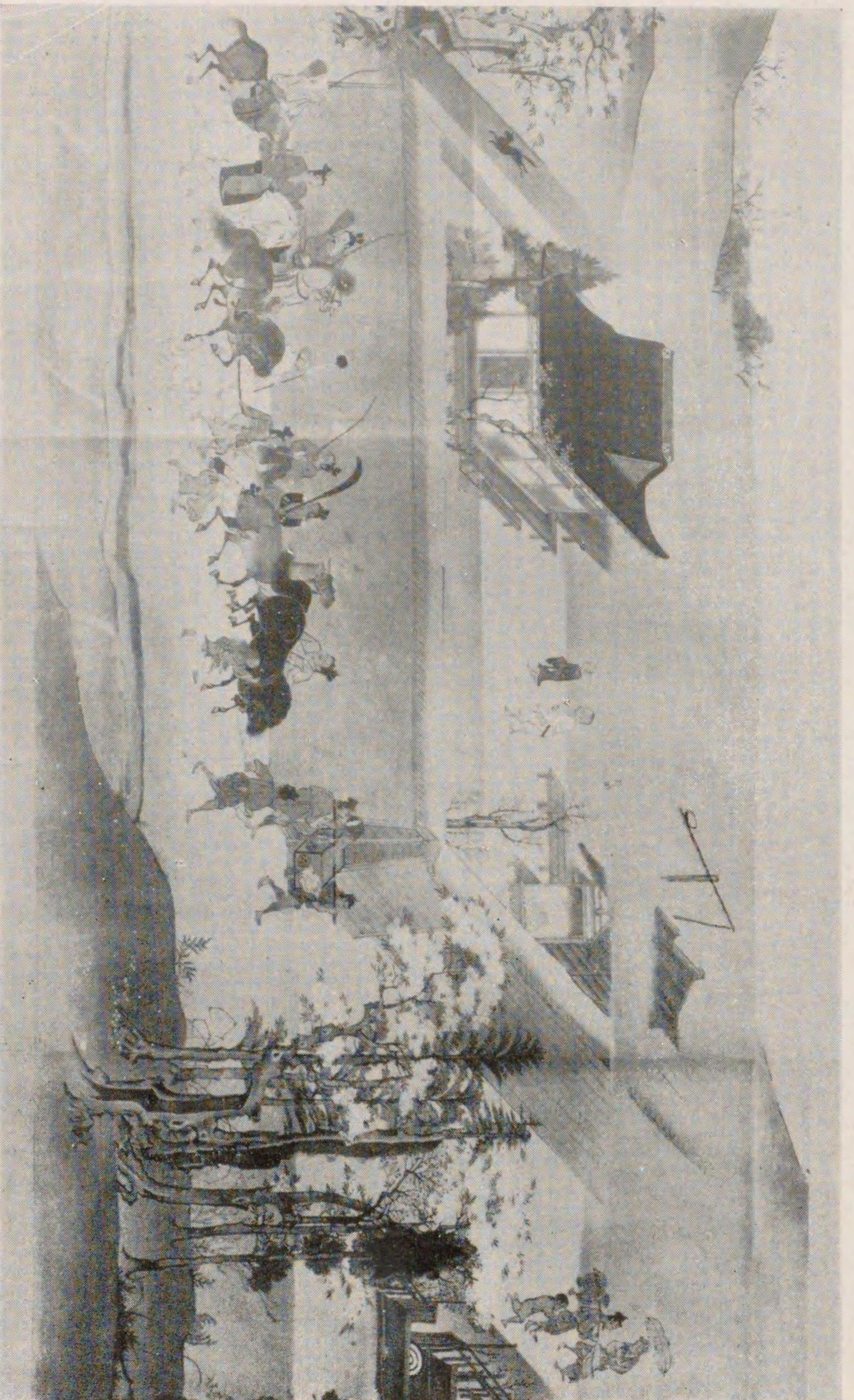
【一遍上人繪傳】は、時宗の本山藤澤遊行寺の所藏で藤澤道場繪傳とも稱せられる奥書に年代の明記はないが、上人没後、間もなく作られたものらしく、繪は土佐吉光といふ。その中に浴室の完全な構圖が二面あるが、何れも同工で、浴する室焚釜焚小屋井戸はね鉤瓶寺男が、水汲みなどの情景である。【暮歸繪】は眞宗本願寺三世覺如上人一代の行狀を記したもので、奥書には詞三條亞相公忠卿、畫師沙彌如心因幡守藤原隆亨とあるが、年代は不明である。居間から廊下づたひで浴室につゞく繪があるが、その内部は窺ひ得ない。けれども、釜を焚きて湯氣を送るが如きの作り方で、その傍の大鍋にも火が焚いてある。仕丁が薪を割れば一人はその束を擔つて來る。火の前には小童が手を翳して當つてゐる。焚火には多くの薪を要するので、それが彼方此方に雜然として亂れ横はつてゐる。浴室は割に小さい天井の低



(一) 堂浴の代時會錄 圖二十三第

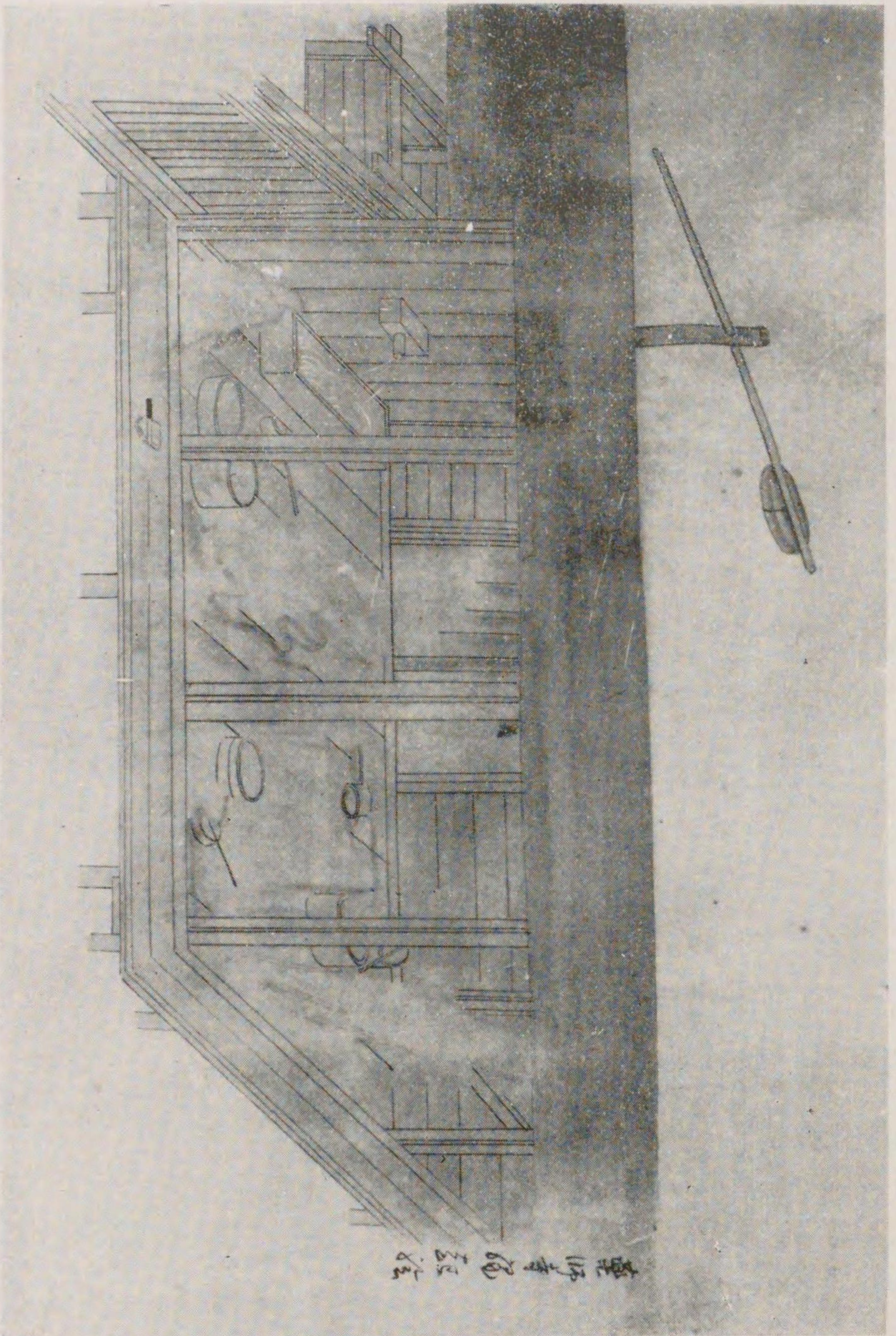
波を水らか戸非にり頻が僕下・し接相と屋小き焚・籠と懸湯・たつ採らか傳繪人上通一はれこ  
 於に圖・ちらあできとたい浦の湯に正・はのるおてつ身ち立の氣湯・るおてい焚を籠てげ上み  
 とる見を室湯たれらせ・載に物卷繪の他・がいな得り知を部内のそてれさ鎖く堅は室湯はて  
 るかわがとこたつあの室浴の様雨のこらか時い早・てつあも屋湯ふ使を水湯はれあも呂風蒸  
 たつあでのもの々別はて於に代時い古がるおてれらる用てじ通相はで日今はと屋湯と呂風





(二) 室浴の代時倉鎌 圖三十三第  
たつ探らか傳繪人上通一はれこ





空浴の寺師藥 圖四十三第

依に據るあてし散りとの子杓・崩小・るあてし流は間板い廣・たつ探らか起縁寺師藥藏家問子平松は圖本  
 るたり憚に他はのるあが跡たし削抹を物人の切一・る來出がとこるす像想を委行の々々まきの者浴てり  
 蒸・がるあて室浴は屋部の奥・うらあて爲の習風たつ削を毛で屋湯はのるあがと紙と刀削に端縁・かのも  
 るわてち充に槽め溜てち落れ流が湯に隅一のし流・るあて念殘がのいなでか明が別區のか屋湯か呂風

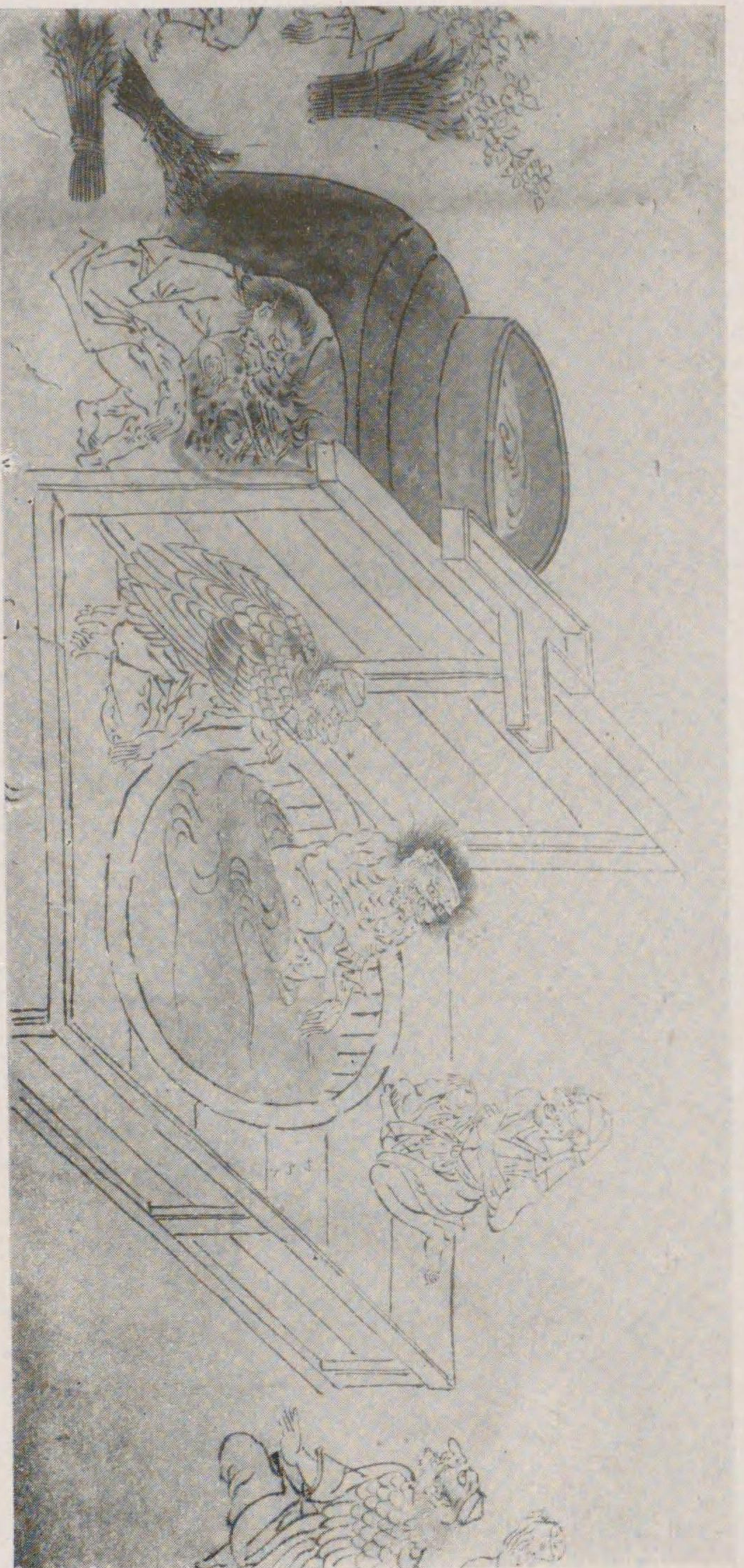




舟湯の紙草坊害是 圖五十三第

いたれら見を様形のそてつ依に圖本・がふいと舟を槽湯・たへ進に文本はとこの巻繪のこと





槽 浴 同 圖六十三第

りとはれこ・く置でげ掲をのたつ變の殿湯らかつーのそ今・るあが本異の三二はに傳繪坊吉是  
るあで造構じ同とのもるあに羅茶曼經華法現出上海はのるあに下らか板床が槽湯・がるあで湯



い小室で、板圍である。【東大寺縁起】は寺務公順の詞で、繪は芝法眼琳賢の筆である。此縁起の奥書に、古來所記爲廿卷、而依事繁多、見者聞之、聞者倦之、仍鈔至要縮爲上中下三卷焉、於上卷之詞者、恭致染震翰、訖披閱之、輩發修造之志者、足矣。干時天文五年 月 日 勸進沙門祐全とあつて、原本を再修してあるが、これによりて浴場の内部が明に窺ひ得られる。それに據れば、湯は蒸風呂で、流し場は木場である。蒸風呂の入口は戸棚になり、床よりは尺餘も高く、簀子張の床を見る、簀子の間より湯氣は濛々と立ち騰る。釜及び焚口は前二者と同じ構造と想はれる。

【薬師寺縁起繪】は考古圖譜に載せてゐない。此模本は松平子爵の藏品である。描寫頗る粗雑に流れ三四の浴者ありしも消されて浴室のみを示せるが、蒸風呂とも想はれる小室の前は洗し場で、小桶大桶杓子剃刀の澡具が取り亂れて置かれてゐる。小槽には掛けの水が盈ちてゐる。

本法寺の【海中出現法華經繪傳】は次章に説明するが、その浴室は湯槽で、とり湯である。悠々として行人が勝手に湯に浸つて、法湯の難有さに嬉々として楽しんでゐる。

【是害坊草紙】は詞書冷泉爲重、繪師永春である。現存のものはその零巻で、少く



とも上下二卷のものであらう。唐土の天狗是害房が日本に來り、病に罹つたとき日本の天狗日羅房が憐みて加茂河の邊に温室をかまつて湯治せしめる因縁を書いてある。その繪卷には、湯槽が立派に描かれてゐる。これも、とり湯で、槽は浅い大盥の如きものである。病天狗を布に載せて湯に浸してゐる。この圖では、浴槽が開き棚の上に載せてあり、扉を開いて天狗の覗くなど、浴場の説明には餘りに突飛である。

又京都醍醐寺秘物の「男色繪卷物」の中にも湯槽の繪があるが、浅い湯舟である。

此等の繪卷物を通して覽るに、蒸風呂と想はれる浴堂もあれば、湯舟に浸たる浴堂もある。これを近世の浴室に較ぶれば、蒸風呂の如きは餘りに變りなく、英一蝶の畫いたと傳へてゐる元祿の蒸風呂も、略ぼ之に似たものであるが、湯舟は、輕便でもあるから時好に適して漸次その形を變へて來たことがわかる。

施浴

阿難が施浴して、福祐の身になつたことや、首陀會天、毗婆子佛の時、貧家の子たり



像作自人上乘俊 圖七十三第

・るゐてれらせ列に寶國で藏の寺陀彌阿在尻田三縣口山は像人上・た獲を遇寵の皇法河白後・て者勞功の建再寺大東は人上す筆特上史浴沐はとこたしま勵を浴入・てり在に寺陀彌阿がが事行の浴施人上乘俊に内境寺同もで日今・るあで柄事きべるす水行てひ集り來女男らか方郷近はに頃中の月七りは傳るれはいといなら罹に氣病ばれとを浴此てしそ・い多がのも

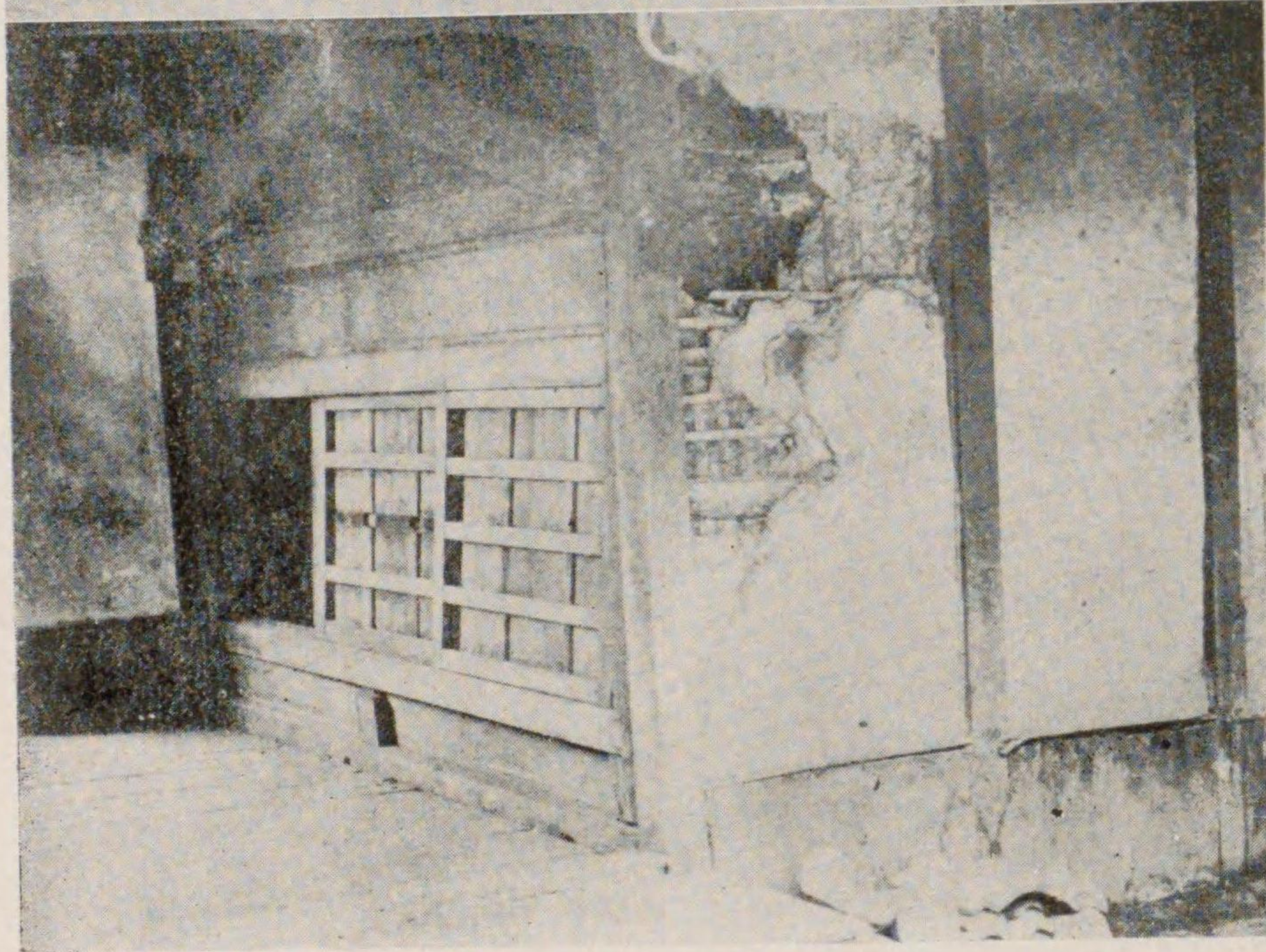
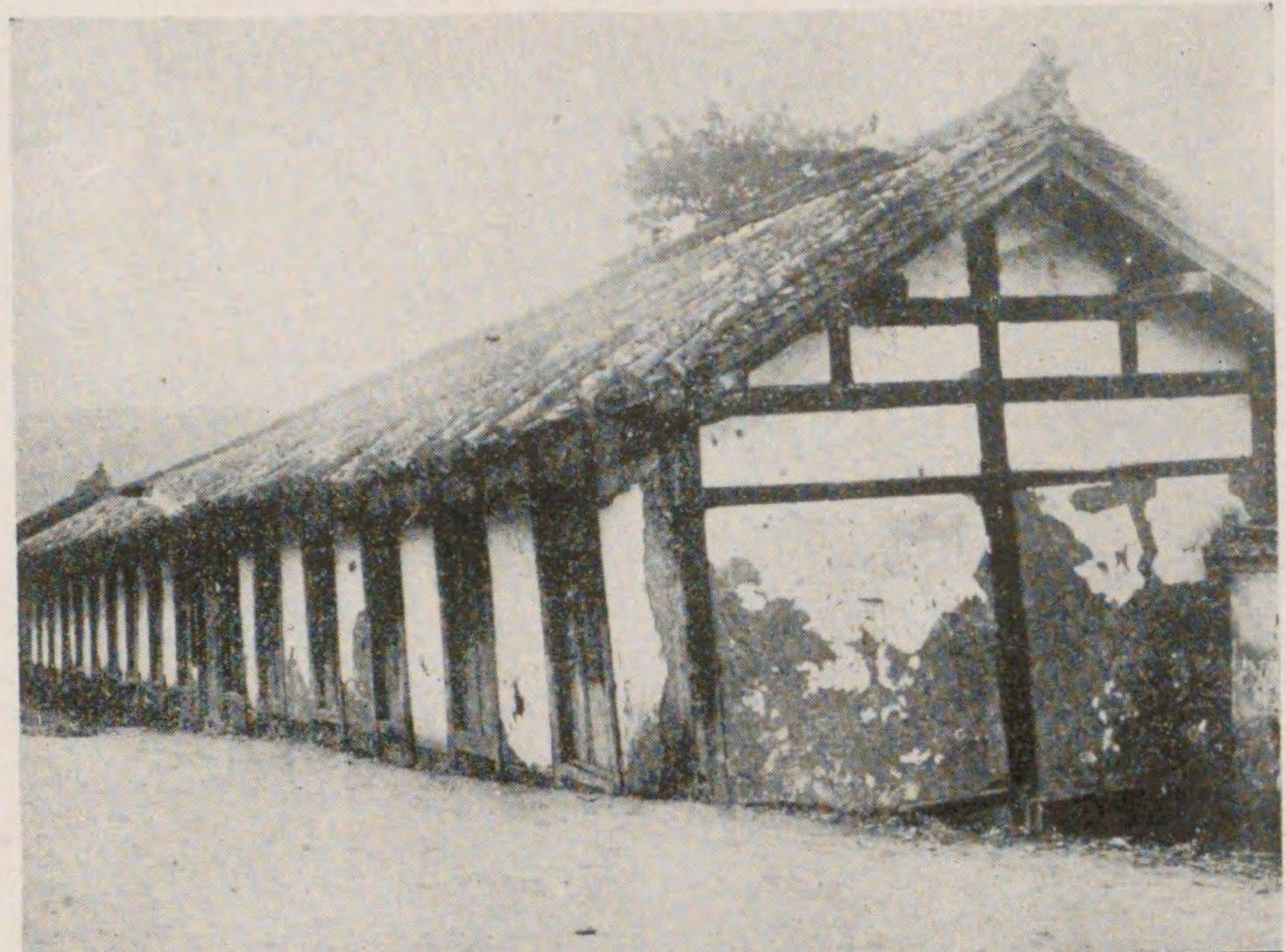




像人上性忍 圖八十三第

權の善慈に正で僧高だん富に心善慈は人上性忍るゝかに藏所の寺樂極倉鎌は像  
 通を今古がたて建を院四の者病・藥施・田悲・田敬は人上るあできべふいと化  
 廢荒は寺樂極い難め求を例類どん殆は人たけ捧を涯生全に業事濟救く如此てじ  
 白藥たる用が人上がいな來出も事るとたを跡の舎病たて建の人上は今くしだ甚  
 るあでのるなとがすよのもてめせぶ忍を徳の人上もてま後の載千・り遣に側堂は





間八十山北良奈 圖九十三第

忍はれこゝるあが棟一の作家平の間二横間八十縦に阪若般の良奈  
もたて建を舎病の濟救者頼・てい繼を志遺御の後皇明光が人上性  
明・るあで(呂風蒸)室浴る在に内のそは圖下部外のそは圖上・での  
そ頃近がたし廢荒くした甚め爲しりぎみ願の人く永りなに代年治  
いし嬉はとたれき護保てつよに々人の志有てれば徳を業事き尊の



しが佛の洗僧の功德を聴き、作務したる爲め、天に生れて形體殊妙、大に光明を有するに至つたことは前に述べた。又【温室經】にも衆僧施浴を説いてゐる。【百緣經】にも、孫陀利比丘、前生浴僧功德、今端正殊妙とある。浴僧の功德が大いなることは佛敎の説く所である。光明皇后の施浴も此宗教的精神から來たものである。浴僧のことは、やがて、施浴となり、大衆を賑はす供養となつた。従つて光明皇后以後に至るも、この施浴の風が傳はり、鎌倉時代には殊に旺んな施浴の一劃を作つた。

【吉記】に

元曆元年十一月十日、今日先考遠忌也、念佛□□奉仕、□佛經以實憲律師爲導師、布施一裹、三段四事供養、飲食米袋衣服、衣臥具、一枚醫療以錢用橋皮念佛衆六口、四事同前也、□温室事、左右獄施、行清水坂、温已例事也。

【吾妻鏡】に

建久三年三月廿日壬辰、於山内、有百箇日温室、往反諸人并土民等可浴之由、被立札於路頭、是又爲法皇御追福也、俊兼奉行之、今日御分也云々、平民部丞、堀藤次等沙汰之、以百人被結番、雜色十人在此内云々。

【平戸記】に



寛元三年正月十日丙午、今日先考遠忌也、以行顯閣梨讚嘆古佛古經、例時之後與布施、依恒例事於大湯屋有温室。

〔看聞日記〕に

應永三年十二月廿三日、爲御佛事、風呂被燒、面々入之。

とあつて、施浴が屢々行はれた。それは一日のみのこともあり、又長時のこともあり、それらの事情によつて施浴日の長短はあつたが、何れも先考の遠忌とか、又は追善の爲めに之を行ふのであつた。想ふに鎌倉時代は、貧富の差が著しい、權門又は富貴ならでは浴室の構は出来なかつた、萬人の沐浴は尋常でなかつた。〔疾草紙〕その他の繪卷物を見ても、當時如何に民衆の貧苦につかれ、疾病に悩んだかが知られる。道路に死人を棄て、犬の飽食にまかせ、病者の衣なくして臥するが如き世相であつた。斯る時勢に在りて、施浴はふさはしい慈善の一つで、佛事には相應したる供養であつた。

富山縣婦負郡黒瀬村長松山本法寺の所藏に係る國寶の〔海中出現法華經繪傳〕二十二幡は、後醍醐天皇嘉曆二年(西紀一三二七年)の作であるが、その第十三軸に施浴の繪畫がある。とり湯に、十名ばかりの行人が路傍に行囊荷物を打ち捨て、沐

浴せるは、正しく鎌倉末期の施浴の情況を描いて髣髴たるものと想はれる。

此繪畫に於て注意すべきは、浴者が何れも腰卷のまゝ入浴してゐること、この點後世とは大いにその趣を異にした所である。浴斛の上方に方形の小椀あり、短柱が之に附けてあるのは、釜からの樋である。浴斛廣く數人を容れて餘りがある更に盥より杓子で頭に水を注ぐなど、浴場の活動を寫して珍とすべきである。浴斛の大なるものには、自ら湯釜も大なるものがあらねばならぬ。

次に、施浴に於て見遁し得ざる二僧があることを述べよう。その一は重源上人であり、他は忍性菩薩である。

重源上人は、俊乗坊と號し、後白河法皇の歸依を蒙り、法皇から南無阿彌陀佛大勸進と法號を賜ふた。東大寺の再建に力を添へた東大寺の阿闍梨である。芝居で見ると、武藏坊辨慶が安宅關で勸進帳を讀むが、その勸進帳にも、俊乗坊重源諸國を勸進すと云つてゐる。勸進帳は東大寺再建に就き諸國に寄附を勸誘する挨拶狀で、一山の僧侶を派して諸國に遣したものである。重源上人は後白河法皇の院旨を承つて、周防國佐波郡牟禮村に赴き、莊園領地の山林から材木を伐採して之を奈良に送つた。そして、その駐在の居地に阿彌陀寺を建て、念佛施浴を修行し、當時



の國司を始め、その他の有司をして、此念佛施浴に就いて誓詞を出さしめ、永代に亘り必ず勸行修治すべきを申し合せた。

同寺の入口の傍らに、俊乗坊御加持浴室の小屋がある。明治十何年にか、山火で焼けて、爾來その原形の大半を失つたが、その後之を補修し、毎年七月十四日十五日の兩日、郷人來つて行水し、功德に依つて暑氣に當らないと信じてゐる。これも俊乘上人以來の念佛施浴の遺つたのであらう。長州風呂に湯を沸し、その前に在る石槲に汲み入れ、杓子で湯を身體に灑ぐ取り湯である。

此上人、牟禮村の山中から鐵を採掘して釜を鑄た、今でも、その大釜は同寺山門内に保存せられてゐる。大釜の外縁に長方形の小口があり、内方に隆起した枳がある。此等の附屬の説明は破壊した跡が多い爲め十分に出來がたいが、浴斛に注ぐ短柱と連絡するものであらう。重源上人は鑄物にも巧みであつたことは、同寺に遺されてある鐵塔を見ても知ることが出来る。今は國寶になつて、同寺の別堂に上人自刻の木像と共に納められてゐる。今日の長州風呂も、恐らく上人の鑄た釜から換骨脱胎したものであらう。他國では空海上人の遺跡が多い様に、周防では重源上人に關する遺跡口碑が數々傳へられてある。

重源が念佛施浴を重んじたことは、左の宣誓に由つてわかる。

廳宣 在廳官人等

可<sub>下</sub>早任<sub>三</sub>分配旨<sub>一</sub>免<sub>上</sub>除<sub>二</sub>東大寺

別寺牟禮郷別所南無阿彌陀佛

不斷念佛并長月温室等

用途田畠<sub>二</sub>事

建 立

淨土堂 壹宇 七間四面

藥師堂 壹宇 同

舍利殿 壹宇 方丈

安置高五尺鐵塔 一基

其中奉<sub>二</sub>納佛舍利五粒<sub>一</sub>

鐘 壹口 高三尺

湯屋 一宇 五間四面

在大釜 一口 五石納